

第4次犬山市障害者基本計画
第7期犬山市障害福祉計画・
第3期犬山市障害児福祉計画
(案)

令和6年3月
犬 山 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨について.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 関連法等に係る年表.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	9
5 障害者の定義.....	10
6 計画の策定体制.....	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	13
1 障害のある人の状況.....	13
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況.....	24
3 雇用・就業の状況.....	29
4 障害のある人の数の推計.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1 基本理念.....	37
2 重点課題.....	38
3 施策の体系.....	40
第4章 分野別施策の展開方向と 今後の取り組み.....	41
1 啓発・広報.....	41
2 相談・権利擁護.....	47
3 情報アクセシビリティ.....	52
4 生活支援.....	56
5 生活環境.....	65
6 保健・医療.....	74
7 教育・育成.....	80
8 雇用・就業.....	88

第5章 数値目標とサービスの見込み量..... 93

- 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況..... 93
- 2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】..... 101
- 3 障害福祉サービスの見込み量..... 111
- 4 地域生活支援事業の見込み量..... 121

第6章 計画の推進..... 131

- 1 計画の推進体制..... 131
- 2 計画の進行管理・評価..... 132

資料編 133

- 1 計画策定の経過..... 133
- 2 犬山市障害者自立支援協議会規則..... 135
- 3 犬山市障害者自立支援協議会委員名簿..... 137
- 4 犬山市障害者施策推進検討委員会設置要綱..... 138
- 5 犬山市障害者施策推進検討委員会委員名簿..... 139
- 6 アンケート調査の概要..... 140
- 7 障害者団体ヒアリングの概要..... 141
- 8 用語の解説..... 158

第 1 章

計画策定の趣旨について



計画策定の趣旨について

Ⅱ 1 計画策定の背景・趣旨

我が国の障害者施策の変遷をみると、昭和45年（1970年）に制定された心身障害者対策基本法に端を発し、平成5年（1993年）には障害者基本法（以下「基本法」という。）が改正され、従来の心身障害者に加えて精神障害者についても新たに「障害者」と位置づけられるなど、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加促進に向けた取り組みが記載されました。

その後、平成23年（2011年）には、平成19年（2007年）に我が国が署名した障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。条約の批准に向けて、平成23年（2011年）8月に「障害者基本法」の改正や平成24年（2012年）10月「障害者虐待防止法」の施行、平成25年（2013年）6月に「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正といった国内法の整備が進められ、平成26年（2014年）1月に同条約が批准されました。

平成23年（2011年）に改正した「障害者基本法」では、障害のある人の定義を見直すと共に、合理的配慮の概念が盛り込まれ、平成24年（2012年）には、従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正し、難病患者を障害福祉の対象に含めるなど制度改正を推進してきました。

さらに、平成25年（2013年）には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、令和3年（2021年）5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行され、令和6年（2024年）4月からは、民間事業者においても義務化されることになりました。

令和4年（2022年）5月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けて、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定されました。

このように、障害のある人に係る法律・制度の改正が進められるなかで、国では令和5年に「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害がある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援すると共に、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを目指しています。

愛知県では、令和3年（2021年）に障害者計画及び障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」が策定され、障害者施策を含めた福祉施策が推進されています。

犬山市（以下「本市」）では、国や愛知県の障害者施策の動向や方針をふまえ、平成30年度（2018年度）に「第3次犬山市障害者基本計画」を、令和3年度に、「第6期犬山市障害福祉計画」及び「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策の推進に取り組んできました。

これらの計画の計画期間が令和5年度（2023年度）をもって終了することから、前回計画「第3次犬山市障害者基本計画」の基本理念である「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」を継承し、今後の本市の障害者施策の基本的方針を定める「第4次犬山市障害者基本計画」を策定します。

加えて、障害者福祉施策を円滑に実施するために障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス等の利用見込み量や確保策を定める実施計画である「第7期犬山市障害福祉計画」及び「第3期犬山市障害児福祉計画」を一体的に策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 関連法等に係る年表

時期	項目	内容
平成5年 (1993年)	障害者基本法施行（心身障害者対策基本法から改正）	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を定める
平成15年 (2003年)	支援費制度の導入	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
平成18年 (2006年)	障害者自立支援法施行	3障害一元化、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
	教育基本法改正・施行	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
平成19年 (2007年)	障害者権利条約署名	障害者の権利に関する条約（障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約）の批准に向けた取り組みを開始
平成23年 (2011年)	改正障害者基本法施行	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容等を大幅に見直し
平成24年 (2012年)	改正障害者自立支援法及び改正児童福祉法施行	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年 (2013年)	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者優先調達推進法施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年 (2014年)	障害者権利条約を日本が批准	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取り組みと人権尊重の国際協力を一層推進
平成28年 (2016年)	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務）
	改正障害者雇用促進法施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障害児福祉計画策定等障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す
平成30年 (2018年)	改正障害者総合支援法施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法施行	法定雇用率の算定基礎の見直し
令和元年 (2019年)	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る

時期	項 目	内 容
令和3年 (2021年)	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和4年 (2022年)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和6年 (2024年)	改正障害者差別解消法施行	民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的に支援することも家庭センターの設置の努力義務化

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「第4次犬山市障害者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「第7期犬山市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期犬山市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第4次犬山市障害者基本計画」は、本市の障害者施策の基本方針として、「第7期犬山市障害福祉計画」は、障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量と提供体制を確保するための実施計画として、「第3期犬山市障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づくサービスの見込み量と確保に関する実施計画として策定しています。

また、本計画は国の「障害者基本計画」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」、市の上位計画である「第6次犬山市総合計画」、福祉の各分野における上位計画である「第1次犬山市地域福祉計画」や関連計画などとの調整を図り、策定しています。

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年法律第84号)	障害者総合支援法 (平成17年法律第123号)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画(基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)
位置づけ	・障害者基本法に基づく市町村障害者計画 ・犬山市総合計画、犬山市地域福祉計画の関連計画 ・あいち障害者福祉プラン2021-2026と関連する計画	・障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画 ・犬山市総合計画、犬山市地域福祉計画の関連計画 ・あいち障害者福祉プラン2021-2026と関連する計画	・児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画 ・犬山市総合計画、犬山市地域福祉計画の関連計画 ・あいち障害者福祉プラン2021-2026と関連する計画
計画期間	6年	3年	3年

【参考】

【国の「障害者基本計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

第5次障害者基本計画 障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。	障害福祉計画・障害児福祉計画 国の基本指針に基づき、サービス見込量と提供体制を確保するための方策を設定するものです。
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障害者地域生活移行 ・一般就労移行 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援 ・障害児相談支援

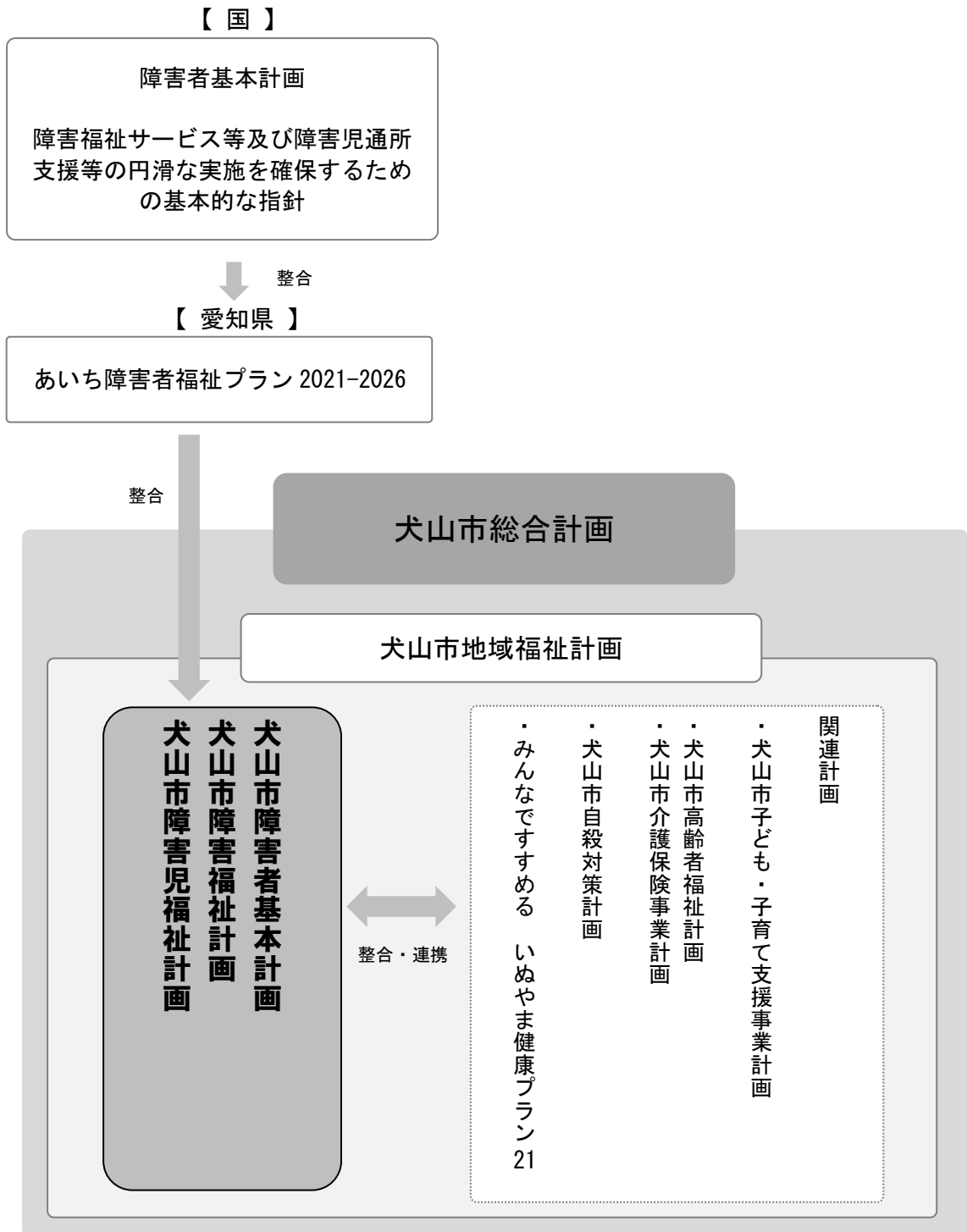
連携

【国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正後の概要（令和5年5月19日告示）】

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズをふまえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

【計画の位置づけ】



(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害のある人を含めたすべての人が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

特に、障害福祉施策を推進するに当たっては、17のゴールのうち、「3. すべての人に健康と福祉を」や「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」などに関する課題解決に資するものです。SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人も含めてすべての人の人格と個性が尊重され、すべての人が尊厳を持って生きることができる社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

「第4次犬山市障害者基本計画」は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とし、「第7期犬山市障害福祉計画」及び「第3期犬山市障害児福祉計画」は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

ただし、国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直します。

年度		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国	障害者基本計画	障害者基本計画 (第4次)					障害者基本計画 (第5次)							
	愛知県障害者計画	障害者計画 (第3次)		障害者計画 (第4期)										
県	愛知県障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む)	第5期障害福祉計画・ 第1期障がい児福祉計			第6期障害福祉計画・ 第2期障がい児福祉計									
	犬山市総合計画	総合計画 (第5次)					総合計画 (第6次)							
市	犬山市地域福祉計画						地域福祉計画 (第1次)							
	犬山市障害者基本計画	障害者計画 (第3次)					障害者計画 (第4次)							
	犬山市障害福祉計画	障害福祉計画 (第5期)		障害福祉計画 (第6期)		障害福祉計画 (第7期)								
	犬山市障害児福祉計画	障害児福祉計画 (第1期)		障害児福祉計画 (第2期)		障害児福祉計画 (第3期)								

Ⅱ 5 障害者の定義

この計画における「障害者」とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」として捉えています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、難病患者等についても、「障害者」として捉えています。

本計画においても、対象者を明確にするため、原則として18歳以上の人は「障害者」、18歳未満の人は「障害児」、「障害者」と「障害児」を総称して「障害のある人」として表記しています。

Ⅱ 6 計画の策定体制

（１）計画の策定体制

障害福祉に関する団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者、及び学識経験者などで組織する市の附属機関である「犬山市障害者自立支援協議会」において会議を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、本計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、本市の障害福祉の現状や課題、意見や要望等を把握するため、障害者手帳所持者などへのアンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施しました。

① 市民アンケート調査の実施

【調査対象】

- ・ 障害手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかを所持する18歳以上の人
- ・ 障害児通所支援を利用している人や障害手帳のいずれかを所持する児童を養育している人
- ・ 18歳以上の市民を1,000名無作為抽出

【調査期間】

令和4年10月6日～令和4年10月31日

【調査方法】

郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

【回収状況】

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者	3,358 通	1,960 通	48.4%
障害児通所支援利用者など	394 通	209 通	59.7%
一般市民	1,000 通	477 通	47.7%
計	4,752 通	2,646 通	55.7%

② パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所窓口及び市ホームページにて公開し、市民の意見を募り、計画策定の参考にしました。

計画名	第4次犬山市障害者基本計画・第7期犬山市障害福祉計画・第3期犬山市障害児福祉計画（案）
募集期間	令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで
公開場所	市ホームページ、福祉課窓口、市役所1階市民プラザ、各出張所（城東、羽黒、楽田、池野）、市立図書館、身体障害者活動センター「ふれんど」
意見数	提出通数：2通、意見数：8件

③ 関係団体等へのヒアリング調査の実施

団体名等	実施日	参加人数
精神障がい者家族会犬山しらゆり会	令和5年7月8日（土）	6名
犬山市心身障害児（者）父母の会	令和5年8月1日（火）	6名
犬山市身体障害者福祉協会	令和5年8月28日（月）	9名
犬山市児童発達支援利用の保護者	令和5年9月6日（水）	5名
犬山市放課後等デイサービス利用の保護者	令和5年9月6日（水）	5名

第2章

障害のある人を取り巻く現状



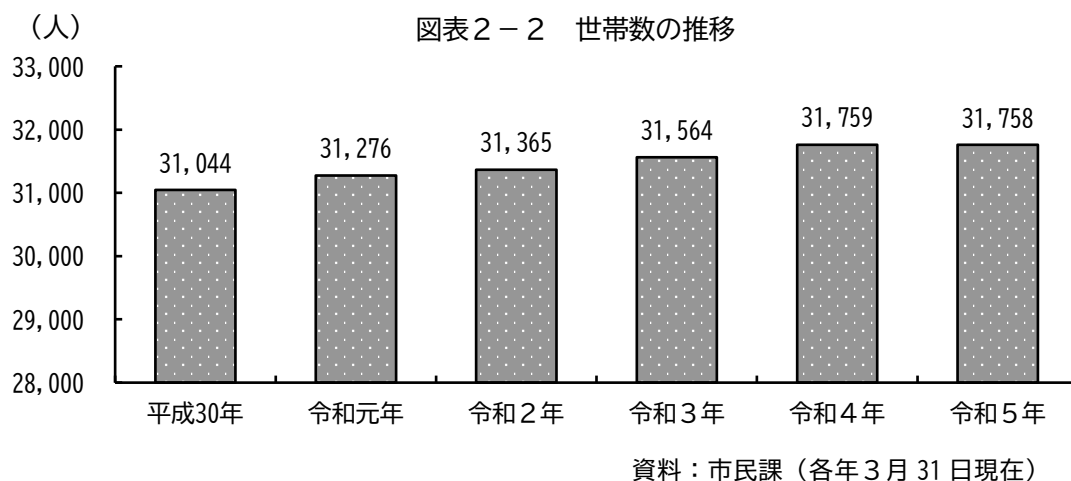
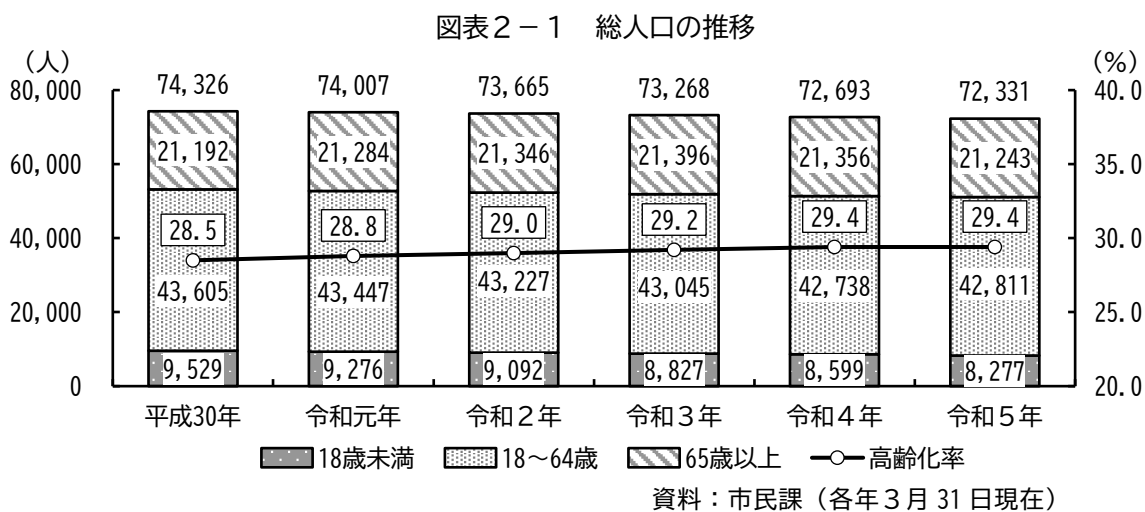
障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は全体的にゆるやかな減少を続けており、令和5年には72,331人となっています。一方、世帯数は増加しており、令和5年では31,758世帯となっています。

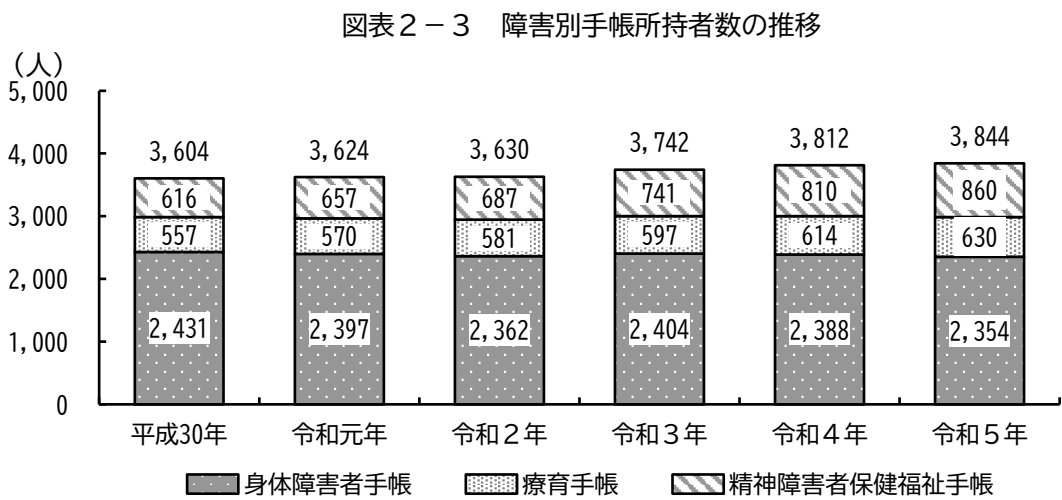
年齢別では、18歳未満、18～64歳の人口は年々減少しています。また、65歳以上人口も、令和3年までは増加傾向でしたが、以降は減少しています。高齢化率は、総人口の減少ともあいまって上昇傾向がみられ、令和5年3月31日時点で29.4%となっています。



(2) 障害者手帳所持者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

令和5年3月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は3,844人となっています。平成30年以降、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表 2 - 4 年齢階層別にみた障害者手帳所持者の推移

単位：人

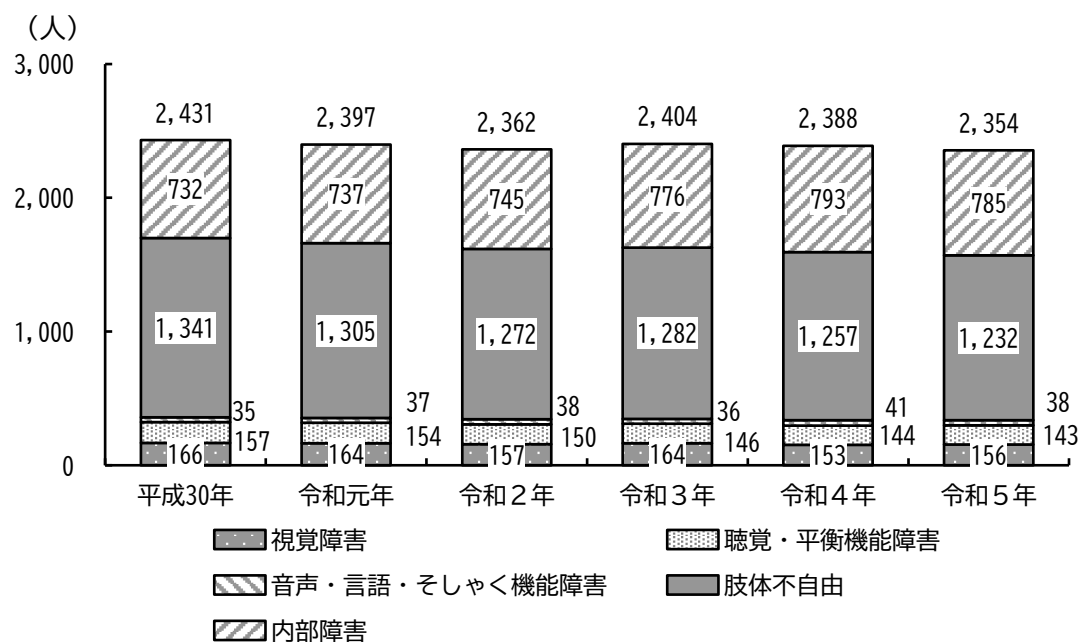
項目		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	18 歳未満	51	47	45	46	41	42
	18～64 歳	584	567	572	568	586	586
	65 歳以上	1,796	1,783	1,745	1,790	1,761	1,726
	計	2,431	2,397	2,362	2,404	2,388	2,354
	高齢化率	73.9	74.4	73.9	74.5	73.7	73.3
療育手帳	18 歳未満	153	161	163	170	185	185
	18～64 歳	355	362	375	385	389	404
	65 歳以上	49	47	43	42	40	41
	計	557	570	581	597	614	630
	高齢化率	8.8	8.2	7.4	7.0	6.5	6.5
精神障害者保健福祉手帳	18 歳未満	24	37	36	32	44	40
	18～64 歳	464	486	515	566	617	672
	65 歳以上	128	134	136	143	149	148
	計	616	657	687	741	810	860
	高齢化率	20.8	20.4	19.8	19.3	18.4	17.2

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 身体障害者手帳所持者

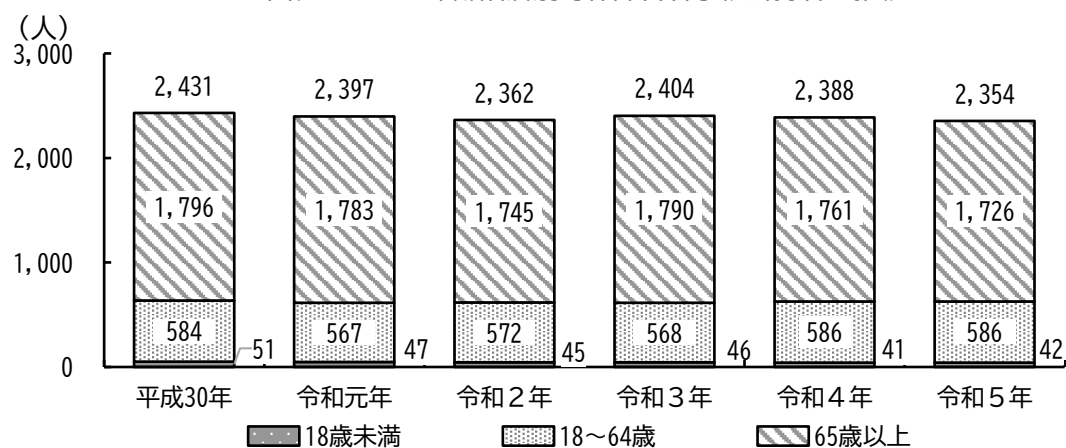
令和5年3月末現在、身体障害者手帳所持者の障害種別では、視覚障害は156人、聴覚・平衡機能障害は143人、音声・言語そしゃく障害は38人、肢体不自由は1,232人、内部障害は785人となっており、肢体不自由が52.3%と最も多くなっています。

図表2-5 障害種別身体障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

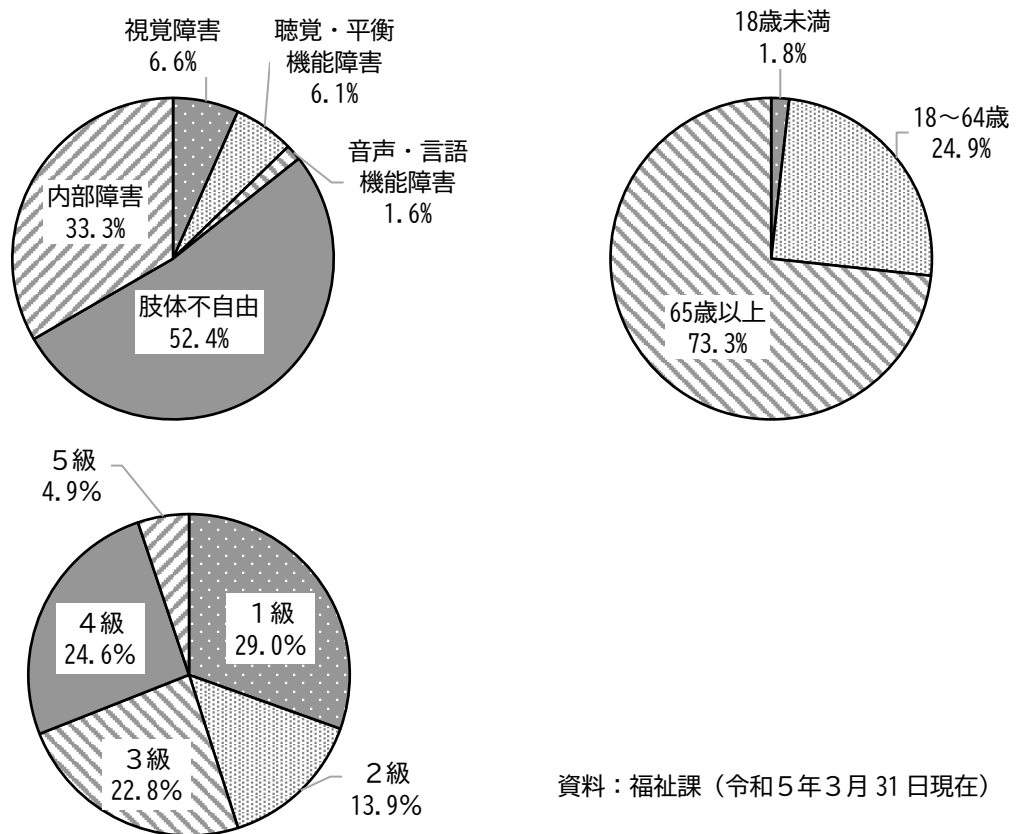
図表2-6 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

年齢階層別身体障害者手帳所持者の構成比では、65歳以上が73.3%、障害種類別・年齢・性別では、肢体不自由で65歳以上の女性が540人で最も多くなっています。

図表2-7 年齢階層別、障害種類別、障害程度別身体障害者手帳所持者の構成比



図表２－８ 障害種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	障害別 割合
視覚障害	障害者	164	162	156	162	151	154	6.6%
	障害児	2	2	1	2	2	2	
	計	166	164	157	164	153	156	
聴覚・平衡 機能障害	障害者	145	145	142	141	140	141	6.1%
	障害児	12	9	8	5	4	2	
	計	157	154	150	146	144	143	
音声・言語・ そしゃく機能 障害	障害者	35	37	38	36	41	38	1.6%
	障害児	0	0	0	0	0	0	
	計	35	37	38	36	41	38	
肢体不自由	障害者	1,310	1,274	1,243	1,250	1,229	1,201	52.3%
	障害児	31	31	29	32	28	31	
	計	1,341	1,305	1,272	1,282	1,257	1,232	
内部障害	障害者	726	732	738	769	786	778	33.3%
	障害児	6	5	7	7	7	7	
	計	732	737	745	776	793	785	
合 計		2,431	2,397	2,362	2,404	2,388	2,354	100.0%

資料：福祉課（各年３月３１日現在）

図表２－９ 障害種類別・年齢別・性別でみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

	18 歳未満			18～64 歳			65 歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害	1	1	2	24	18	42	42	70	112	67	89	156
聴覚・平衡機能障害	0	2	2	14	18	32	40	69	109	54	89	143
音声・言語・そしゃく 機能障害	0	0	0	5	2	7	24	7	31	29	9	38
肢体不自由	16	15	31	188	136	324	337	540	877	541	691	1,232
内部障害	4	3	7	114	66	180	342	256	598	460	325	785
合 計	21	21	42	345	240	585	785	942	1,727	1,151	1,203	2,354

資料：福祉課（令和５年３月３１日現在）

等級別では、１級が29.0%と最も多くなっています。障害種別・等級別では、内部障害の１級の378人が最も多くなっています。

図表２－10 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	等級別 割合
1 級	障害者	678	672	666	683	677	662	29.0%
	障害児	17	16	17	22	18	20	
	計	695	688	683	705	695	682	
2 級	障害者	338	321	317	333	328	317	13.9%
	障害児	14	15	12	10	9	10	
	計	352	336	329	343	337	327	
3 級	障害者	571	570	542	539	532	527	22.8%
	障害児	11	10	11	10	10	9	
	計	582	580	553	549	542	536	
4 級	障害者	554	550	550	566	583	578	24.6%
	障害児	1	0	0	0	1	1	
	計	555	550	550	566	584	579	
5 級	障害者	133	124	128	125	119	116	4.9%
	障害児	1	1	0	0	0	0	
	計	134	125	128	125	119	116	
6 級	障害者	106	113	114	112	108	112	4.8%
	障害児	7	5	5	4	3	2	
	計	113	118	119	116	111	114	
合 計		2,431	2,397	2,362	2,404	2,388	2,354	100.0%

資料：福祉課（各年３月３１日現在）

図表２－11 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自 由	内部障害	合計	等級別 割合
1 級	障害者	46	13	3	226	374	662	29.0%
	障害児	1	0	0	15	4	20	
	計	47	13	3	241	378	682	
2 級	障害者	62	25	3	220	7	317	13.9%
	障害児	0	1	0	9	0	10	
	計	62	26	3	229	7	327	
3 級	障害者	11	19	21	316	160	527	22.8%
	障害児	0	0	0	6	3	9	
	計	11	19	21	322	163	536	
4 級	障害者	11	29	11	290	237	578	24.6%
	障害児	0	0	0	1	0	1	
	計	11	29	11	291	237	579	
5 級	障害者	17	1	0	98	0	116	4.9%
	障害児	0	0	0	0	0	0	
	計	17	1	0	98	0	116	
6 級	障害者	7	54	0	51	0	112	4.8%
	障害児	1	1	0	0	0	2	
	計	8	55	0	51	0	114	
合 計		156	143	38	1,232	785	2,354	100.0%

資料：福祉課（令和５年３月３１日現在）

③ 療育手帳所持者

令和5年3月末現在、療育手帳所持者の障害程度別では、A判定は247人、B判定は161人、C判定は222人となっています。療育手帳所持者数が年々増加傾向となっており、A判定が247人で最も多くなっています。

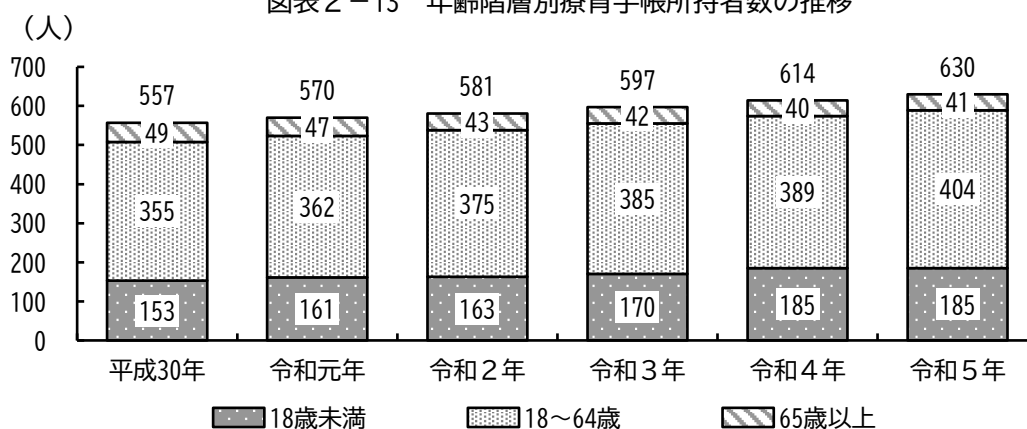
図表2-12 障害程度別にみた療育手帳所持者数の推移

単位：人

項目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	程度別割合
A判定	障害者	174	175	179	185	186	188	39.2%
	障害児	46	49	49	52	53	59	
	計	220	224	228	237	239	247	
B判定	障害者	118	119	119	119	121	125	25.6%
	障害児	22	31	31	31	38	36	
	計	140	150	150	150	159	161	
C判定	障害者	112	115	120	123	122	132	35.2%
	障害児	85	81	83	87	94	90	
	計	197	196	203	210	216	222	
合 計	障害者	404	409	418	427	429	445	100.0%
	障害児	153	161	163	170	185	185	
	計	557	570	581	597	614	630	

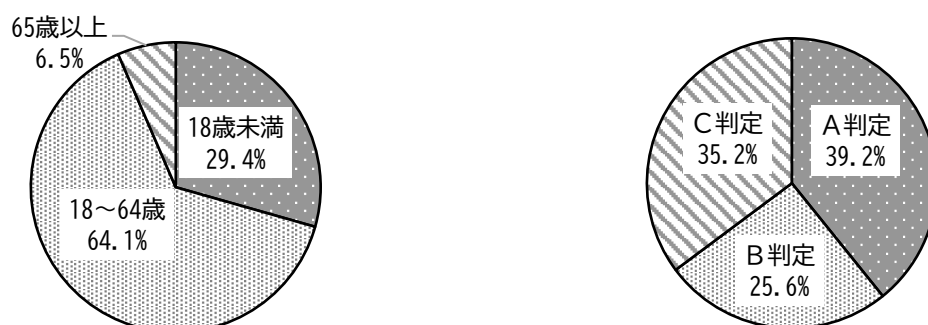
資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表2-13 年齢階層別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表2-14 年齢階層別、等級別療育手帳所持者の構成



資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年3月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別では、1級は121人、2級は562人、3級は177人となっています。2級が最も多くなっており、年齢階層別では、いずれの年代も増加傾向となっています。

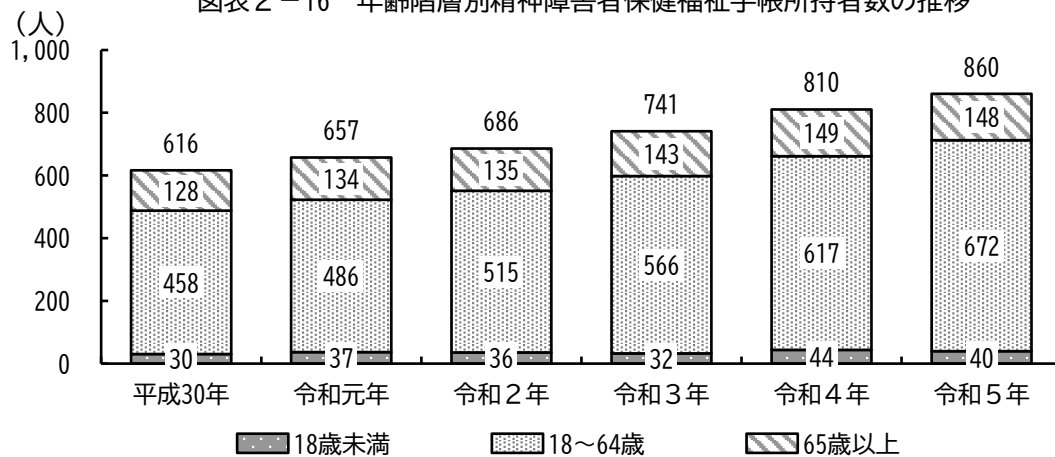
図表2-15 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	等級別割合
1級	85	90	86	97	108	121	14.1%
2級	414	444	476	513	537	562	65.3%
3級	117	123	125	131	165	177	20.6%
合計	616	657	687	741	810	860	100.0%

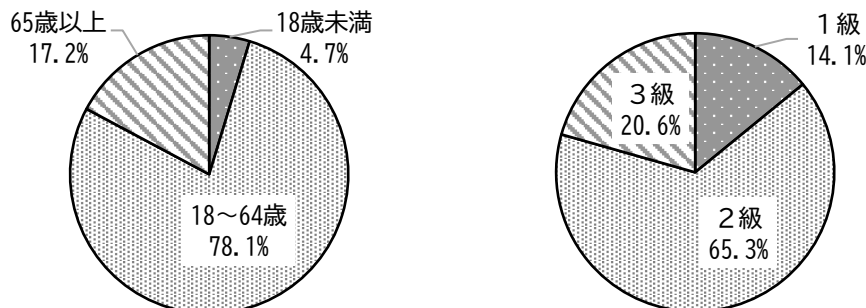
資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表2-16 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表2-17 等級別、年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比

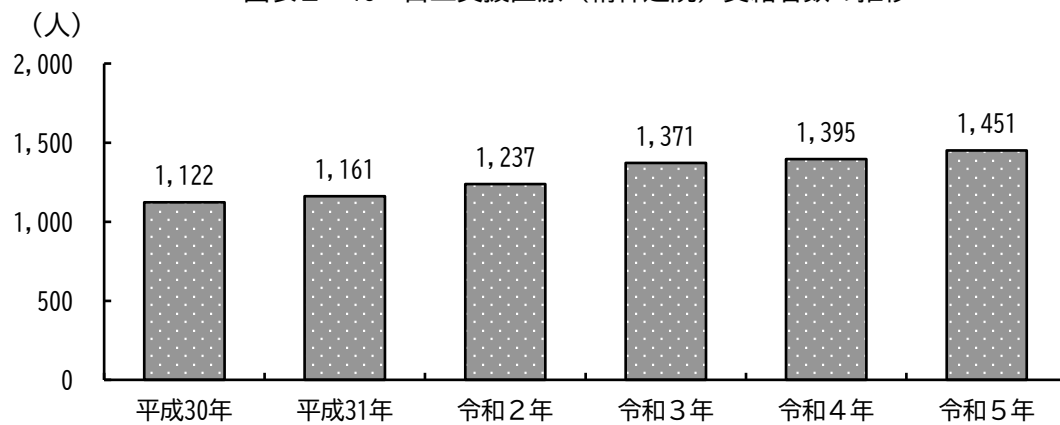


資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

(3) 自立支援医療の受給状況

自立支援医療（精神通院）受給者は、年々増加傾向であり、令和5年3月末には1,450人となっています。

図表2-18 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

① 発達障害者

発達障害者支援法[※]では、「発達障害」とは、「自閉症[※]、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害[※]、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

本市において、犬山市障害者扶助料を受給している人で、障害者手帳所持者を除いた自閉症やアスペルガー症候群などの診断を受けた人は、令和5年3月31日現在で171人となっています。

図表2-19 障害者扶助料を受けていて、自閉症状群と診断された者の数（手帳所持者を除く）

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自閉症状群と診断された者	126	127	134	141	154	171

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 高次脳機能障害者

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を高次脳機能障害といいます。平成28年に国が実施した「生活のしづらさなどに関する調査」によると、平成28年10月1日現在の全国推計人口の1億2,693万人あたり、医師から高次脳機能障害と診断された人の推計値は37万2千人とされ、この割合で本市の人口に当てはめると、令和5年3月時点で210人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

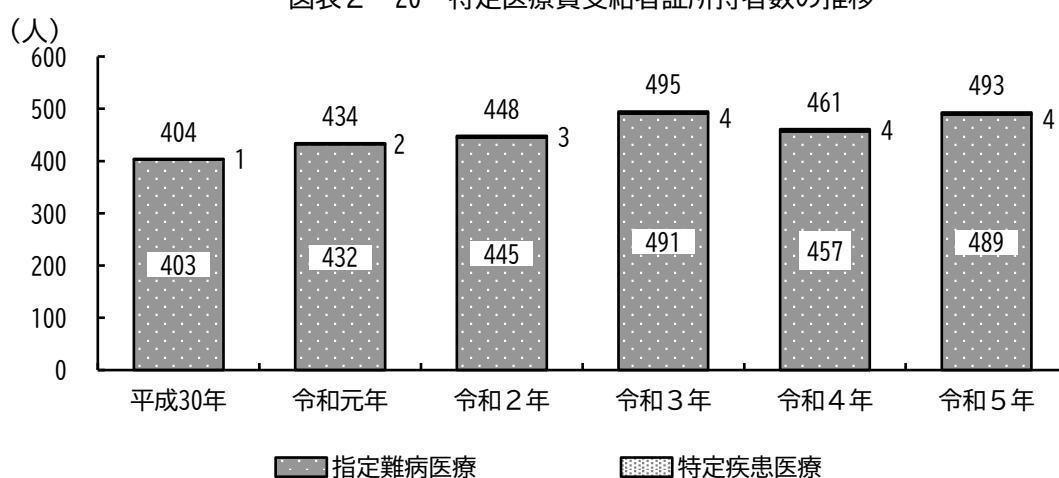
(4) 難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病と呼んでいます。長期の療養を必要とするため、指定を受けた疾病について、医療費が助成されます。

本市の特定医療費受給者証（指定難病・特定疾患）の所持者数の平成30年と令和5年の比較では、404人から89人増の493人となっています。

なお、指定難病の対象疾病数は、令和元年7月から333疾病が指定されていましたが、令和3年11月に疾病が追加され338疾病となっています。

図表2-20 特定医療費受給者証所持者数の推移



資料：愛知県江南保健所（各年3月31日現在）

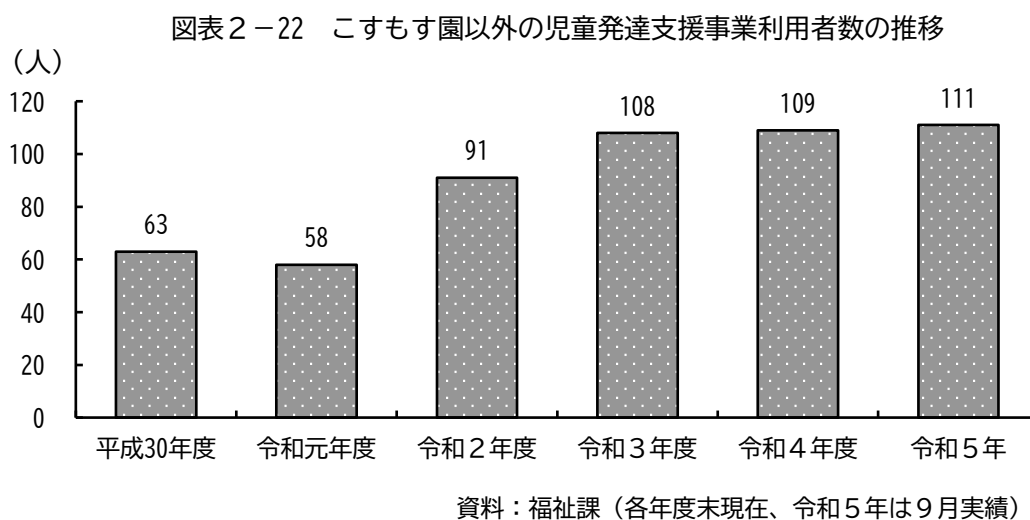
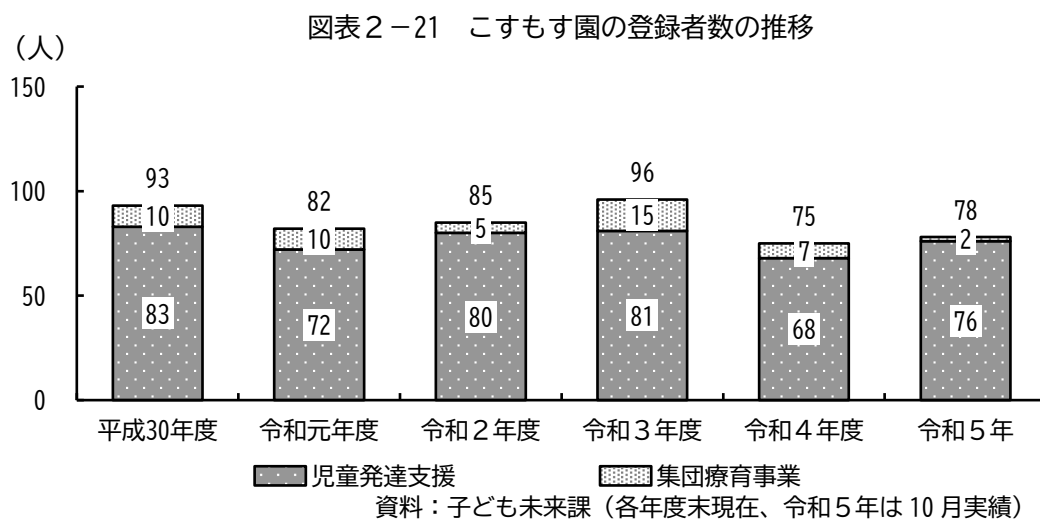
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況

(1) 就学前の療育の状況

本市では、令和5年10月現在、こすもす園の登録者数は児童発達支援で76人、集団療育事業で2人となっています。

また、こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数は令和3年から100人を超え、令和5年9月現在、111人となっています。

(注) こすもす園では、児童福祉法に基づく児童発達支援対象児童には「犬山市児童発達支援事業実施施設こすもす園」として児童発達支援を、それ以外の児童には「犬山市心身障害児通園施設こすもす園」として、集団療育事業を実施しています。



※こすもす園併用利用者を含む。

(2) 障害児保育の状況

本市では、子ども未来園（本市の公立保育園）での通常保育のなかで、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子ども（健常児）との生活を通して両者が共に健全な発達が図られるよう、統合保育を実施しています。

子ども未来園における統合保育対象園児数は、令和4年まで20人～30人ほどで推移しましたが、令和5年度は45人に増加しています。

図表2-23 子ども未来園における統合保育対象園児数の推移

単位：人

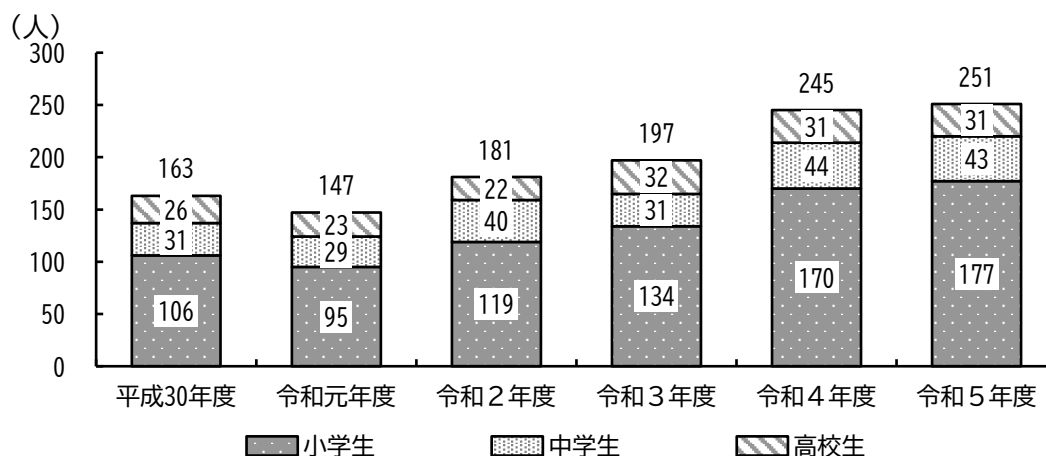
項目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
統合保育対象園児	37	37	24	20	33	45

資料：子ども未来課

(3) 放課後等デイサービスの状況

放課後等デイサービスの利用状況は、平成30年と令和5年の比較では、利用者が163人から88人増の251人となっています。令和5年9月現在、小学生が177人、中学生が43人、高校生が31人となっています。

図表2-24 放課後等デイサービスの利用状況

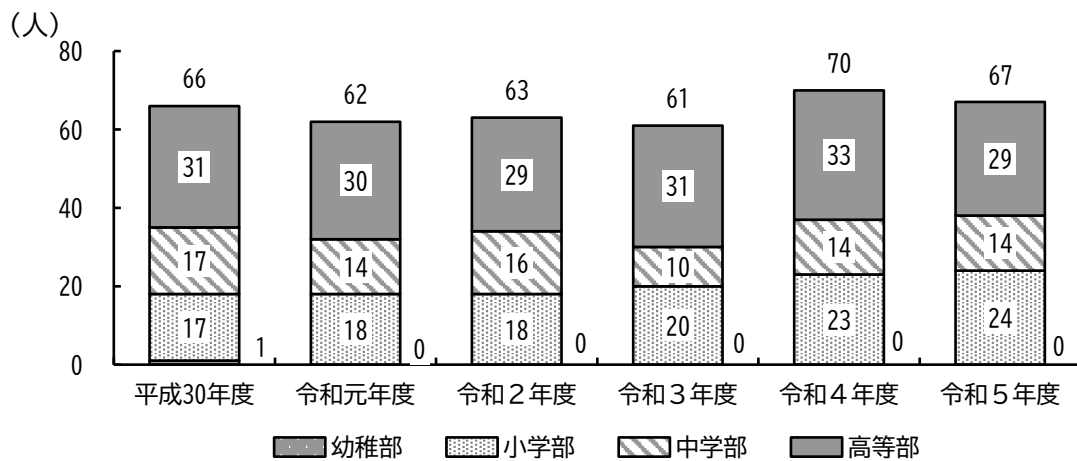


資料：福祉課（各年度末現在、令和5年度は9月実績）

(4) 特別支援学校の状況

特別支援学校在学者数は、令和5年度では、高等部が29人と最も多く、次いで、小学部が24人、中学部が14人となっています。

図表2-25 特別支援学校在学者数の推移



資料（幼稚園・高等部）：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

（小学部・中学部）：犬山市学校教育課（各年4月1日現在）

市内在住児童の在学者数は、平成30年度以降、横ばいで推移しています。

図表2-26 学校別にみた特別支援学校在学者数の推移

単位：人

区分	学校名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
聾学校	一宮聾学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	3	2	2	1	0	0
		中学部	4	2	0	0	1	1
		高等部	3	2	4	4	2	0
		計	10	6	6	5	3	1
特別支援学校（知的障害）	一宮東特別支援学校	小学部	7	10	11	14	18	19
		中学部	11	9	10	6	8	8
		高等部	18	17	17	21	21	21
		計	36	36	38	41	47	48
	春日台特別支援学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
		小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	1	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	1	0
	計	1	0	0	0	1	0	
	春日井高等特別支援学校	高等部	3	3	4	3	5	2
大府もちのき特別支援学校 桃花校舎（大府市）	高等部	1	1	0	0	0	0	
特別支援学校（肢体不自由）	一宮特別支援学校	幼稚部	1	0	0	0	0	0
	小牧特別支援学校	小学部	7	6	5	5	5	5
		中学部	1	3	5	4	5	5
		高等部	6	7	4	3	3	5
		計	14	16	14	12	13	15
特別支援学校（病弱）	大府特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	2	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	2	0	0	0
幼稚部 計			1	0	0	0	0	0
小学部 計			17	18	18	20	23	24
中学部 計			17	14	17	10	14	14
高等部 計			31	30	29	31	32	28
合 計			66	62	64	61	69	66

資料（幼稚部・高等部）：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

（小学部・中学部）：犬山市学校教育課（各年4月1日現在）

(5) 特別支援学級の状況

本市では、令和5年5月現在、特別支援学級を設置する学校数は、市内の小中学校においては、小学校10校、中学校4校の、すべての小中学校で特別支援学級が設置されています。

その在学者数は小学校108人、中学校49人となっており、平成30年度以降増加傾向です。障害種別では、情緒障害の小学校在学者が47人で最も多くなっています。

図表2-27 特別支援学級を設置する学校数及び在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	10	108	4	49	14	157

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

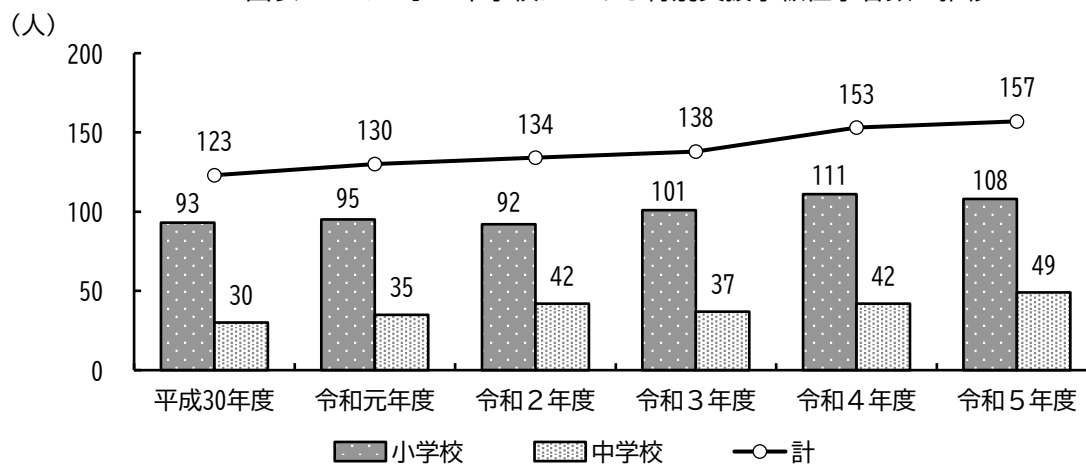
図表2-28 障害種別にみた学級数と在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
知的障害	9	58	4	18	13	76
肢体不自由	1	1	0	0	1	1
病弱・身体虚弱	1	1	1	1	2	2
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	1	1	0	0	1	1
言語障害	0	0	0	0	0	0
情緒障害	9	47	4	30	13	77
計	21	108	9	49	30	157

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

図表2-29 小・中学校における特別支援学級在学者数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

3 雇用・就業の状況

障害者雇用促進法43条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号）では、民間企業における障害者の法定雇用率が2.3%と定められていますが、今後は、令和6年4月には2.5%、令和8年7月には2.7%と段階的に引き上げられるとされています。そのため、一定の従業員数を雇用している民間企業は、法定雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません（障害者雇用率制度）。

また、これを満たさない企業からは、障害者雇用納付金を徴収し、それを財源として、障害者を多く雇用している企業に障害者雇用調整金や報奨金、各種助成金を支給したり、障害者を雇い入れるために作業施設整備や職場介助者配置を実施する事業主等に対して助成金を支給したりしています（障害者雇用納付金制度）。

犬山公共職業安定所（ハローワーク）管内^{（注）}の民間企業における令和4年6月の障害者雇用状況は、実雇用率は2.02%、雇用率達成企業の割合は58.0%となっています。

（注）犬山公共職業安定所の管轄区域は、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町です。

図表2-30 民間企業における障害者雇用状況

単位：％

区分	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
43.5人～99人	1.79	59.0	1.63	46.2	1.84	45.8
100人～299人	1.87	60.4	1.91	51.1	2.08	51.7
300人～499人	2.13	44.4	2.14	46.2	2.11	43.9
500人～999人	2.21	50.0	2.19	46.6	2.26	47.2
1,000人以上	2.22	33.3	2.50	67.0	2.48	62.1
計	2.02	58.0	2.19	48.6	2.25	48.3

資料：公共職業安定所（令和4年6月1日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害者への職業紹介状況は、令和4年度の新規求職申込数が身体障害者が97人、知的障害者が53人、精神障害者が324人の計474人となっています。

図表2-31 障害者の職業照会状況（犬山公共職業安定所管内）

単位：人

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者	118	46	238	110	59	274	112	50	303
就職件数	41	20	90	33	22	108	32	25	126
新規登録者数	54	13	101	51	11	116	56	20	152
有効求職数	125	46	213	157	45	293	174	53	358
就業中の者	546	391	433	544	401	534	563	410	608
保留中の者	28	2	35	23	4	25	27	6	40

区分	令和3年度			令和4年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込者	139	54	332	97	53	324
就職件数	39	25	151	40	30	148
新規登録者数	59	19	173	43	23	165
有効求職数	162	51	391	146	55	417
就業中の者	570	432	695	600	445	791
保留中の者	85	13	88	112	16	119

※犬山市公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：公共職業安定所（令和5年6月1日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害者の登録者数は、令和4年度末で身体障害者が858人、知的障害者が516人、精神障害者が1,327人の計2,701人となっています。

また、就業者数は、身体障害者が600人、知的障害者が445人、精神障害者が791人の計1,836人となっています。

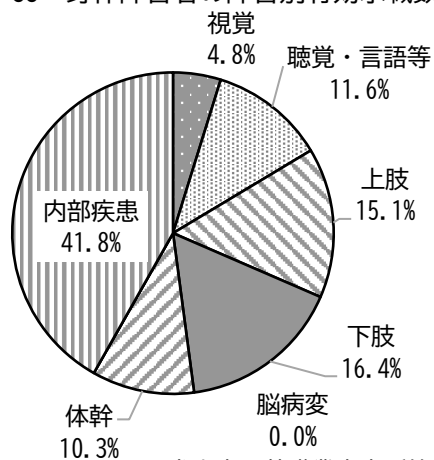
図表2-32 障害者の登録状況（犬山公共職業安定所管内）

区分	障害別	登録者数							
		登録者数		有効求職者数		就業者数		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	54	2.0%	7	1.1%	43	2.3%	4	1.6%
	聴覚・言語等	108	4.0%	17	2.8%	79	4.3%	12	4.9%
	上肢	145	5.4%	22	3.6%	108	5.9%	15	6.1%
	下肢	186	6.9%	24	3.9%	141	7.7%	21	8.5%
	体幹	80	3.0%	15	2.4%	51	2.8%	14	5.7%
	脳病変	9	0.3%	0	0.0%	8	0.4%	1	0.4%
	内部疾患	276	10.2%	61	9.9%	170	9.3%	45	18.2%
	小計	858	31.8%	146	23.6%	600	32.7%	112	45.3%
知的障害者		516	19.1%	55	8.9%	445	24.2%	16	6.5%
精神障害者他		1,327	49.1%	417	67.5%	791	43.1%	119	48.2%
合 計		2,701	100.0%	618	100.0%	1,836	100.0%	247	100.0%

※犬山市公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

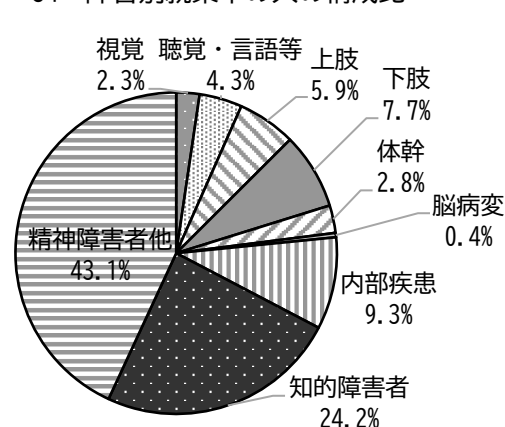
資料：公共職業安定所（令和5年3月31日現在）

図表2-33 身体障害者の障害別有効求職数の構成比



※犬山市公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

図表2-34 障害別就業者の人の構成比



資料：公共職業安定所（令和5年3月31日現在）

4 障害のある人の数の推計

(1) 総人口の推計

総人口は、総合計画の数値をもとに推計しました。

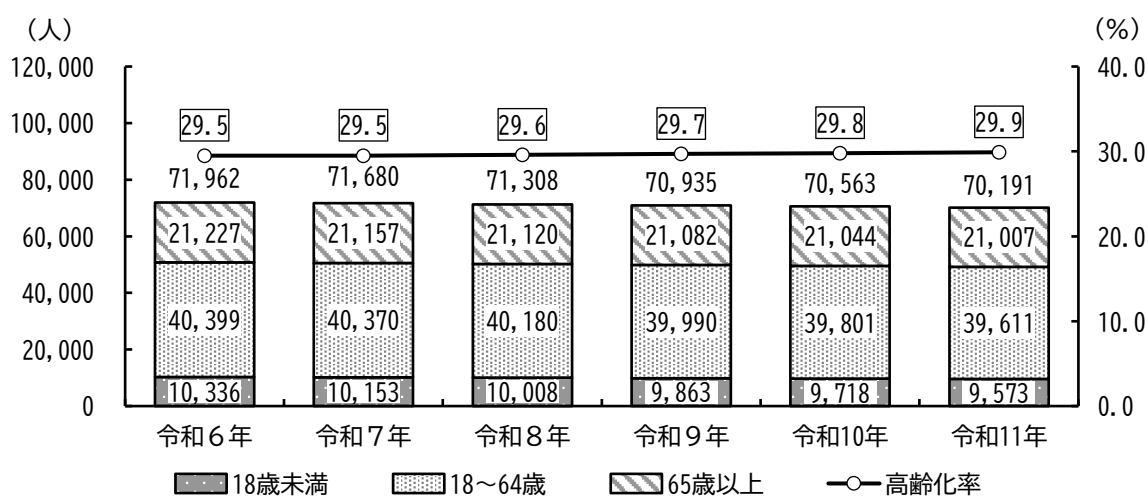
本市の将来人口は緩やかに減少し、令和11年には70,191人となると推計され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は29.9%以上になると見込まれます。

図表2-35 年齢階層別総人口の推計

単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18歳未満	10,336	10,153	10,008	9,863	9,718	9,573
18～64歳	40,399	40,370	40,180	39,990	39,801	39,611
65歳以上	21,227	21,157	21,120	21,082	21,044	21,007
高齢化率	29.5%	29.5%	29.6%	29.7%	29.8%	29.9%
計	71,962	71,680	71,308	70,935	70,563	70,191

資料：総合計画の数値をもとに推計



資料：総合計画の数値をもとに推計

(2) 障害のある人の数の推計

総人口の推計をふまえ、障害のある人の数及び出現率をもとに、本市の障害のある人の数を推計しました。

① 身体障害者手帳所持者の推計

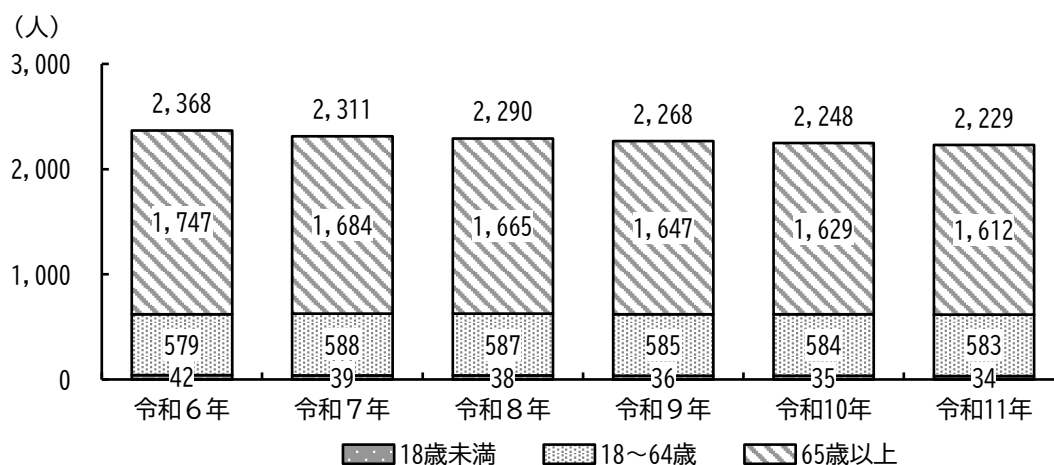
本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向となり、令和11年には2,229人となると見込まれます。

図表2-36 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18歳未満	42	39	38	36	35	34
18～64歳	579	588	587	585	584	583
65歳以上	1,747	1,684	1,665	1,647	1,629	1,612
計	2,368	2,311	2,290	2,268	2,248	2,229

各年10月1日現在



※令和3年から令和5年までの身体障害者手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

② 療育手帳所持者数の推計

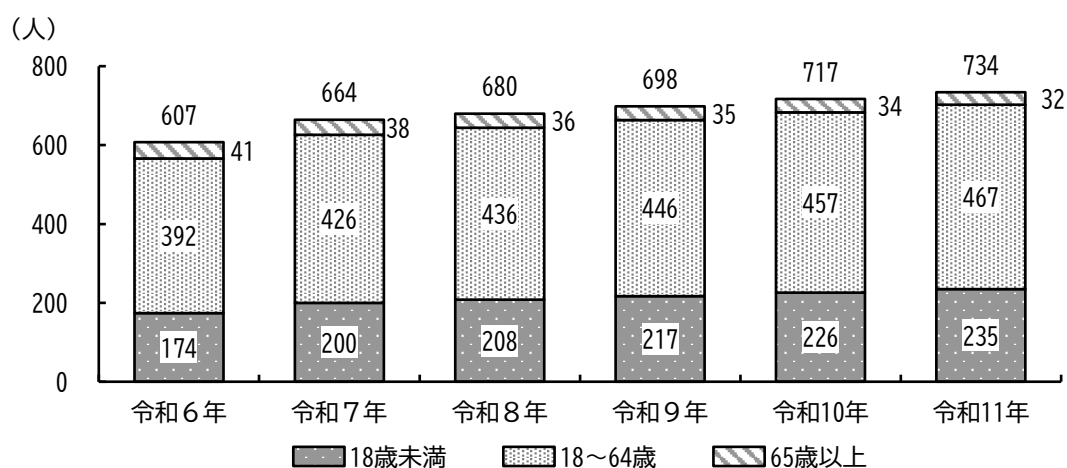
本市の療育手帳所持者数は増加し、令和11年には734人となると見込まれます。

図表2-37 年齢階層別療育手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18歳未満	174	200	208	217	226	235
18～64歳	392	426	436	446	457	467
65歳以上	41	38	36	35	34	32
計	607	664	680	698	717	734

各年10月1日現在



※令和3年から令和5年までの療育手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

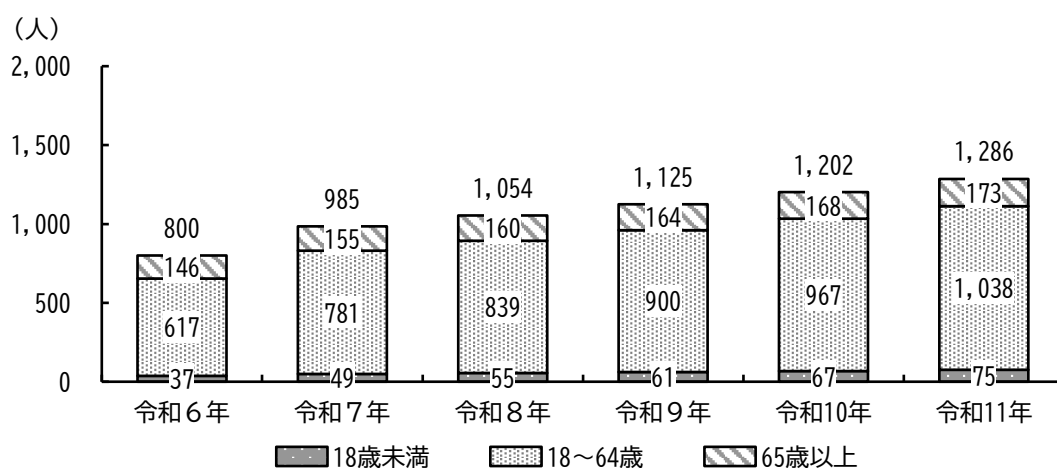
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、令和11年には1,286人となると見込まれます。

図表2-38 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
18歳未満	37	49	55	61	67	75
18～64歳	617	781	839	900	967	1,038
65歳以上	146	155	160	164	168	173
計	800	985	1,054	1,125	1,202	1,286

各年10月1日現在



※令和3年から令和5年までの精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

第 3 章

計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

1 基本理念

我が国では、平成26年（2014年）に批准した「障害者権利条約」において、すべての障害のある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することが掲げられています。また、「障害者権利条約」においては、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、障害を理由とする差別の解消の推進に向けて、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現が求められています。

福祉分野全体に目を向けると、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現が重要とされています。

本市においては、この実現に向けて、「第6次犬山市総合計画」では、障害者福祉分野において、障害のある人が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちづくりを掲げています。また、福祉分野の上位計画となる「犬山市地域福祉計画」では、「つながり 支え合い 地域で高めよう “わ” の力」を基本理念とし、福祉への理解・啓発活動の推進や障害のある人の居場所づくりの支援を掲げています。

さらに、令和6年（2024年）4月には、すべての市民が互いにその人らしさを認め合いながら、やさしく元気なまちを目指すため、手話が言語であることの理解促進と障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し利用することなどを理念とした「犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定します。

本計画では、これまでの障害者施策を継続的かつ発展的に推進する観点から、前回計画「第3次犬山市障害者基本計画」の基本理念である「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」を継承し、新たに制定する条例や情報アクセシビリティの推進など、様々な視点を取り入れ、みんなが「真ん中」にいられる地域共生社会の実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山

2 重点課題

(1) 住み慣れた地域における自立生活への支援

障害のある人が自らの意思で選択し、地域で自立した生活や社会参加をしていくためには、地域の障害理解の促進を図り、障害を理由とする差別のない環境づくりを進めていくことが必要です。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られるなか、障害のある人が個々のニーズや実態に応じて適切な支援を受けるためには、サービスを提供する福祉人材の担い手の確保やサービスの質の向上が求められています。

(2) 誰もが情報を得られる社会の実現

障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を入手し、利用するためには、障害に配慮した情報提供に努めることが求められています。

また、障害者の円滑なコミュニケーションには、手話通訳者などの意思疎通支援従事者やボランティアの養成等も求められています。

(3) より豊かな就労への支援

障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、働き続けることのできる環境整備が必要です。

(4) 災害時における支援体制の確立

近年、激甚化・頻発化する災害から命を守るためには、一人一人の災害に対する心構えや知識と備えが重要です。そのため、日ごろから地域で支え合う関係づくりが大切であり、障害のある人も包摂したコミュニティ形成が必要です。

障害のある人が、災害時に必要な情報を取得し、避難誘導等の支援を受け避難するには、障害のある人も参加する防災訓練の実施や、避難生活における安全・安心な体制づくりも大切です。

（５）個々の生活状況に合ったきめ細やかな相談支援体制の確立

障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らしていこうとするとき、障害のある人やその家族などが抱える様々な不安や悩みの相談に応じ、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実が重要です。

障害のある人の総合的な相談は基幹相談支援センターで対応していますが、育児と介護のダブルケア、8050 問題など、複雑化・複合化した課題への対応には、高齢、障害、子ども、生活困窮といった分野を超えた支援が求められています。

（６）教育（生涯学習、スポーツ、文化を含む）の振興

就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門と連携し、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが求められています。

また、障害者が学校卒業後も自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができる機会が求められています。

3 施策の体系

[基本理念]

[分 野]

[施策の展開方向]

誰もが地域であんきに暮らせるまち
犬山

1 啓発・広報

- 1 市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 障害理解の促進

2 相談・権利擁護

- 1 包括的な相談支援体制の推進
- 2 権利擁護の推進

3 情報アクセシビリティ

- 1 障害特性に応じた情報提供体制の確保
- 2 意思疎通・コミュニケーション支援

4 生活支援

- 1 ニーズに合った福祉サービスの提供
- 2 本人や家族に対する総合的な支援
- 3 障害者団体への支援

5 生活環境

- 1 バリアフリー化の推進
- 2 防犯・交通安全対策
- 3 防災対策・災害時支援

6 保健・医療

- 1 健康診査等による予防・早期発見
- 2 障害に対する適切な医療の実施

7 教育・育成

- 1 専門機関での療育・教育の実施
- 2 福祉人材の育成・確保
- 3 一貫した教育支援
- 4 生涯学習の振興

8 雇用・就業

- 1 就労移行支援
- 2 働く場の確保と就労継続支援
- 3 就労定着支援

第4章

分野別施策の展開方向と 今後の取り組み



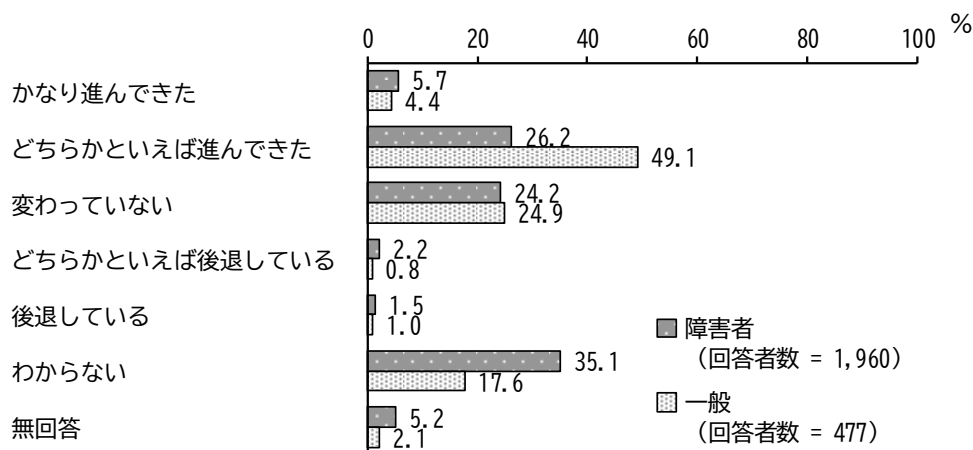
分野別施策の展開方向と 今後の取り組み

1 啓発・広報

【現状】

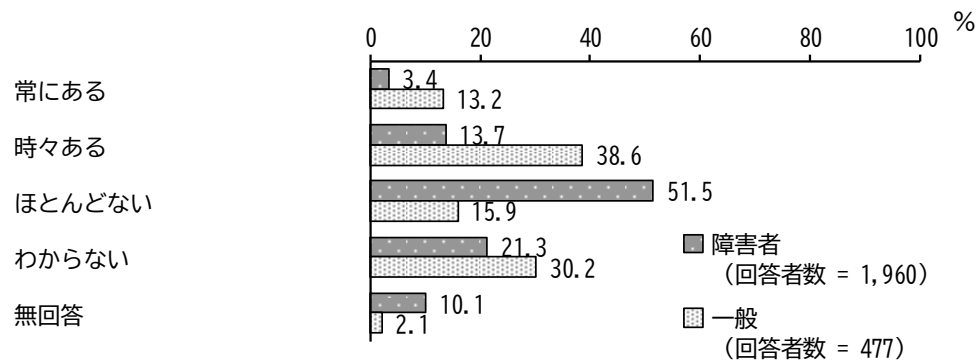
- ・市民アンケート調査では、地域社会のなかで障害のある人に対する配慮や理解が進んできたと思うかについて、「変わっていない」が障害者で24.2%、一般で24.9%となっています。
- ・市民アンケート調査では、地域社会のなかで、障害があることを理由とする差別を受けたと感じることについて、あると感じる障害者で17.1%、一般で51.8%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を進める」が20.6%、「障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場をつくる」が15.6%、「いろいろなボランティア活動へ支援する」が8.8%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、障害のある人に対する理解度について、障害の種類によって異なるという意見がありました。

地域社会での障害のある人に対する配慮
(障害者・一般) (単数回答)



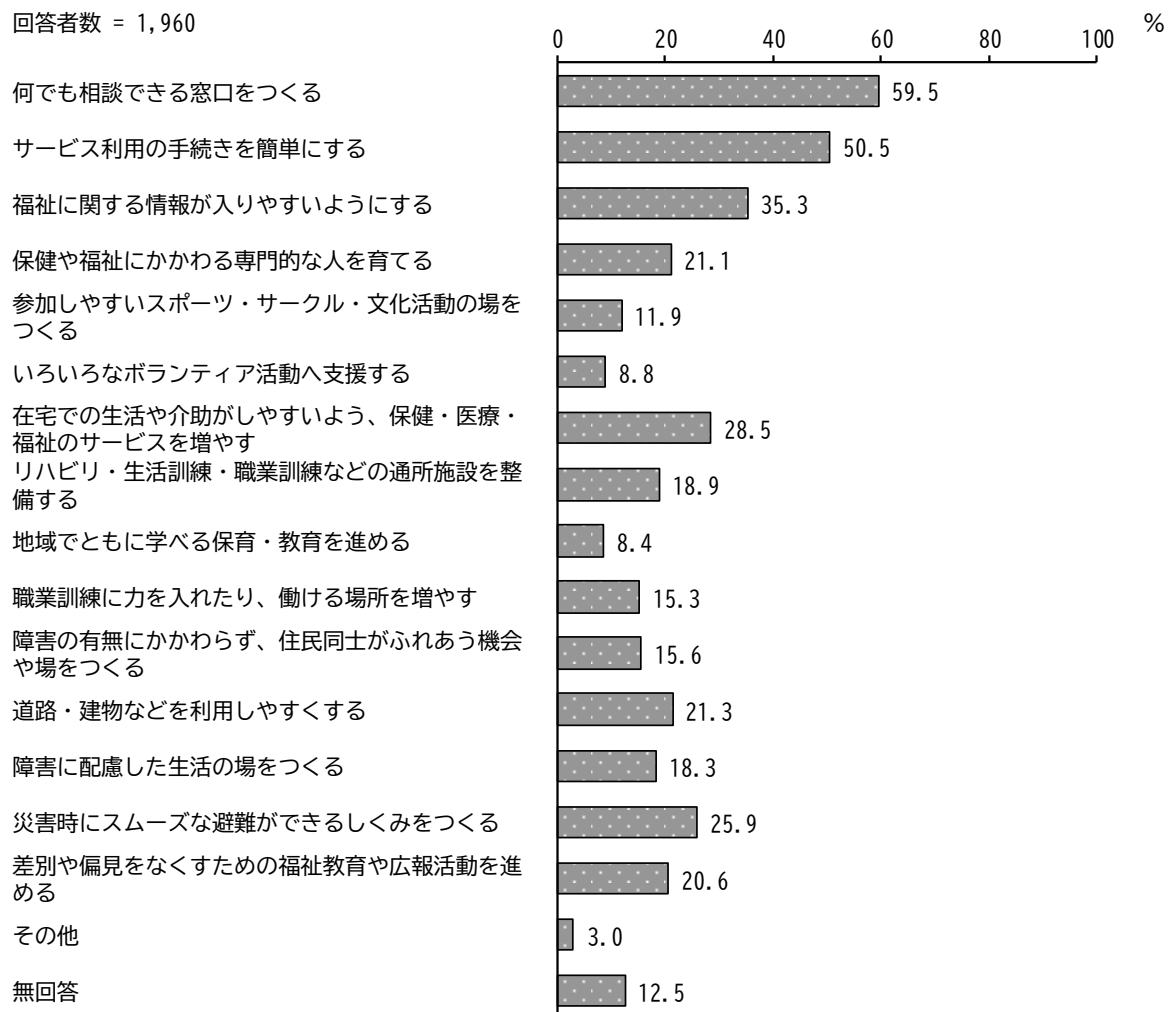
資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害があることを理由とする差別
(障害者・一般)(単数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会を実現するために、特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえつつ、地域や職場などでの障害への理解、差別や偏見の解消のための周知啓発や障害のある人との交流を図っていくことが求められています。

また、幼いころからの福祉教育などの充実に加え、各種団体などと連携・協力し、障害のある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

【分野ごとの方向性】

障害者基本法の目的や基本理念に基づき、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育や障害のある人への理解を深める為の啓発活動（心のバリアフリー）を普及すると共に、地域福祉活動及びボランティア活動を推進していきます。

（１）市民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

【施策の方向】

市民活動やボランティア活動を推進し、障害のある人との交流を通じて市民の障害への理解を促進し、地域での協力体制を構築します。

また、福祉ボランティアの養成と確保を行うために養成講座の開催を支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
市民活動・ボランティア活動の推進	継続	市民活動やボランティア活動、地域でのコミュニティ活動を支援し、活動を通して地域で生活する障害のある人と関わることにより、市民の障害への理解の促進や、地域における協力体制の構築を図ります。	・ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課】 ・市民活動支援事業 ・コミュニティ支援事業 【地域協働課】
ボランティアの養成・確保	継続	地域福祉の担い手として期待される福祉ボランティアを確保するため、福祉ボランティアの養成講座の開催を支援します。	・ボランティア活動支援事業の支援 ・手話、要約筆記や視覚障害者支援ボランティアなどの養成講座を開催 【福祉課】

(2) 福祉教育の推進

【施策の方向】

小・中学校や高等学校での福祉実践教室、大学生の研修を通じて、児童生徒や学生の障害への理解を促進し、社会福祉の担い手を育成します。

また、子ども未来園や児童クラブでは障害児と健常児が交流し、障害に対する理解を促進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
福祉体験や講演の実施	継続	小・中学校や高等学校における福祉実践教室などの実施を支援し、車いすや点字体験、障害のある人の講演などを通じて、児童生徒の地域福祉への理解促進を図ります。 また、大学生の社会福祉現場研修について、障害への理解促進や介護・福祉の担い手育成のため、障害者支援施設などの関係機関と連携し、積極的に受け入れます。	・ボランティア活動支援事業の支援 ・社会福祉現場研修などの受け入れ 【福祉課】
日常生活のなかでの障害への理解の促進	継続	子ども未来園や児童クラブにおいて、支援を受けることにより集団生活に適応できる障害児を受け入れ、あそびや生活を通し、健常児と障害児が関わり、育ちを支援すると共に、障害に対する理解を促します。	・子ども未来園における統合保育の実施 ・児童クラブ障害児担当職員の配置 【子ども未来課】

(3) 障害理解の促進

【施策の方向】

障害のある人が地域において安心して生活できるよう、市民の集まるイベントなどにおいて、障害に対する理解を促進します。

広報紙や市のホームページを通し、市民向けの啓発活動を推進します。

また、市職員には福祉体験研修を通じて、障害に対する理解と専門性の向上を図ります。

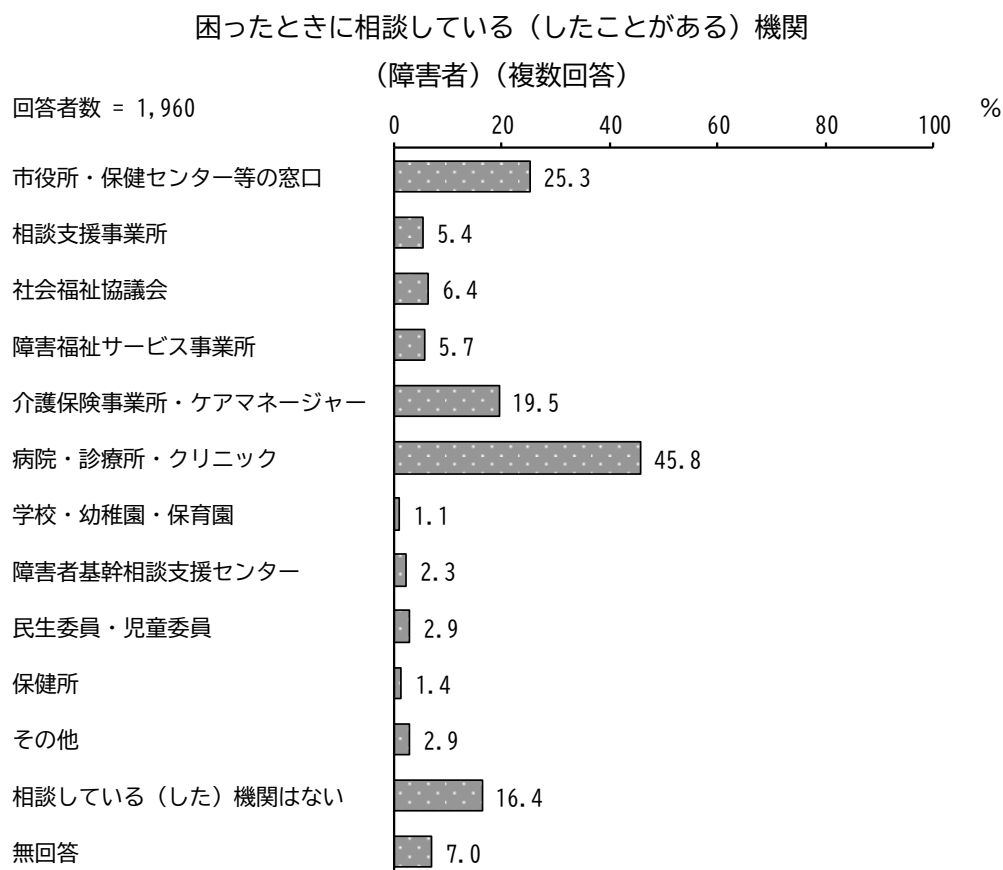
施策の方向		内容	取り組む事業など
行事における啓発	継続	市民の集まるイベントなどにおいて、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品などの販売を行うと共に、障害への理解を促進します。	・ボランティアのつどい 【福祉課】
広報紙、広報板による啓発	継続	広報犬山・愛知北エフエム放送・市ホームページ・広報板などを用いて、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念の普及を進めます。	・広報・広聴事業 ・広報板管理事業 【福祉課、企画広報課】
市職員の障害に関する理解促進	継続	障害のある人などに適切な対応ができるよう、市職員を対象に福祉体験研修を実施し、障害のある人や高齢者の生活体験を通じて障害への理解促進を図ります。 職員対応要領を策定し、窓口対応などでの適切な接遇を行います。	・職員研修の実施 ・職員対応要領に基づく窓口などでの接遇向上 【総務課】
専門研修の積極的な活用	継続	発達障害などの専門的な研修を積極的に活用し、職員の障害に対する理解を深めると共に専門性の向上を図ります。また、各研修の情報を市内の障害者施設に提供し、サービス従事者の研修参加を推進します。	・各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課・子ども未来課】 ・各専門研修の情報提供 【福祉課】
障害を理由とする差別の解消の推進	拡充※事業者への働きかけの強化	市民や事業者に対し、障害のある人への合理的配慮などについて、理解を深めるための啓発を実施します。	・事業者へ向けた広報による啓発 ・出前講座等各種講座の開催 【福祉課・産業課】 ・職員研修の実施 ・職員対応要領に基づく窓口などでの接遇向上 【福祉課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
選挙における配慮	継続	不在者投票・代理投票・点字投票や音声版公報の作成、投票所の整備などにより、障害のある人の投票における配慮をします。	・不在者投票・代理投票・点字投票 ・音声版選挙公報の作成 ・投票所のバリアフリー化 ・投票時のコミュニティバス無料化 【総務課】
心のバリアフリーの推進	新規	障害のある人の人格と個性を尊重するために、「障害」についての理解を深めると共に、障害のある人となし人との交流を促進します。 また、積極的な声かけや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。	・市民向けに広報等での周知・啓発 ・出前講座等各種講座の実施 【福祉課】

2 相談・権利擁護

【現状】

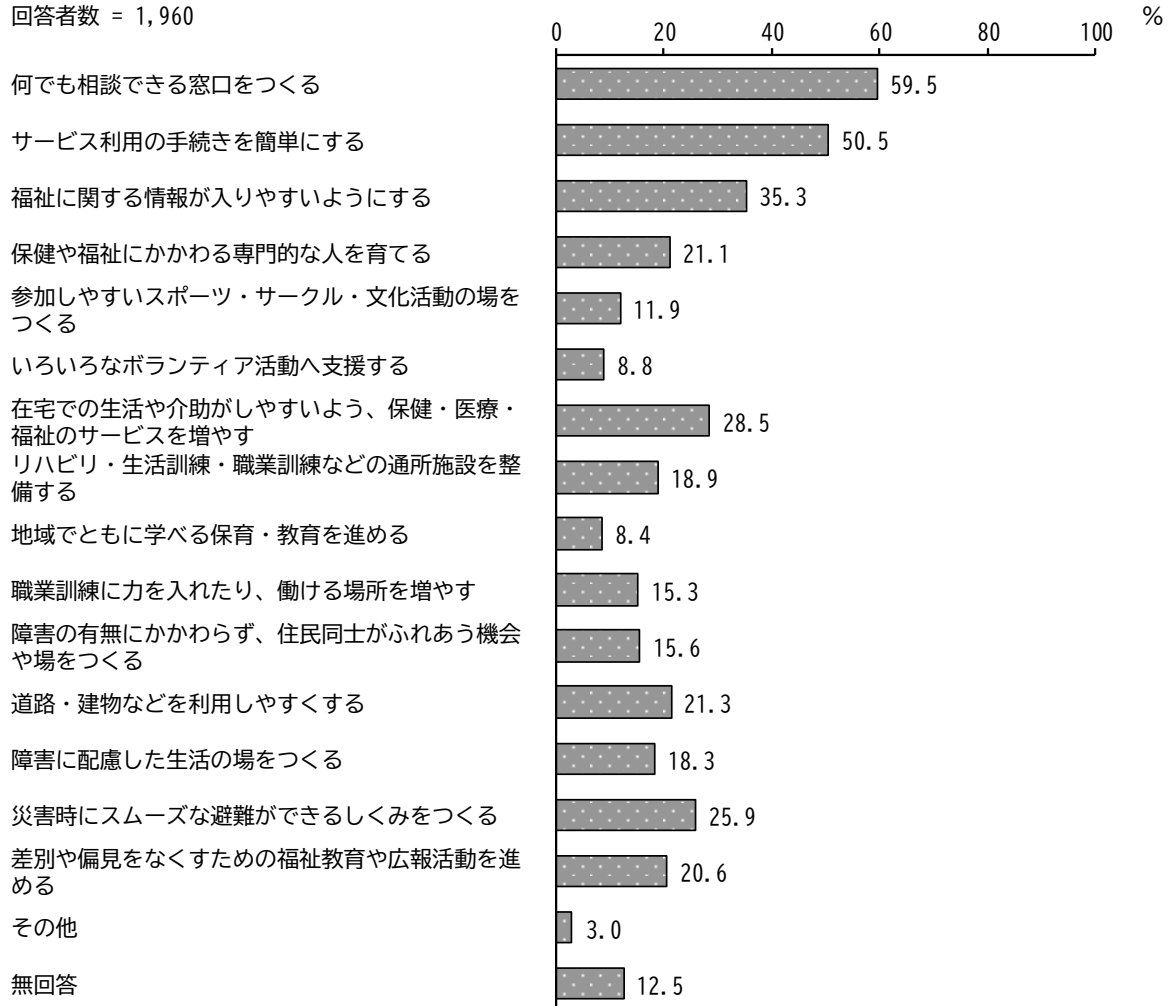
- ・市民アンケート調査では、困ったときに相談している（したことがある）機関について、障害者で「病院・診療所・クリニック」が45.8%と最も高く、次いで「市役所・保健センター等の窓口」が25.3%、「介護保険事業所・ケアマネージャー」が19.5%、一方、「相談している（した）機関はない」が16.4%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「何でも相談できる窓口をつくる」が59.5%と最も高く、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が35.3%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害児の家族に対するさらに充実させてほしい支援について、障害児で「相談支援」「発達支援」が43.5%と最も高くなっています。
- ・団体ヒアリング調査では、差別の解消と権利擁護について、差別をなくすためには、子どものころからの障害への理解促進のための教育が重要という意見がありました。



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

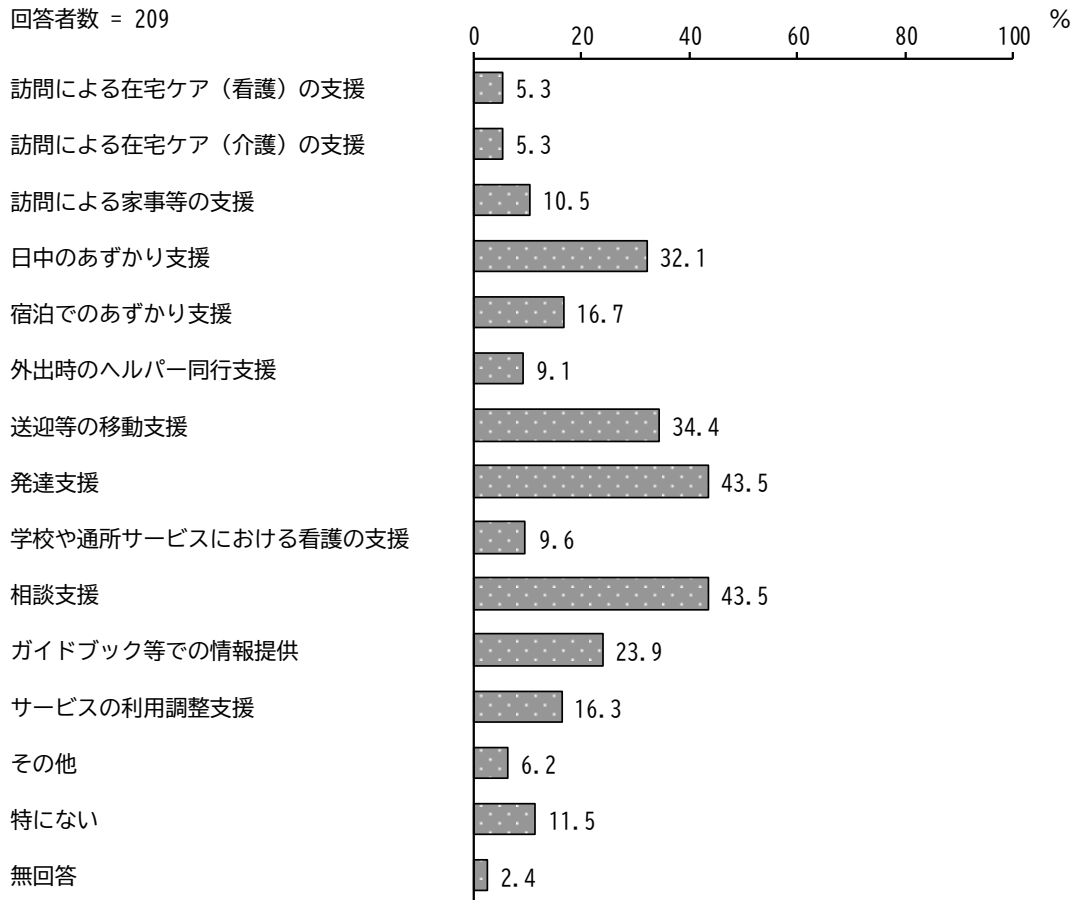
障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)

回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人の家族に対するさらに充実させてほしい支援
(障害児)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

今後も、個々の障害のある人のニーズや実態に応じた支援が適切にできるよう、相談機関の周知・場の充実や、病院や相談支援専門員など支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していく必要があります。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、差別の解消と権利擁護について、差別をなくすには、子どもたちからの障害への理解促進のための教育が重要です。

【分野ごとの方向性】

地域で暮らす障害のある人が安心して生活できるよう、障害の総合的な相談は基幹相談支援センターで応じ、複雑化・複合化した課題へは高齢、子ども、生活困窮といった関係分野と連携し、包括的な相談支援体制の充実、強化に努めます。

また、障害者の成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止の推進、障害を理由とする差別の禁止に関する普及・啓発を行うなど、すべての障害のある人の権利擁護に努めます。

(1) 包括的な相談支援体制の推進

【施策の方向】

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した包括的な相談支援体制を推進します。

また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談機関の活用を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
包括的な相談支援に向けた相談の連携	拡充	重層的支援体制整備事業を実施し、複雑化・複合化する課題に対応します。 身近な相談の窓口として、民生委員・児童委員が地域住民の状況の把握をすると共に、市・教育委員会・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・医療機関などとの連携を密にします。	・重層的支援体制整備事業の実施 ・民生委員・児童委員活動の支援 ・ふくし総合相談窓口 【福祉課】 ・各相談窓口の連携 【福祉課・高齢者支援課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課・文化スポーツ課】
専門相談窓口の充実	継続	基幹相談支援センター、精神保健福祉士、相談支援専門員、医師、保健師など、様々な分野の専門員による相談を行い、発達障害を含む様々な障害のある人に合った情報提供、助言、その他障害福祉サービスの利用などに必要な支援を行います。	・基幹相談支援センターの設置 ・精神障害者相談支援事業の実施 ・計画相談支援 【福祉課】 ・子ども未来センターによる子どもの発達支援相談 【子ども未来課】 ・こころの健康相談 ・精神相談、家庭訪問 【健康推進課】 ・子ども家庭センター 【子ども未来課・健康推進課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
個別の支援計画の作成	継続	障害福祉サービス利用者や個別支援が必要な児童生徒に対し、支援内容などの情報を共有し、進学・進級・就職後も同じ視点で適切に支援することができるよう計画書を作成し、継続的に活用していきます。	・計画相談支援 【福祉課】 ・個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課】
自立支援協議会の活用	拡充	障害のある人を含む保健・医療・福祉関係者やサービス事業者などで構成される「犬山市障害者自立支援協議会」において、地域の課題の情報を共有し、関係機関との連携を図り協議をするため、自立支援協議会を活用します。	・犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討 【福祉課・健康推進課】

(2) 権利擁護の推進

【施策の方向】

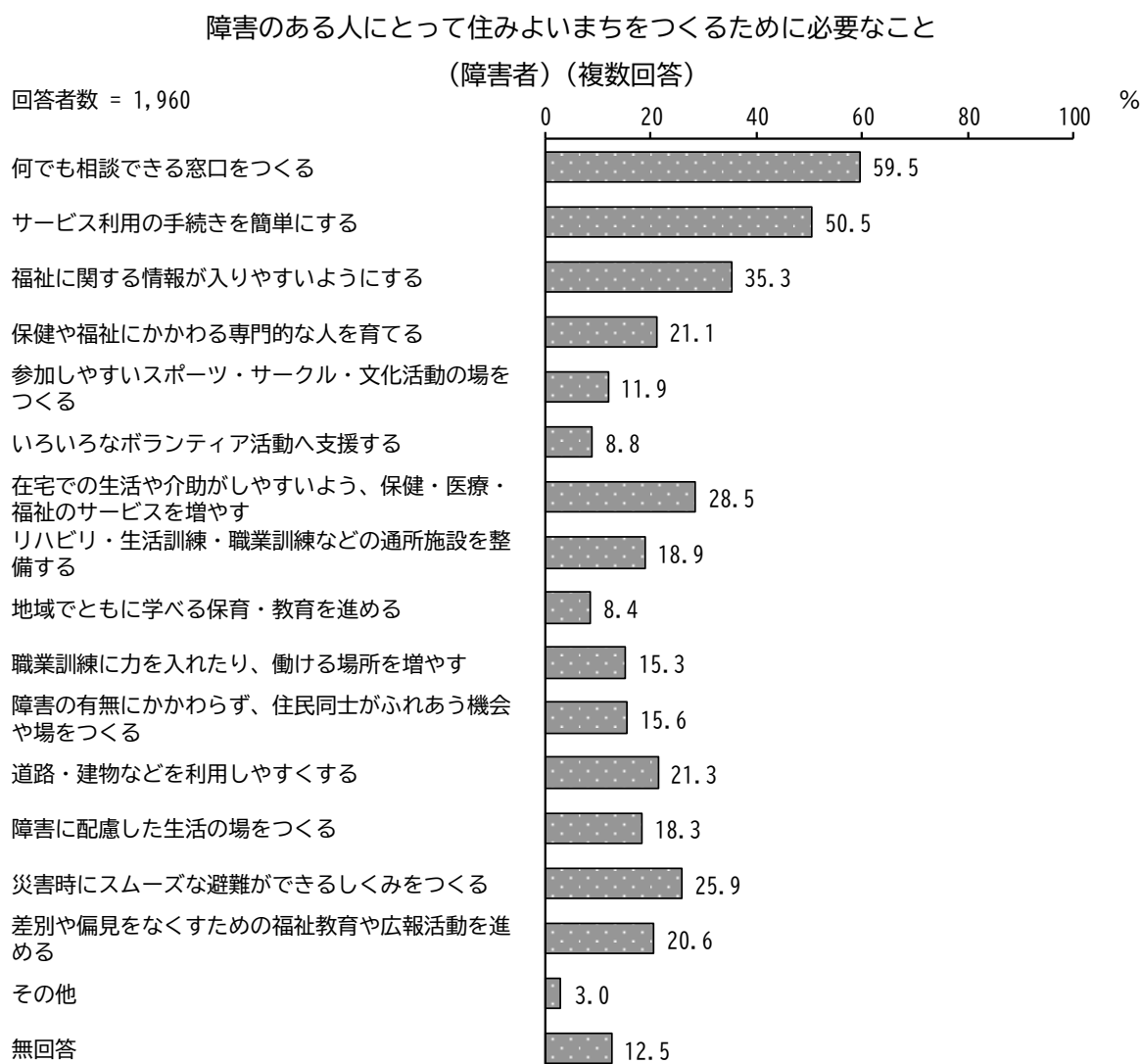
障害のある人の権利擁護のため、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と協力し、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用して財産管理を支援すると共に、虐待防止のために保健・医療・福祉関係者が連携して意識醸成と早期発見に努めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
権利擁護の推進	継続	障害のある人に対する虐待や差別的防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図ると共に、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援します。	・基幹相談支援センターにおける相談 【福祉課】 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 【高齢者支援課・福祉課】
障害者虐待の防止	継続	虐待防止に関する意識の醸成、障害のある人や養護者の支援にあたり、保健・医療・福祉関係者が連携し、虐待の防止及び早期発見に努めます。	・虐待の早期発見 ・虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援 【福祉課・高齢者支援課・健康推進課・子ども未来課・学校教育課】 ・虐待防止の研修・啓発 【福祉課】

3 情報アクセシビリティ

【現状】

- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「何でも相談できる窓口をつくる」が59.5%と最も高く、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」が35.3%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、「市役所からのメール、LINEなどは地域のきめ細かい情報が毎日届いていると感じる。やり方を教える講座があれば、もっと利用しやすいと思う」という意見がありました。
- ・団体ヒアリング調査では、障害の種別によって、使えるツールが異なるので、それぞれのニーズにあった情報伝達手段を選択できることが大切という意見がありました。



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

障害の特性によって情報収集先（市の広報や窓口、病院など）が異なることに配慮し、情報発信においても関係機関との連携が必要であり、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害の特性によって、使用できるツールが異なるので、それぞれのニーズにあった情報伝達手段を障害のある人が選択できるよう、コミュニケーション（意思疎通）手段の充実が求められています。

【分野ごとの方向性】

誰もが、自由に情報発信や情報へのアクセスができ、意思疎通、意思決定などを可能にするため、障害特性やライフステージに応じた情報へのアクセシビリティの向上、コミュニケーション（意思疎通）手段の充実を図り、意思疎通支援の担い手の養成に努めます。

（１）障害特性に応じた情報提供体制の確保

【施策の方向】

行政機関が実施する施策について、市ホームページなどで、アクセシビリティの向上に努め、障害のある人に配慮した情報提供をします。

施策の方向		内容	取り組む事業など
わかりやすい広報	継続 重点	広報犬山やアクセシビリティへ配慮した市ホームページ等により、障害のある人に必要な情報をわかりやすく掲載し、情報を提供します。	・ 広報紙作成事業 ・ 広報・広聴事業 【企画広報課・福祉課】
音声による情報提供	継続	「声の広報」の普及、愛知北エフエム放送での広報犬山の読み上げ等により、音声による情報提供等を行います。	・ ボランティア活動支援事業の支援 【福祉課】 ・ 広報事業 【企画広報課】
観光案内板の整備	継続	文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記等の工夫を行い、高齢者や障害のある人、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。	・ 観光案内板整備事業 【観光課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
情報提供の推進	継続	図書館において、身体に障害があり来館することが困難な人への郵送貸出、視聴覚障害者などの読書が困難な人への視聴覚資料貸出など、障害のある人への情報提供を継続して実施します。	・図書館資料の貸出 ・視聴覚資機材の整備・充実 ・サピエ視聴覚障害者情報総合ネットワークの活用 【文化スポーツ課】
	継続	制度改正などの情報を障害のある人や障害者団体、事業所などに積極的に発信します。	・積極的な情報発信 【福祉課】
	継続	障害児をもつ親同士の、情報交換や交流ができる機会を把握し、広報します。	・情報交換の場や機会の設置・把握・広報 【福祉課】
	継続	広報犬山や市ホームページを活用して、難病患者に対して情報を提供します。	・難病患者への情報提供 【福祉課・健康推進課】
	新規	店舗へのコミュニケーションボードの設置など、民間事業者での情報提供を充実させます。	・民間事業者による情報提供の充実 【福祉課】

(2) 意思疎通・コミュニケーション支援

【施策の方向】

意思疎通に支援を必要とする障害のある人に、必要に応じて支援します。

また、手話通訳者、要約筆記者などを養成すると共に、手話通訳者などを派遣します。

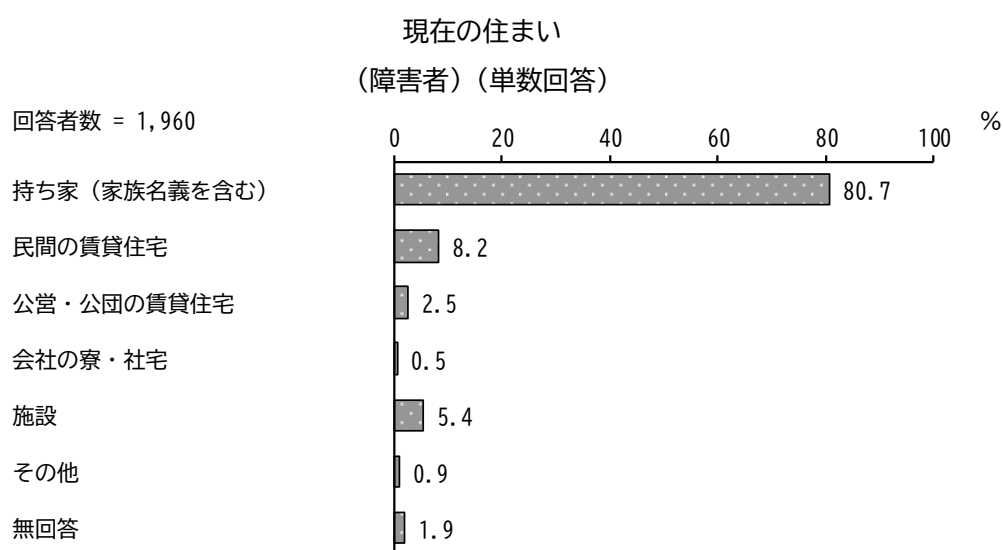
施策の方向		内容	取り組む事業など
手話通訳者の設置	継続	手話通訳者を市役所に設置し、聴覚障害のある人の手続きや相談などを支援します。	・意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の派遣	継続	手話通訳者・要約筆記者などを必要に応じて派遣します。	・意思疎通支援事業 【福祉課】
手話通訳者・要約筆記者の養成	継続 重点	手話通訳者・要約筆記者のボランティア養成講座を開催します。	・ボランティア活動支援事業支援 【福祉課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
同行援護の活用	継続	重度の視覚障害者に移動の支援や視覚情報の提供及び代筆をします。	・ 同行援護 【福祉課】
緊急時の支援	継続	聴覚又は言語などに障害のある人からの緊急通報を支援します。	・ NET119 緊急通報システムの利用促進 携帯電話、スマートフォン、自宅の FAX により 119 番通報が可能 【消防署】
I C T を活用した意思疎通支援	継続	聴覚や視覚に障害のある人に、アプリなどを活用した意思疎通支援の方法を周知します。	・ 積極的な情報発信 【福祉課】

4 生活支援

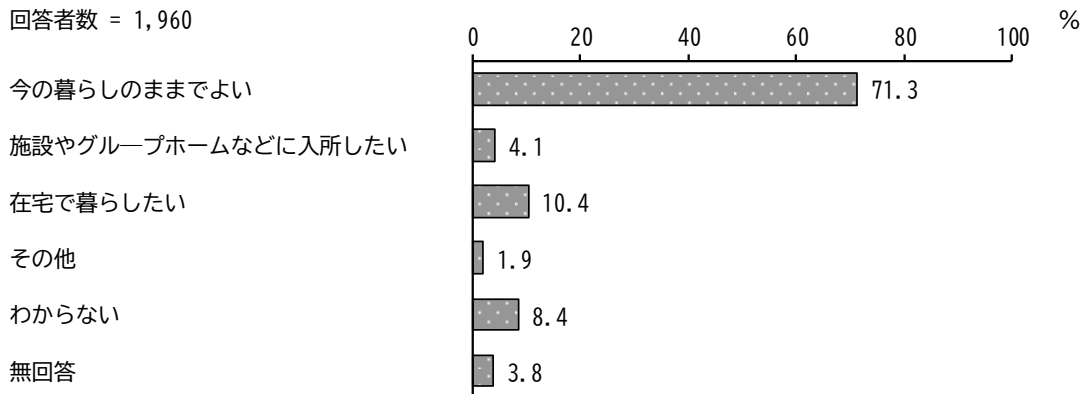
【現状】

- ・市民アンケート調査では、現在の住まいについて、障害者で「持ち家（家族名義を含む）」が80.7%、今後3年以内の暮らしについて、障害者で「今の暮らしのままでよい」が71.3%となっています。また、将来（成人後）どこで暮らして欲しいかについて、障害児で「自立して、アパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい（暮らしたい）」が37.8%と最も高く、次いで「自宅で家族と暮らしてほしい（暮らしたい）」が30.1%、「グループホームなどの共同生活の場で支援を受けて暮らしてほしい（暮らしたい）」が12.4%となっています。
- ・市民アンケート調査では、収入で最も多いものについて、障害者で「公的年金など」が52.3%と最も高く、次いで「障害年金・障害者手当など」が20.1%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「サービス利用の手続きを簡単にする」が50.5%、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が28.5%、一般で「障害のある人が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が40.7%、「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設を整備する」が23.5%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、人員不足や事業所の減少により、思うようにサービスが使えないという意見がありました。



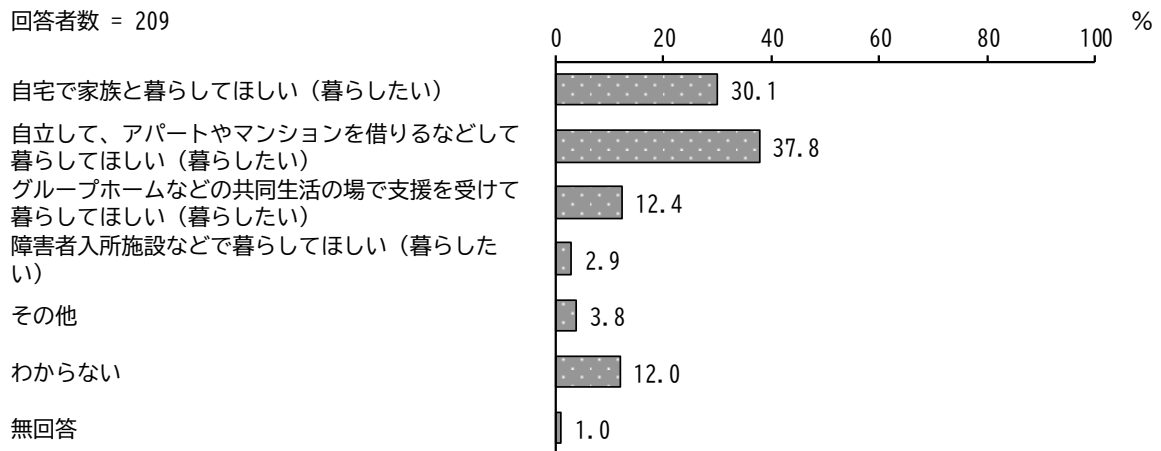
資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

今後3年以内の暮らし
(障害者)(単数回答)



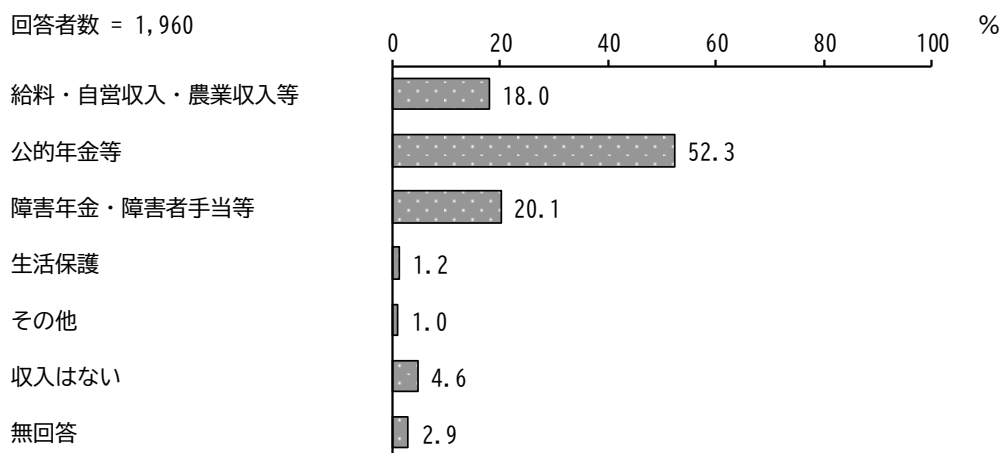
資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

お子様に将来(成人後)どこで暮らして欲しいか
(障害児)(単数回答)



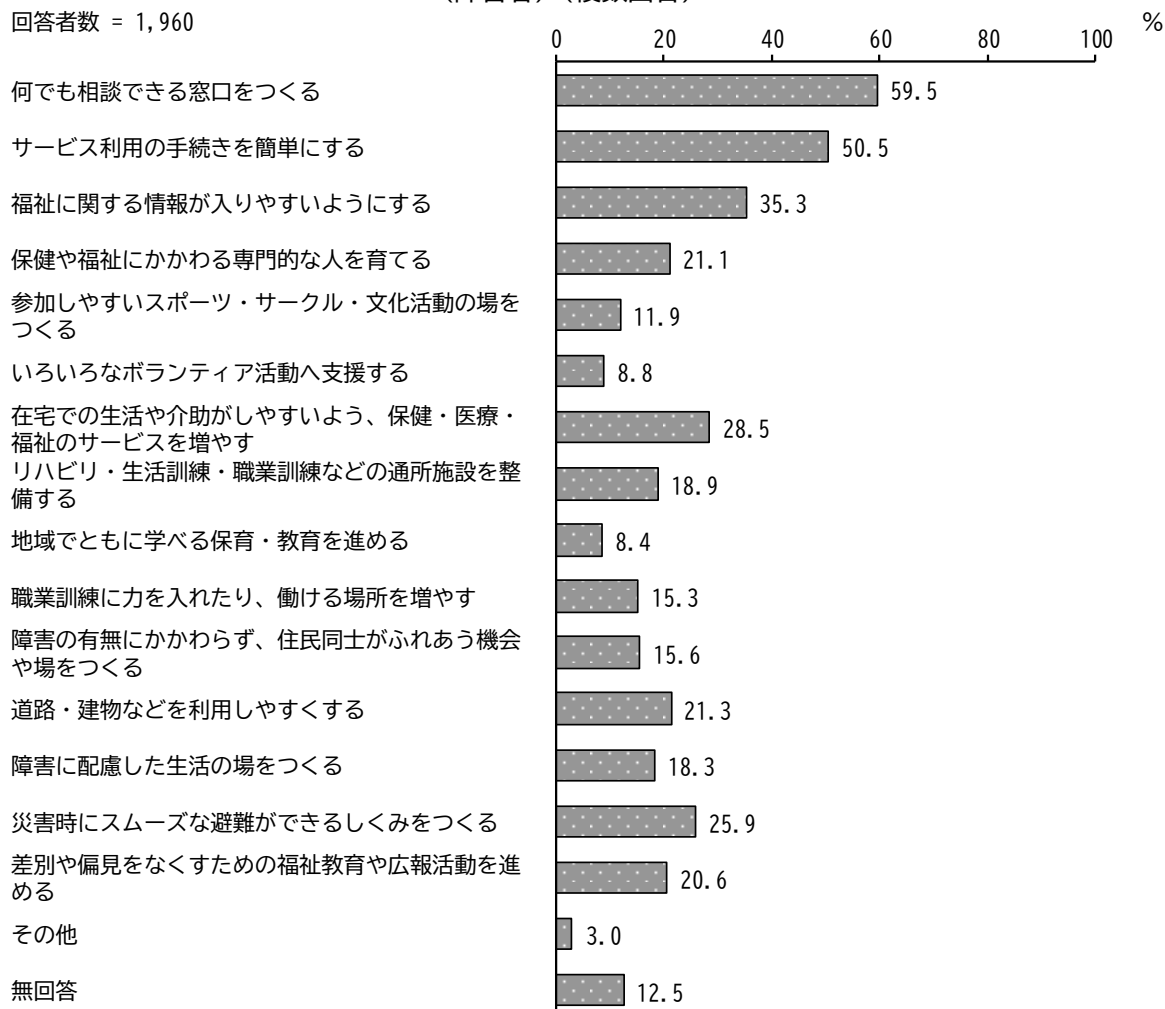
資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

収入で最も多いもの
(障害者)(単数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

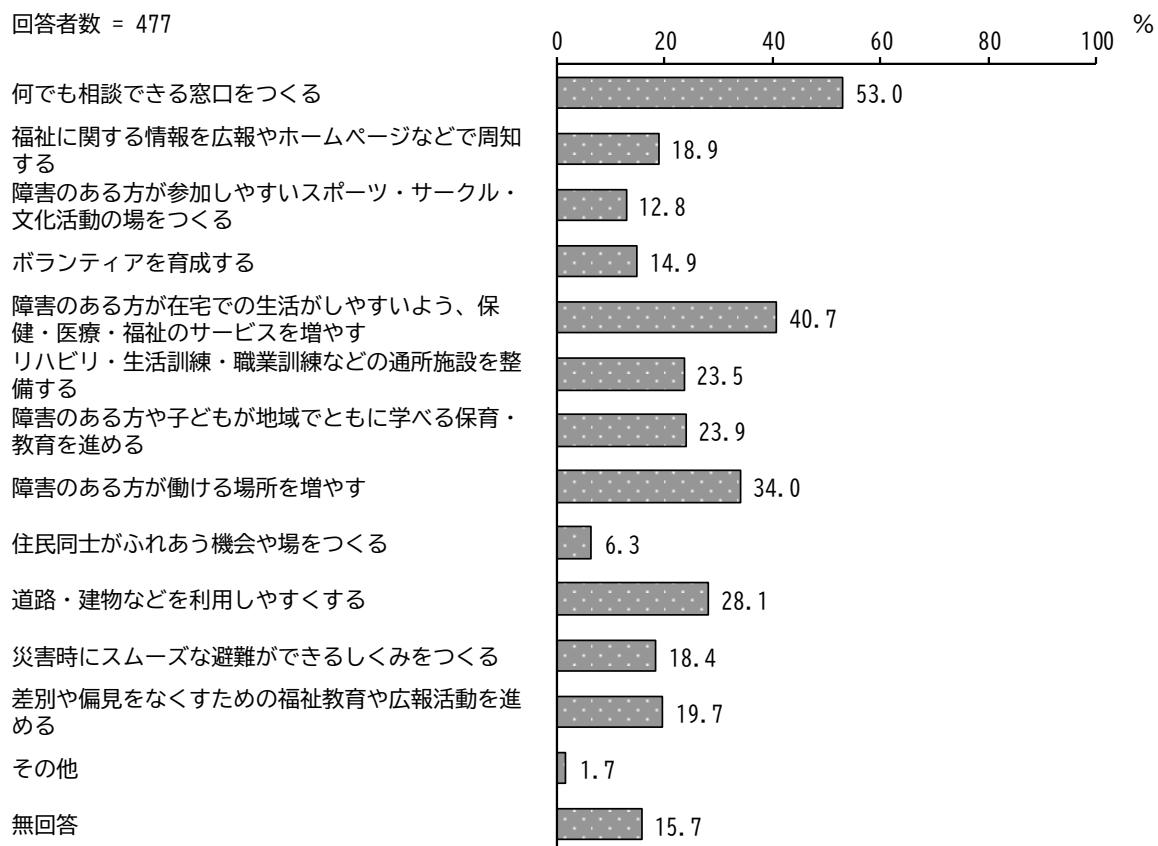
障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(一般) (複数回答)

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

今後も、障害のある人の自らの決定を尊重し、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていく必要があります。

障害福祉サービスに対する多様なニーズが見られるなか、障害のある人が個々のニーズや環境に応じて適切な支援が受けられるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスを提供する福祉人材の確保やサービスの質の向上が求められています。

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的自立の支援が必要であり、就労への支援をはじめ年金や手当の適正な支給や税の減免など、諸制度の周知を図っていく必要があります。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害のある人のニーズに合った障害福祉サービスを提供するために、障害福祉サービスの人材不足の解消が課題です。

【分野ごとの方向性】

障害のある人が住み慣れた地域などで自分らしく暮らしていくことができるよう、障害福祉サービスをはじめとした様々な支援を提供できるよう、一人ひとりのニーズに合った生活の支援に係る取り組みを充実します。

また、障害のある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供すると共に、関係機関と連携して支援します。

さらに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害者団体活動を支援します。

(1) ニーズに合った福祉サービスの提供

【施策の方向】

地域において、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。

また、障害のある女性や子ども、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障害のある人へのきめ細かい配慮に努めていきます。

さらに、障害福祉サービス事業所等への適切なサービス提供に向けての指導を通じ、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援の利用促進	継続 重点	一人ひとりの障害や環境、希望に応じ、自宅での支援や施設での支援など、様々な障害福祉サービスを組み合わせて、個々にあった適切なサービスの利用を促進します。	・障害福祉サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援 【福祉課】
福祉用具の利用促進	継続	福祉用具の購入、貸与、修理に係る費用を支給し、福祉用具の利用促進を図ります。 また、障害者・児の要望や新たな用具の開発に応じて、助成対象用具の種目・耐用年数・助成額などを研究します。	・補装具費支給制度 ・日常生活用具給付等事業 【福祉課】
重度障害者への支援	拡充※ 強度行動障害、重症心身障害等への支援	在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。	・在宅の重度障害者に日中支援の場を提供し、重度障害者とその家族を支援します。 【福祉課】
日中活動の場の提供	継続	日中活動の場を提供し、機能訓練や創作活動を行います。 また、創作的活動や社会との交流の促進を図ると共に、専門的な相談支援事業も実施します。	・犬山市地域活動支援センターふれんどの運営 ・精神障害者地域活動支援センター（希楽里）委託事業 【福祉課】 ・犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市心身障害児通園施設こすもす園の運営 【子ども未来課】
住まいの確保	継続	障害のある人が地域で生活する場としてグループホームや心身障害者世帯を対象とした住宅の情報を提供、紹介します。	・グループホームの情報提供 【福祉課】 ・障害者向け公営住宅の情報提供 【都市計画課】

施策の方向		内容	取り組む事業など
日常生活の支援	継続 重点	在宅の重度の肢体不自由障害者や重度の身体及び知的障害を重複している人の清潔の保持に必要となる支援を提供します。	・ 障害者入浴サービス事業（訪問・施設） ・ 重症心身障害者（児）訪問理髪サービス事業 【福祉課】
移動手段の支援	継続 重点	障害のある人や高齢者などの交通弱者を含む、市民の生活を支える重要な足として、コミュニティバスを運行します。 また、移動に係る費用や身体障害者が自分で運転する自動車を改造するための費用などの助成を実施し、積極的な外出を支援します。	・ コミュニティバス運行事業 【防災交通課】 ・ 障害者タクシー料金助成事業 ・ 重度障害者を対象にタクシー券を交付し、タクシー料金を助成 ・ 自動車改造助成事業 ・ 自動車運転免許取得助成事業 【福祉課】
地域生活支援拠点の充実	継続	専門的な相談支援、緊急における対応を行うとともに、犬山市障害者自立支援協議会において、運用状況の検証・検討を行い、拠点整備の充実に取り組みます。	・ 地域生活支援拠点整備事業 【福祉課】
適切なサービス提供に向けての指導	新規	サービス利用者が適切な支援を受けられるよう、定期的に事業者に対する集団指導（講習会）や実地指導を実施し、質の向上を目指します。	・ 講習会 ・ 実地指導 ・ 積極的な情報共有 ・ 犬山市障害者自立支援協議会の活用 ・ 児童発達支援センター機能強化事業の実施 【福祉課】

(2) 本人や家族に対する総合的な支援

【施策の方向】

障害のある人とその家族に対する経済的な支援や相談支援を充実します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
手当の支給	継続	障害の程度に応じ、障害者扶助料などを支給します。	・ 障害者扶助料支給事業 ・ 在日外国人重度心身障害者福祉手当支給事業 【福祉課】
税・保育料・指定ごみ袋の負担軽減	継続	障害のある人の経済的負担を軽減するため、障害程度などに応じ、市民税や軽自動車税などの税金や保育料、指定ごみ袋の負担軽減をします。	・ 市民税の控除・減免 ・ 軽自動車税の減免 【税務課】 ・ 保育料の軽減 【子ども未来課】 ・ 指定ごみ袋の減免 障害のある人で常時紙おむつが必要な人に、指定ごみ袋（中袋）を1月あたり5枚配布 【環境課】
特別支援教育就学奨励費の支給	継続	小中学校の特別支援学級などに在籍している児童生徒の保護者に、家庭の経済状況などに応じ、学用品などの購入費や学校給食費などを特別支援教育就学奨励費として支給します。	・ 特別支援教育就学奨励費の支給 【学校教育課】
高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減	継続	65歳に至るまで長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を、障害福祉制度により軽減（償還）支援します。	・ 一定の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減 【福祉課】
医療的ケア児の支援	新規	医療的な支援が必要な児童に対して適切に支援するため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。 また、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターの配置及び関係機関との連携を図るための協議をします。	・ 医療的ケア児コーディネーターの配置 【福祉課・健康推進課】
家族に対する相談支援	新規	関係機関と連携を図り、障害のある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発などの支援を充実します。	・ 積極的な情報発信 ・ 事業者の交流会による情報共有や事例検討

(3) 障害者団体への支援

【施策の方向】

市内の各障害者団体に補助金を交付すると共に、各種イベントの実施を委託することにより、社会参加の促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
活動資金の助成	継続	市内の障害者団体に補助金を交付し、活動の活性化を図ると共に、障害者運動会などのイベントの実施を委託し、障害のある人の社会参加を促進します。	・ 障害者団体への補助金交付 犬山市身体障害者福祉協会・犬山市心身障害児（者）父母の会・精神障がい者家族会犬山しらゆり会 ・ 障害者福祉推進事業委託 【福祉課】

5 生活環境

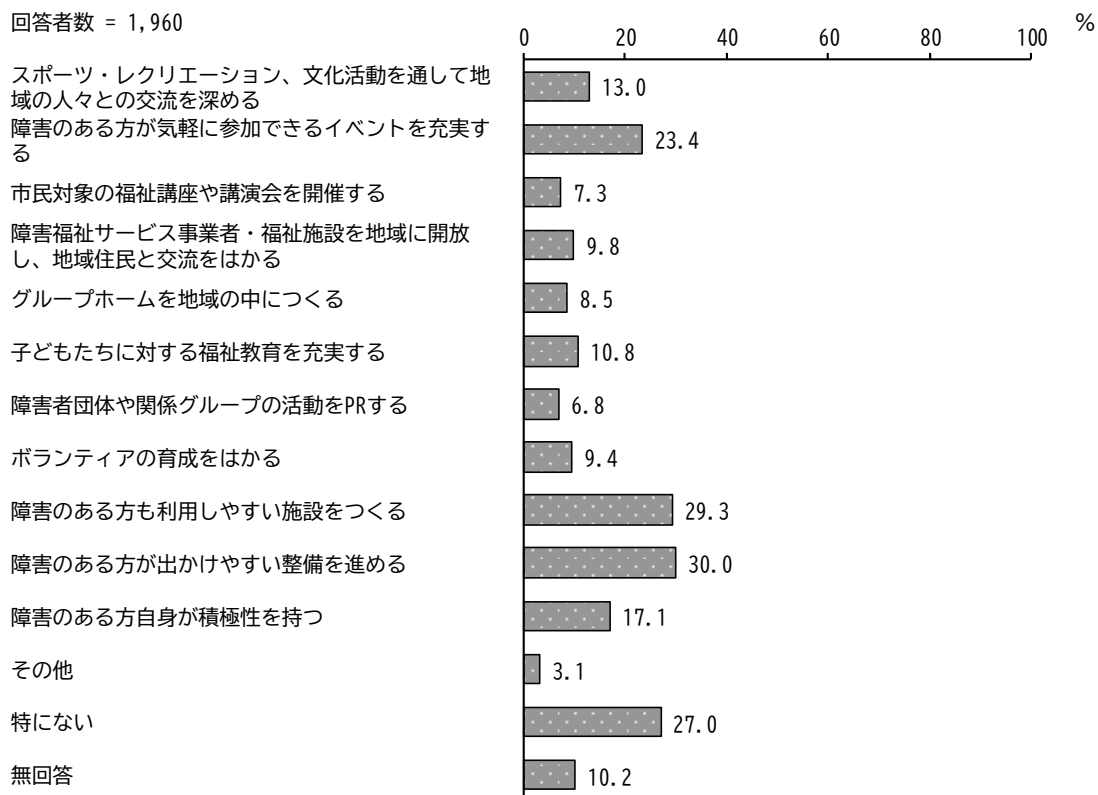
【現状】

- ・市民アンケート調査では、障害に対する理解を深めるために、今後力を入れるべきことについて、障害者で「障害のある人が出かけやすい整備を進める」が30.0%と最も高く、次いで「障害のある人も利用しやすい施設をつくる」が29.3%となっています。
- ・市民アンケート調査では、災害が発生したときに、ひとりで避難できるかについて、障害者で「ひとりでは避難できない」が39.9%となっており、理由について、「避難を手助けしてくれる人が必要」が66.4%と最も高く、次いで「避難場所が遠い」が20.4%、「避難場所がわからない」が19.4%となっています。一方、普段から災害に備えての対応について、「特に何もしていない」が33.9%と最も高くなっています。
- ・市民アンケート調査では、避難所で困ると思うことについて、障害者で「投薬や治療を受けることが難しい」が38.0%と最も高く、次いで「障害者用トイレなど障害のある人が生活できる環境が整っていない」が27.3%、「周りの人とコミュニケーションが取れない」が23.9%となっています。
- ・市民アンケート調査では、災害時、障害のある人の避難支援や避難所での支援について、一般で「安全な場所への避難の手助け」が49.5%と最も高く、次いで「安否確認」が43.0%、「家族や親族への連絡」が40.5%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「災害時にスムーズな避難ができるしくみをつくる」が25.9%、「道路・建物などを利用しやすくする」が21.3%、一般で「道路・建物などを利用しやすくする」が28.1%、「災害時にスムーズな避難ができるしくみをつくる」が18.4%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、災害時に自宅にいる理由として、避難所までが遠い、道中がバリアフリー化されておらず危ないためという意見がありました。

障害に対する理解を深めるために力を入れるべきこと

(障害者)(複数回答)

回答者数 = 1,960

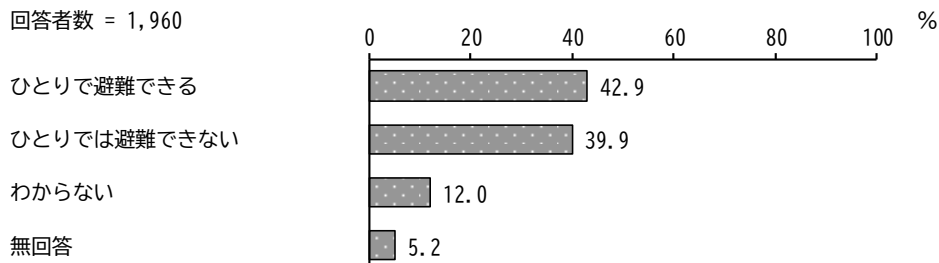


資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

災害時にひとりで避難できるのか

(障害者)(単数回答)

回答者数 = 1,960

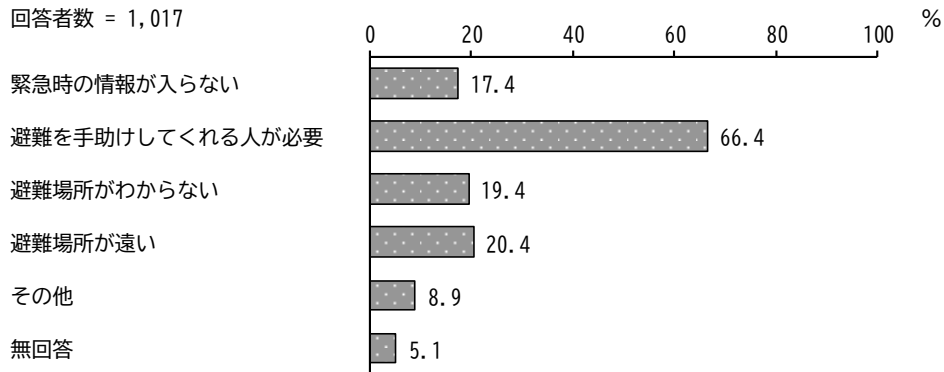


資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

避難できない、わからないの理由

(障害者)(単数回答)

回答者数 = 1,017

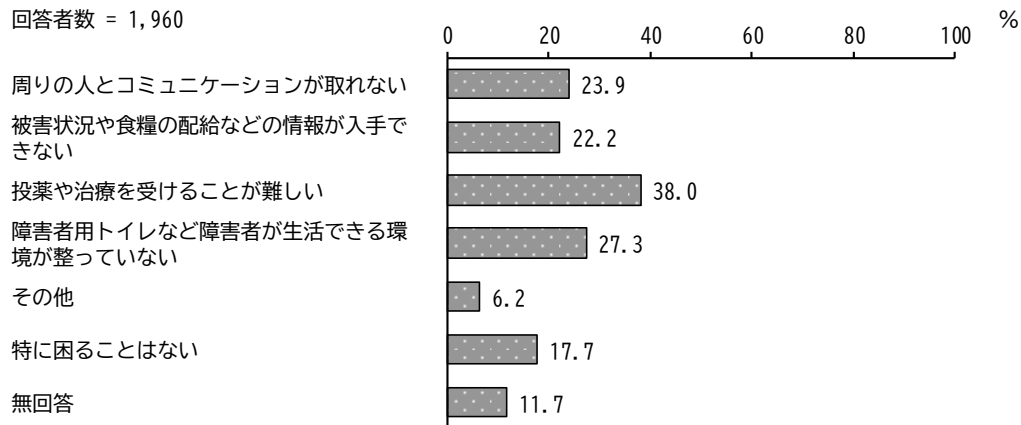


資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

避難所で困ると思うこと

(障害者)(複数回答)

回答者数 = 1,960

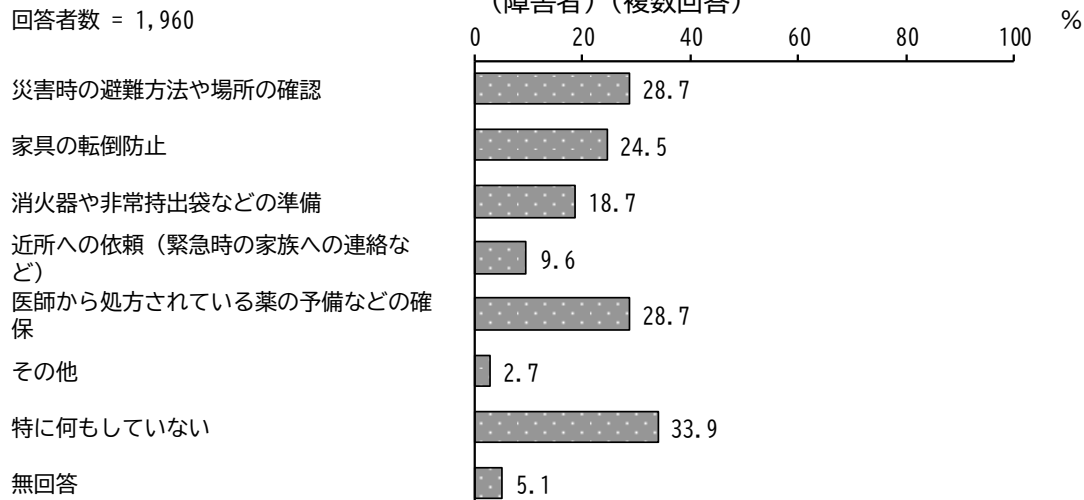


資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

普段からの災害に備えた対応

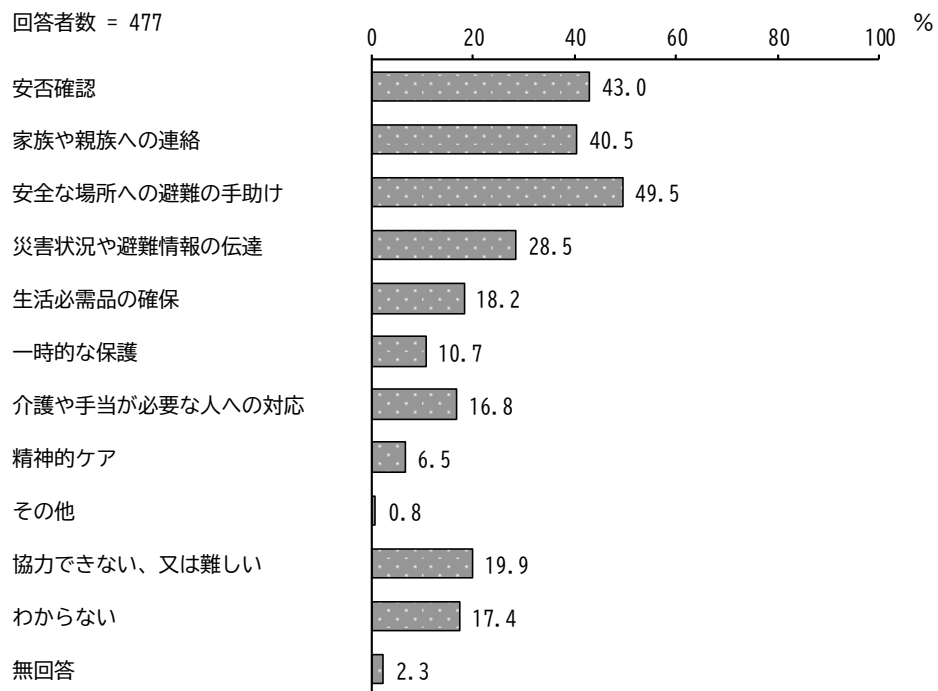
(障害者)(複数回答)

回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

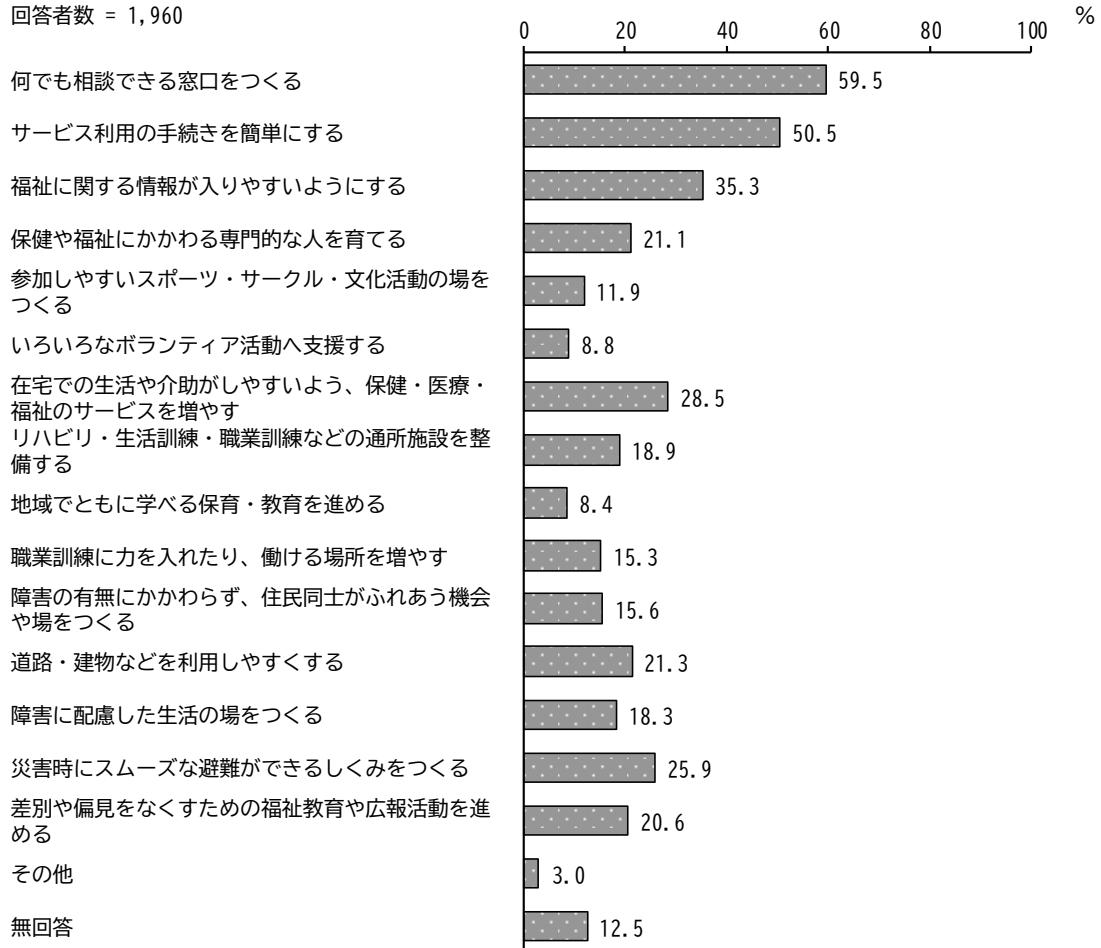
障害のある人の避難支援や避難所での支援
(一般) (複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)

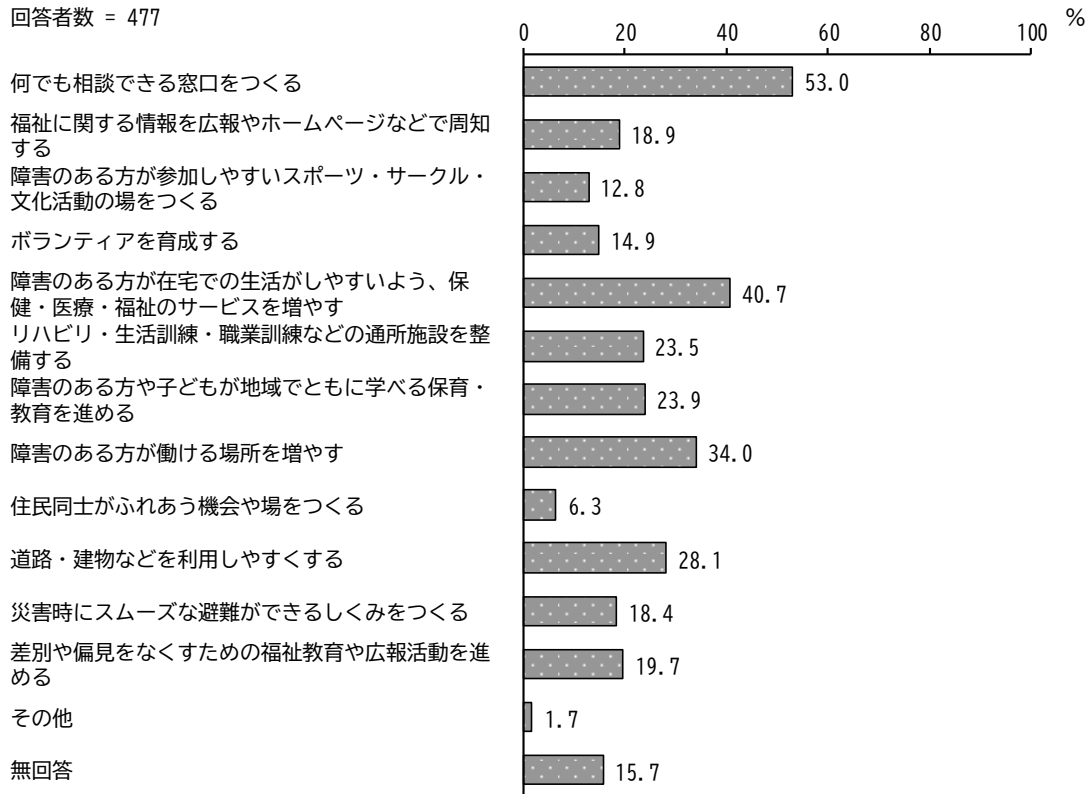
回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(一般) (複数回答)

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加していくためには、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など、主要駅から周辺施設までの生活空間のバリアフリー化が必要です。

また、災害時における避難行動に支援が必要な人に対して、地域の住民が協力して助け合う共助の仕組みをつくっていくことで、障害のある人へ必要な情報の伝達や避難誘導等の支援体制を整えていくことが必要です。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害のある人が災害時に安心・安全に避難所を利用できるよう、障害に配慮した避難所の選定が必要です。

【分野ごとの方向性】

災害に備え、障害のある人を避難支援する上で必要となる情報が、障害のある人の同意のもと適性に関係者に把握され、共有されている必要があるため、避難行動要支援者支援制度を充実します。

普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策に地域の団体などと取り組むことで、障害のある人の安全を見守る体制づくりを進めます。

障害のある人が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物などにおけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。

(1) バリアフリー化の推進

【施策の方向】

障害のある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、道路などの維持管理やバリアフリー化に努めます。

また、誰もが快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公共交通機関や公園、広場の整備、公共施設のバリアフリー化を推進します。

さらに、観光公衆トイレなどについても、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮して整備します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
道路・歩行空間のバリアフリー化	継続	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めると共に、バリアフリー整備に努めます。	・道路整備にあわせたバリアフリー化の推進 【整備課】 ・道路の維持管理・改修・パトロール 【土木管理課】
公共交通機関や公園・広場の環境整備	継続	障害のある人や高齢者を含む、すべての人が公共交通機関を利用した移動が円滑にできるような環境を整備します。また、市民が多く集まる広場や公園などを安全で快適に利用できるように整備を進めます。	・駅前広場維持管理 ・都市公園・児童遊園・ちびっこ広場の維持管理 【土木管理課】 ・都市計画公園整備 【整備課】
建築物のバリアフリー化の推進	継続	人にやさしいまちづくりの理念に基づき、障害の有無に関わらず様々な人が利用する公共的な建物や駐車場などのバリアフリー化を進めていきます。	・既存公共施設の大規模修繕時のバリアフリー整備 【施設所管課】 ・観光公衆トイレ整備事業 【観光課】

(2) 防犯・交通安全対策

【施策の方向】

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域における障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障害特性などに配慮した交通安全対策を推進します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
防犯対策の推進	継続	警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。	・ 防犯対策 【防災交通課】
交通安全対策の推進	継続	障害のある人にも安全な交通環境を確保するため、関係機関と連携し、障害の特性に配慮した横断歩道などの交通安全施設を整備します。	・ 交通安全対策 ・ 視覚障害者用音響式信号機の整備支援 【防災交通課】

(3) 防災対策・災害時支援

【施策の方向】

災害時に被害を最小限に抑え、障害のある人が安全に避難できるよう、防災訓練の実施や地域での支援体制を充実します。

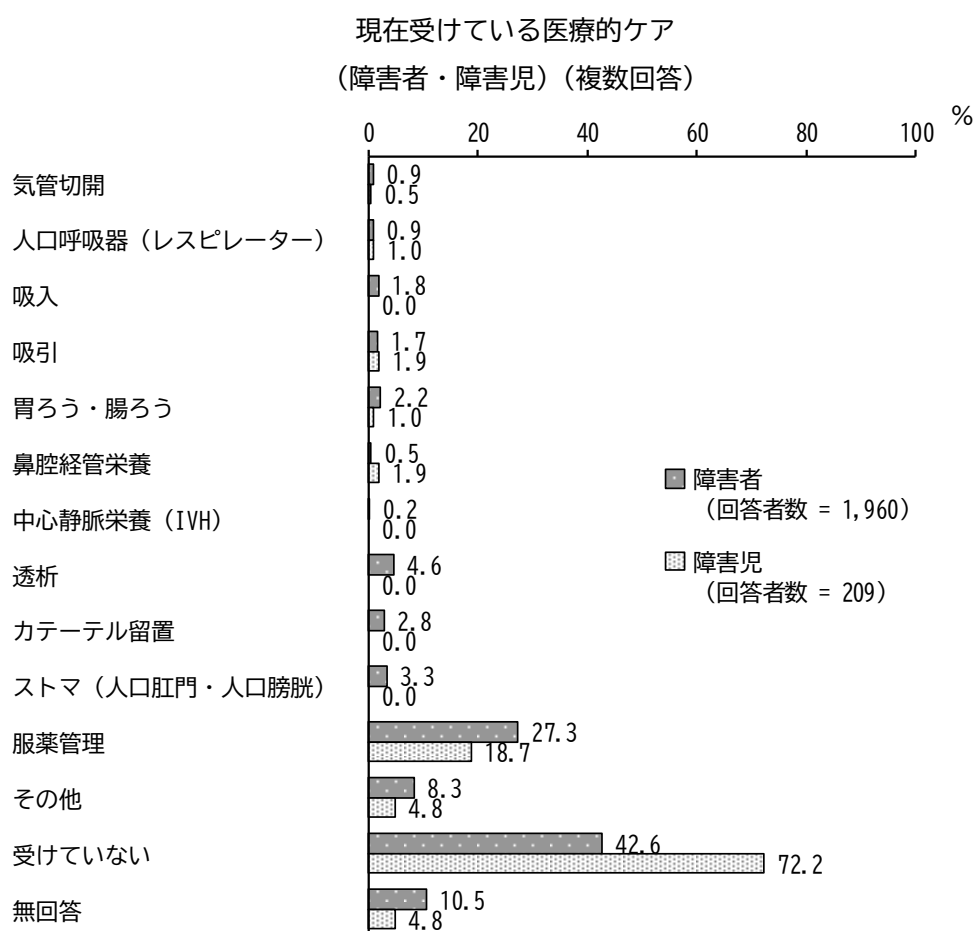
また、高齢者や障害のある人などの要配慮者のため、福祉避難所となる場所をあらかじめ決めておき、有事において避難所の運営が円滑にできるよう受入の準備や環境整備を進めます。

施策の方向		内容	取り組む事業など
防災対策の推進	継続	障害のある人を含めた市民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めると共に、地域における防災体制の充実・強化を図ります。	・防災対策事業 ・自主防災組織などの育成事業 ・防災体制の充実 ・家具等転倒防止器具取付支援事業 【防災交通課】
災害時の避難支援	継続 重点	災害時に、高齢者や障害のある人などに対して、地域のなかで情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりを個別支援計画をもとに進めます。 また、制度の周知を継続して実施します。	・避難行動要支援者支援制度 ・あんしんメール、あんしん電話等情報伝達手段の充実 【福祉課・高齢者支援課 ・健康推進課・防災交通課】
福祉避難所の設置・運営	継続 重点	高齢者や障害のある人・妊産婦・乳幼児・病弱者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす要配慮者のために、特別の配慮がなされた福祉避難所の具体的な運営について、物品・環境の整備を進めます。	・福祉避難所の設置・運営 【防災交通課・福祉課 ・高齢者支援課・保険年金課 ・子ども未来課】

6 保健・医療

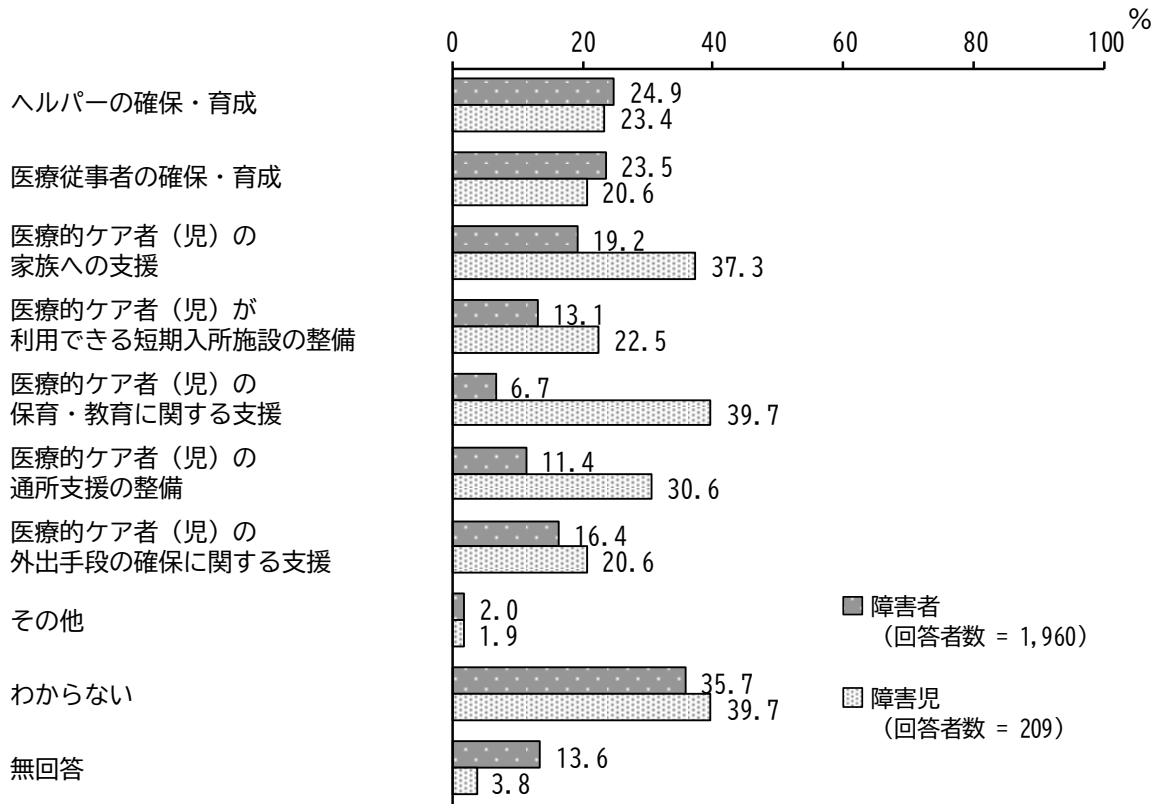
【現状】

- ・市民アンケート調査では、現在、何らかの医療的ケアを受けている障害のある人が46.9%、障害児が23.0%となっています。
- ・市民アンケート調査では、医療的ケアに関して、充実が必要な支援について、障害者で「ヘルパーの確保・育成」が24.9%、「医療従事者の確保・育成」が23.5%、障害児で「医療的ケア児（者）の家族への支援」が37.3%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「保健や福祉にかかわる専門的な人を育てる」が21.1%、一般で「障害のある人が在宅での生活がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」が40.7%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、近隣の総合病院に専門医がいない、特定の医療機関に頼らざるを得ないという意見がありました。



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

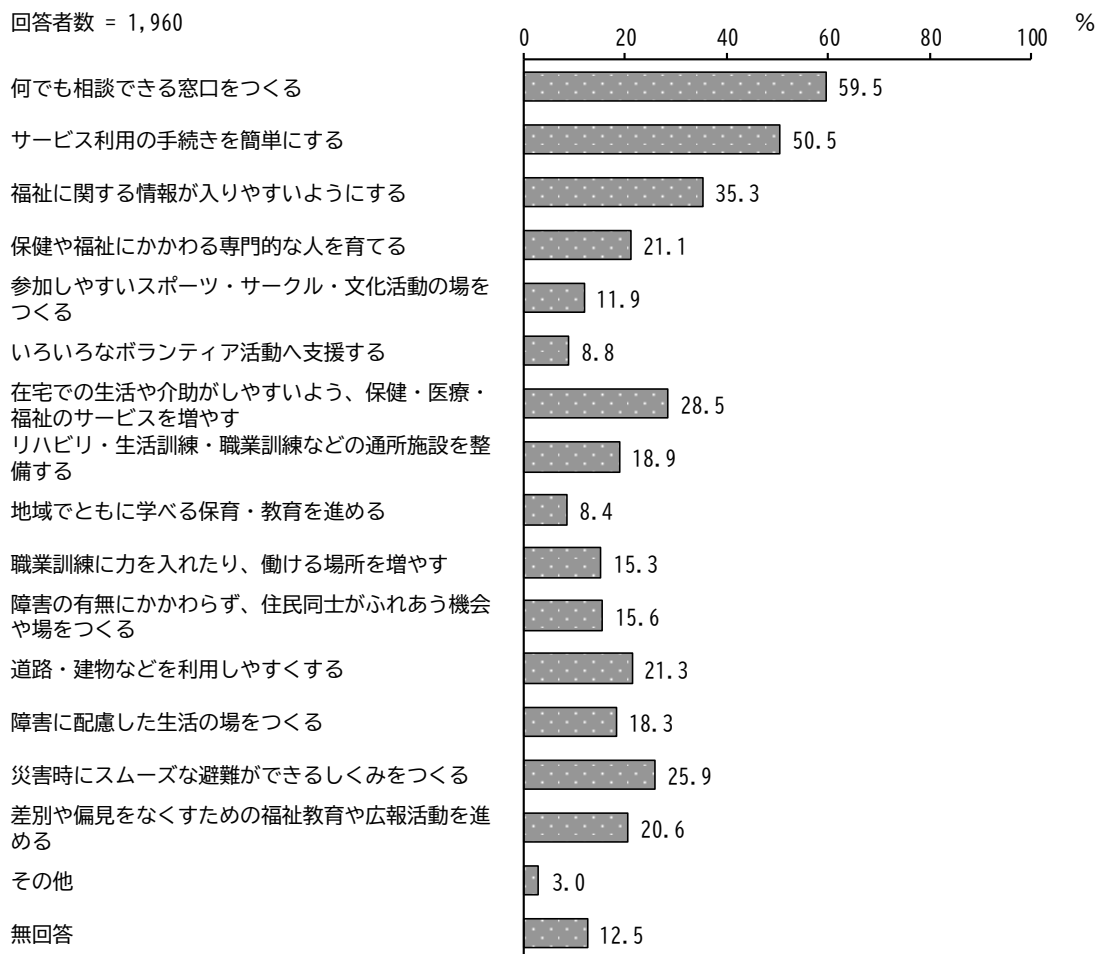
医療的ケアに必要な充実した支援
(障害者・障害児)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)

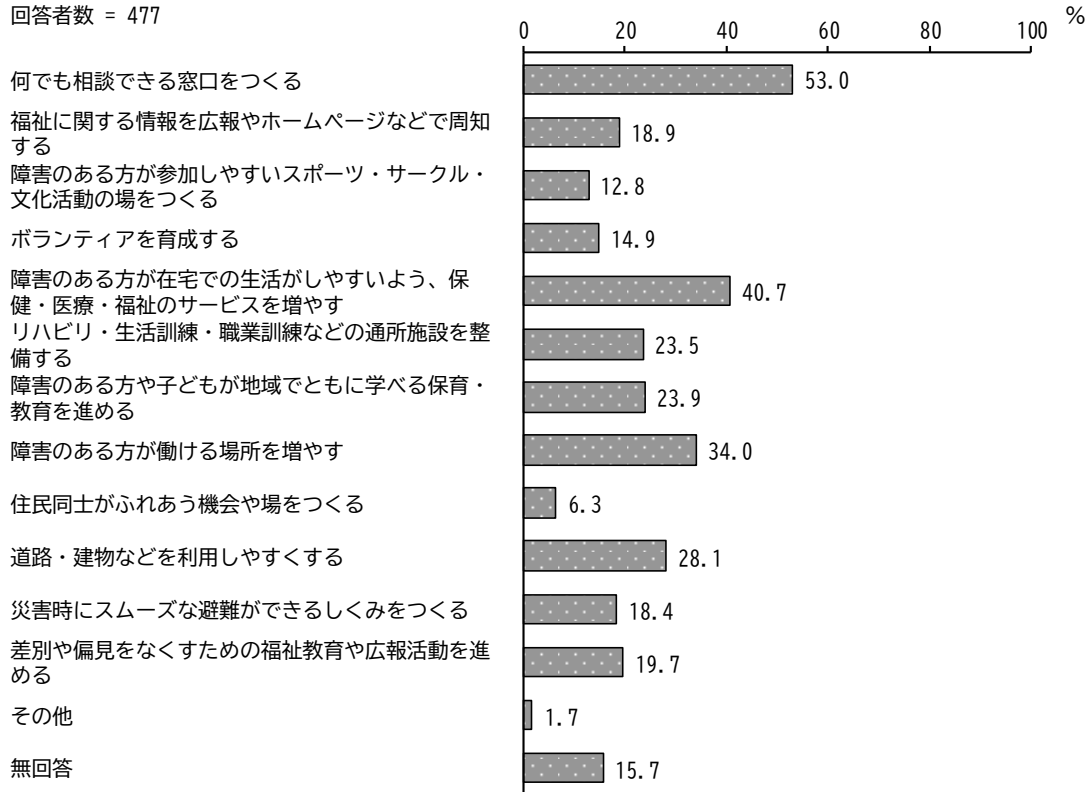
回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(一般) (複数回答)

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が求められています。今後、障害者の高齢化・重度化がさらに進むと共に、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携強化が必要です。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療が受けられることが重要です。

【分野ごとの方向性】

生涯にわたって心身共に健康に暮らすことができるよう保健事業や相談事業などを実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療の取り組みを充実します。

また、障害のある人が地域で安心して生活するため、障害の状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 健康診査等による予防・早期発見

【施策の方向】

健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防すると共に、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

また、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切に支援するため、関係機関との連携を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
健康診査・健康相談による早期発見	継続	乳幼児期・青年期・高齢期など各時期において、健康診査又は医師や保健師・看護師などによる健康相談を実施し、障害や障害の原因となる疾病の早期発見に努め、適切な対応につなげます。	・母子健康診査事業 ・予防接種 ・発達相談事業 【健康推進課】 ・健康診査事業 【健康推進課・保険年金課】 ・就学時健康診断 【学校教育課】
適切な療育や治療に繋げる取り組み	継続	子どもの成長や発達を促す療育や医療等関係機関と連携しながら必要な支援に繋がります。 また、成人期における障害の要因となる疾病の重症化予防に取り組めます。	・親子教室 ・心理相談 【健康推進課】 ・成人保健事業（特に生活習慣病予防事業） 【健康推進課・保険年金課】

(2) 障害に対する適切な医療の実施

【施策の方向】

障害のある人が適切な医療を継続的に受けることができるように、医療費助成を実施すると共に、国に補助制度の創設を要望します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
医療費の助成	継続	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。	・ 自立支援医療費の給付 【福祉課】 ・ 障害者医療費の給付 心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者の医療費自己負担分を助成 ・ 精神障害者医療費の給付 精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者の医療費自己負担分を助成 ・ 後期高齢者福祉医療費の給付 障害のある高齢者の健康の保持増進を図るため、医療費自己負担分を給付 【保険年金課】

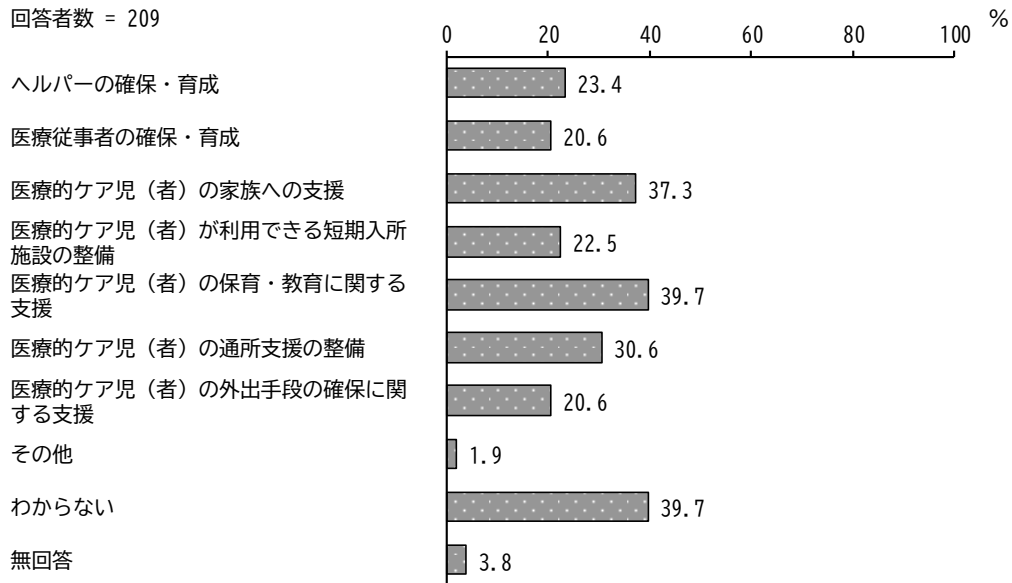
7 教育・育成

【現状】

- ・市民アンケート調査では、医療的ケアに関して、充実が必要な支援について、障害児で「医療的ケア児（者）の保育・教育に関する支援」が39.7%となっています。
- ・市民アンケート調査では、発達支援などでさらに充実させてほしいと思うことについて、障害児で「専門医や訓練士などが配置されていて発達支援に関する指導・相談等総合的に受けられる施設」、「継続して言語や作業訓練を行う施設などの増設」が47.8%と最も高く、次いで「発達支援の内容や施設についての情報」が36.8%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害児に対するさらに充実させてほしい発達支援について、障害児で「学習に対する支援」が55.0%と最も高く、次いで「費用に対する補助など経済的支援」が41.1%、「友達など人との関わり方に対する支援」が40.7%となっています。
- ・市民アンケート調査では、発達に遅れの見られる子どもや、子どもの発達に不安を感じる保護者に対する支援について、一般で「不安を感じる親が専門家などに気軽に相談できる事業」が68.3%と最も高く、次いで「不安を感じる親同士が交流し、悩みを話し合ったり情報交換したりできる事業」が53.2%、「不安を感じる親が障害児の子育て経験のある親に相談できる事業」が41.3%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、支援学級の人数が増えており、学校に支援の手が足りないと感じるという意見がありました。

医療ケアに関して充実が必要な支援
(障害児)(複数回答)

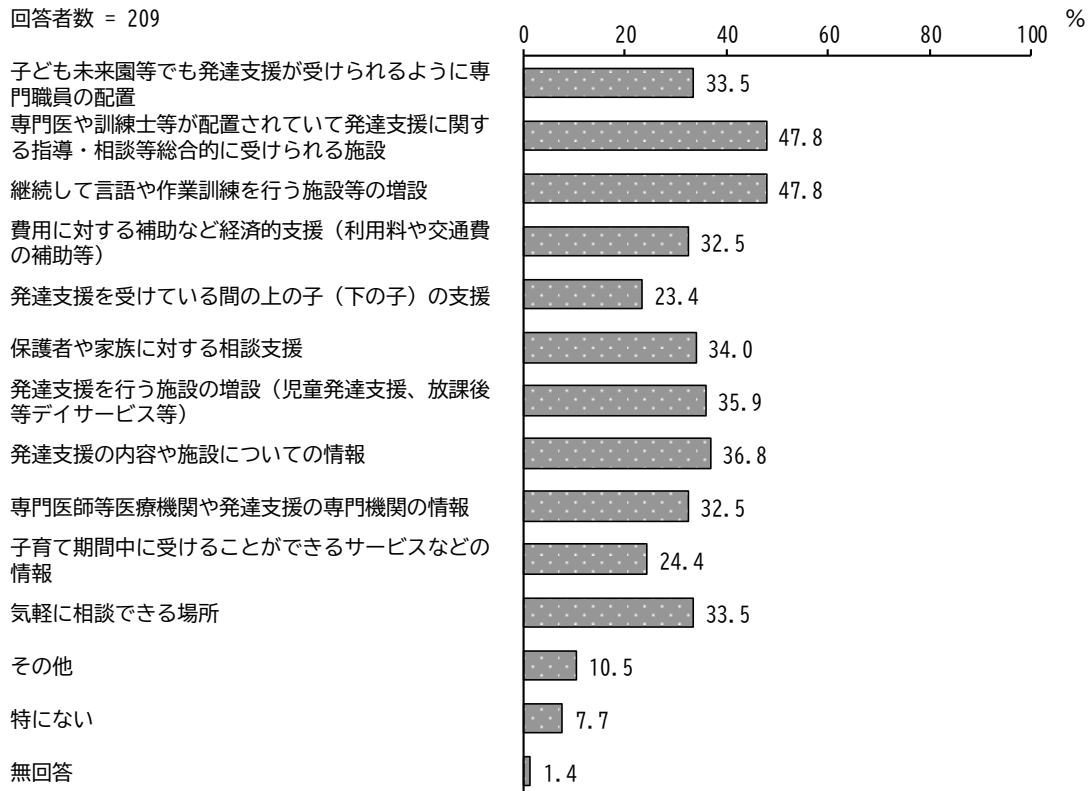
回答者数 = 209



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

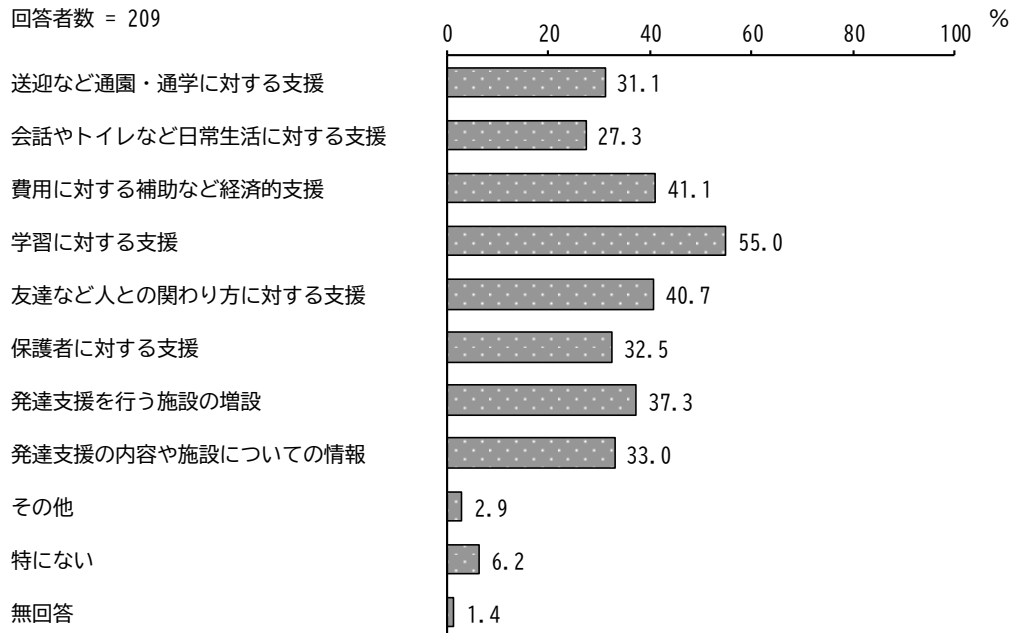
発達支援でさらに充実させてほしいこと
(障害児)(複数回答)

回答者数 = 209



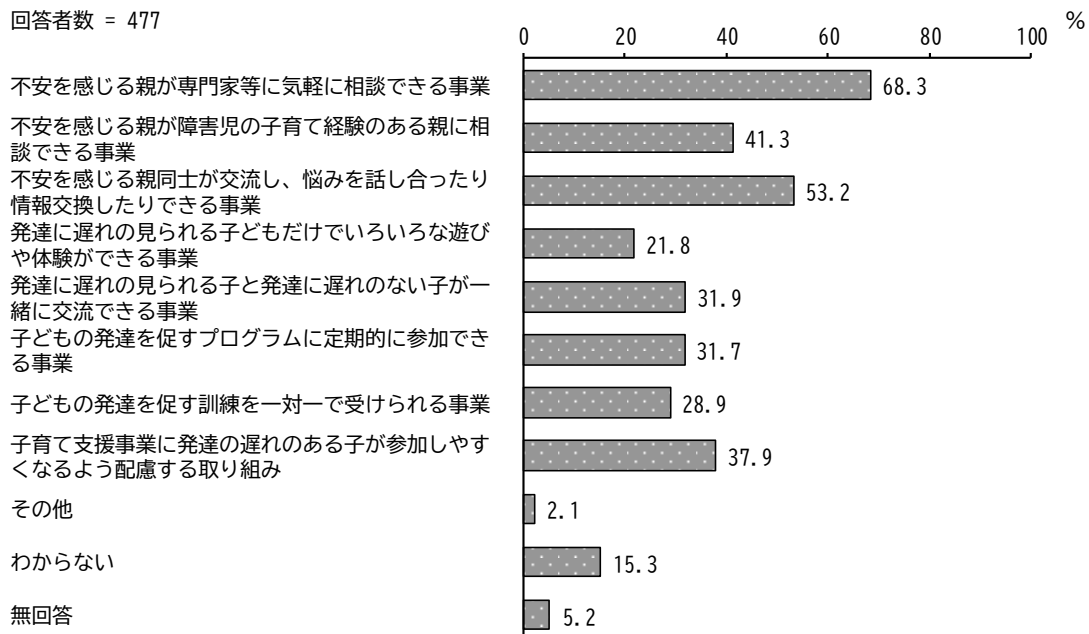
資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害児に対する発達支援でさらに充実させてほしいこと
(障害児)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

発達に遅れのある子どもや保護者に対する支援であると良い取り組みや事業
(一般)(複数回答)



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境を充実するためには、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の全ての教員及び療育にかかわる専門職員が、特別支援教育の視点をもつことが必要です。

また、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門と連携し、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

更には、障害者が学校卒業後も自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができる機会が必要です。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害児が、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法などの工夫や改善を図っていくことが求められます。

【分野ごとの方向性】

子どもの障害について、一人ひとりの障害特性や個性を考慮すると共に、本人や保護者の希望を尊重した上で早期療育、相談支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

また、障害のある人が社会の様々な分野に参加し、豊かで充実した生活を地域で送ることができるように、ライフステージやライフスタイルに応じて、多様な活動の場の提供と環境の整備を推進します。

そして、福祉人材を養成し確保することで、福祉サービスの質の向上に努めます。

(1) 専門機関での療育・教育の実施

【施策の方向】

就学前の乳児・幼児の発達支援において、保護者と共に個別対応の支援を提供します。特別支援教育において、関係機関と連携し、障害を持つ児童生徒の自立を支援すると共に、犬山市青少年センターを中心に子どもや若者の支援を実施します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
早期療育の実施	継続	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性をふまえ、保護者と共に一人ひとりに対応した支援を行います。また、子ども未来園との交流事業を実施すると共に、幼稚園との連携を図ります。	・犬山市児童発達支援事業実施施設犬山市心身障害児通園施設こすもす園の運営 【子ども未来課】 ・児童発達支援事業 【福祉課】
特別支援教育の実施	継続	各小中学校や県立の特別支援学校、犬山市特別支援教育連絡協議会、犬山市教育研究会特別支援教育研究委員会、犬山市特別支援学級研究協議会など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障害を持つ児童生徒の自立を図るため、特別支援教育を実施します。	・犬山市特別支援教育連絡協議会の運営 ・特別支援教育に係る研修の積極的参加 ・特別支援教育支援員・介助員・看護師の配置 ・市内小中学校の特別支援学級の児童生徒が交流する会の開催 【学校教育課】
青少年支援教育の実施	継続	青少年センターを核とした困難を抱える子ども、若者の支援事業を推進します。	・相談窓口の設置及び研修会・講演会の開催 【文化スポーツ課】
障害児の発達支援	継続	重度の障害などにより外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。	・居宅訪問型児童発達支援事業 【福祉課】
		幼稚園や小学校などを訪問し、集団生活に適應するために必要となる専門的な支援を行います。	・保育所等訪問支援 【福祉課】
障害児のサービス提供体制の構築	継続	児童発達支援センターを中心に、地域の支援体制を構築します。	・児童発達支援センター機能強化事業の実施 【福祉課】

(2) 福祉人材の育成・確保

【施策の方向】

療育に直接携わる保育士や保健師をはじめ、障害のある子どもに関わる機関の職員が専門的な研修を受けることにより、障害への理解を深め、適切な指導・助言をしていくための指導力の向上を図ります。

また、障害福祉に関わる職員などに研修を開催し、資質向上や人材育成を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
療育関係職員の専門性の向上	継続	療育に携わる職員が、県などが実施する専門的な研修に参加することにより、障害に対する理解をより深めると共に、専門性の向上を図ります。	・各専門研修への積極的参加 【福祉課・健康推進課 ・子ども未来課】
福祉人材の育成	継続 重点	障害福祉に関わる機関の職員や相談支援専門員の資質向上や人材育成のため、基幹相談支援センターを中心に、研修を実施します。	・犬山市障害者自立支援協議会の活用 ・児童発達支援センター機能強化事業の実施 ・精神障害者相談支援事業の実施 ・各専門研修の情報提供 【福祉課】
福祉人材の確保	継続 重点	市民に福祉事業所への理解を通し、福祉職への興味から福祉人材の確保を図ります。	・犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課】

(3) 一貫した教育支援

【施策の方向】

乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
個別の支援計画の作成	継続 重点	サービス利用者や個別支援が必要な障害のある子どもに対し、一人ひとりの実態や教育的な支援目標、内容などの情報を共有し、進学、進級、就職しても同じ視点で適切に支援することができるよう計画書を作成し、継続的に活用します。	・ 障害児相談支援 【福祉課】 ・ 個別の教育支援計画書「あゆみ」の活用 【子ども未来課・学校教育課】
一貫した支援体制の整備	継続 重点	ライフステージの移行に一貫した支援をするために必要な体制について、関係機関で検討し、整備します。	・ 犬山市障害者自立支援協議会の活用 【福祉課・健康推進課 ・ 子ども未来課・学校教育課】
相談の連携	継続 重点	障害のある人や家族を継続して支援できるように、基幹相談支援センター・児童発達支援センター・障害児相談支援事業所・子ども未来園・学校・保健・医療機関などとの連携を密にします。	・ 各相談窓口の連携 【福祉課・健康推進課 ・ 子ども未来課・学校教育課】

(4) 生涯学習の振興

【施策の方向】

障害の種別にかかわらず、すべての障害のある人の社会参加が求められていることから、スポーツに親しむ環境づくりを推進し、各種大会やスポーツ教室などを開催します。

また、生涯学習や文化活動に誰でも参加できるように、障害のある人に配慮した活動環境の整備を進めます。

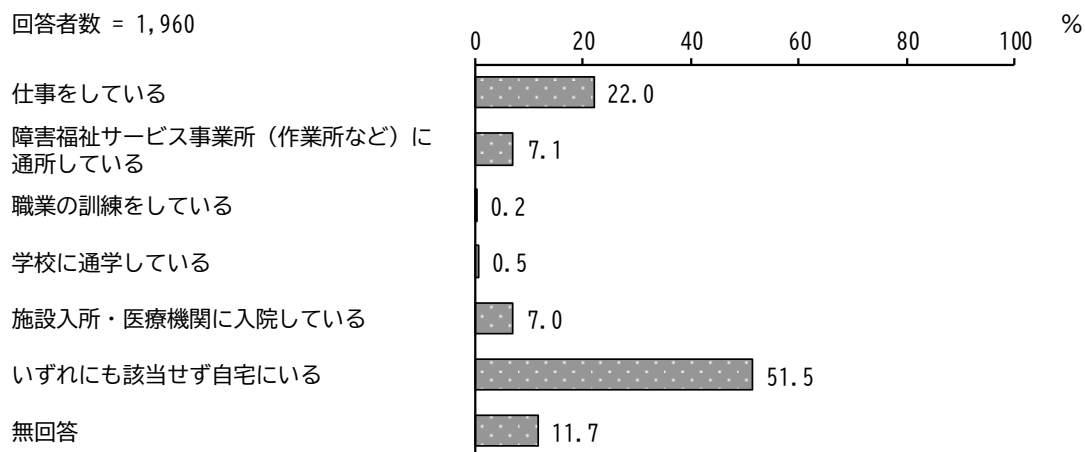
施策の方向		内容	取り組む事業など
スポーツの振興	継続 重点	様々なスポーツを通して、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会を開催します。 また、障害者スポーツの各種大会やスポーツ教室の情報を障害者団体に提供し、障害のある人もスポーツに親しむことのできる機会を設けます。	・各種スポーツ大会の開催 【文化スポーツ課】 ・障害者スポーツの振興支援 【福祉課・文化スポーツ課】 ・障害者運動会などの開催 【福祉課】
生涯学習環境の整備	継続 重点	いつでも、どこでも、誰でも学べることのできる生涯学習環境を整備し、障害のある人も参加しやすいよう配慮します。 また、文部科学省の「障害者学習支援推進室」と連携し、障害のある人の多様な学習活動に関する情報を収集していきます。	・生涯学習講座事業 ・生涯学習支援事業 ・生涯学習施設の活用 【文化スポーツ課・福祉課】
文化芸術活動の振興	継続 重点	障害のある人の文化芸術活動を支援するため、市内にある文化財などへの入場登録料、入館料などを免除、減額します。 また、作品展を開催します。	・犬山城、どんでん館、文化史料館への入場登録料などの減免 【歴史まちづくり課】 ・障害のある人の作品展の開催 【福祉課・文化スポーツ課】

8 雇用・就業

【現状】

- ・市民アンケート調査では、障害者の就労状況について、障害者で「仕事をしている」が22.0%、「障害福祉サービス事業所（作業所など）に通所している」が7.1%となっています。
- ・市民アンケート調査では、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、障害者で「職業訓練に力を入れ、働ける場所を増やす」が15.3%、一般で「障害者が働ける場所を増やす」が34.0%となっています。
- ・団体ヒアリング調査では、働きやすい環境、困ったときに話を聴いてくれる職場環境、良い人間関係が、障害者でも長期で働き続けることができる要因という意見がありました。

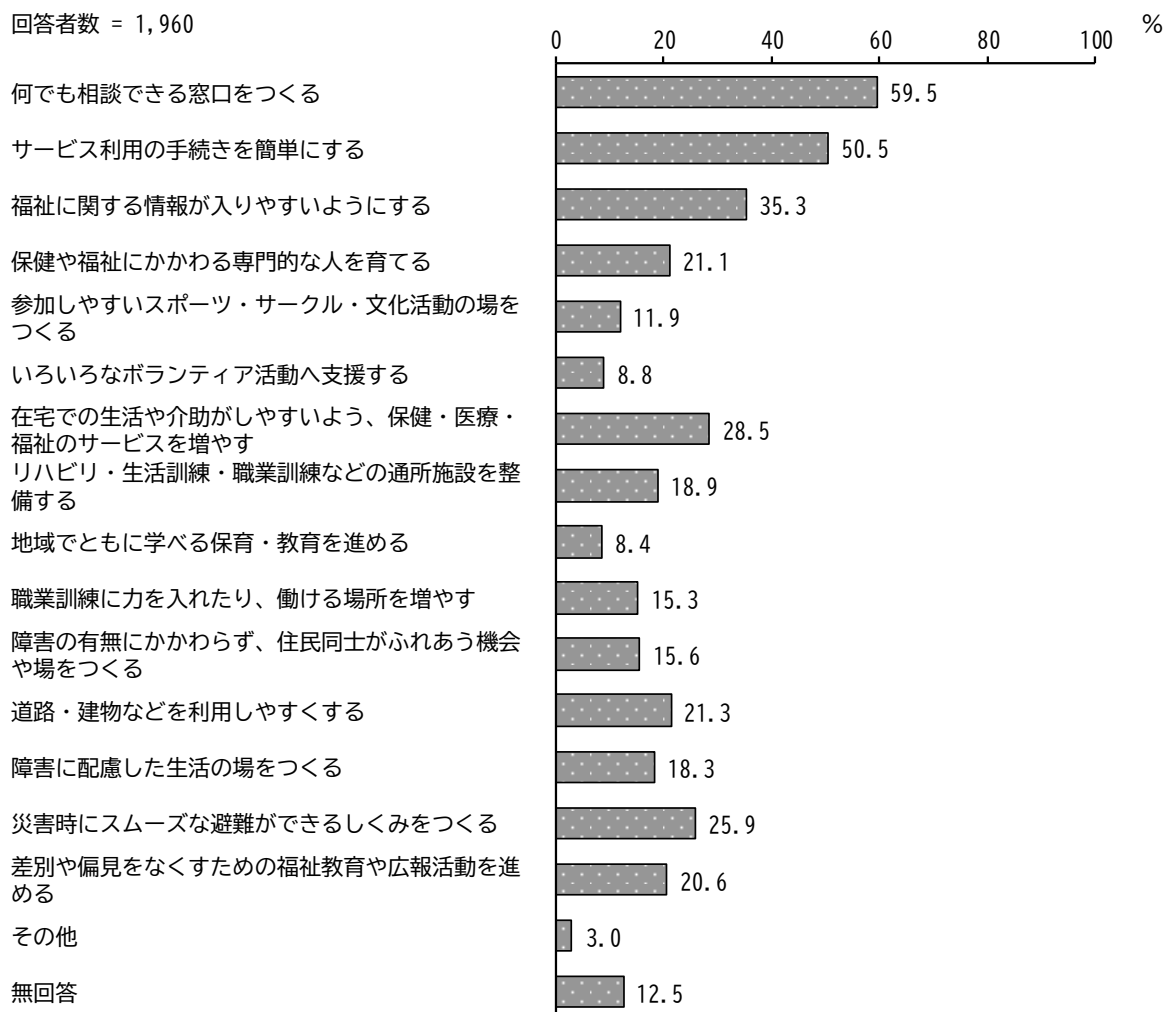
就労（作業所も含む）もしくは就学の状況
（障害者）（複数回答）



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(障害者)(複数回答)

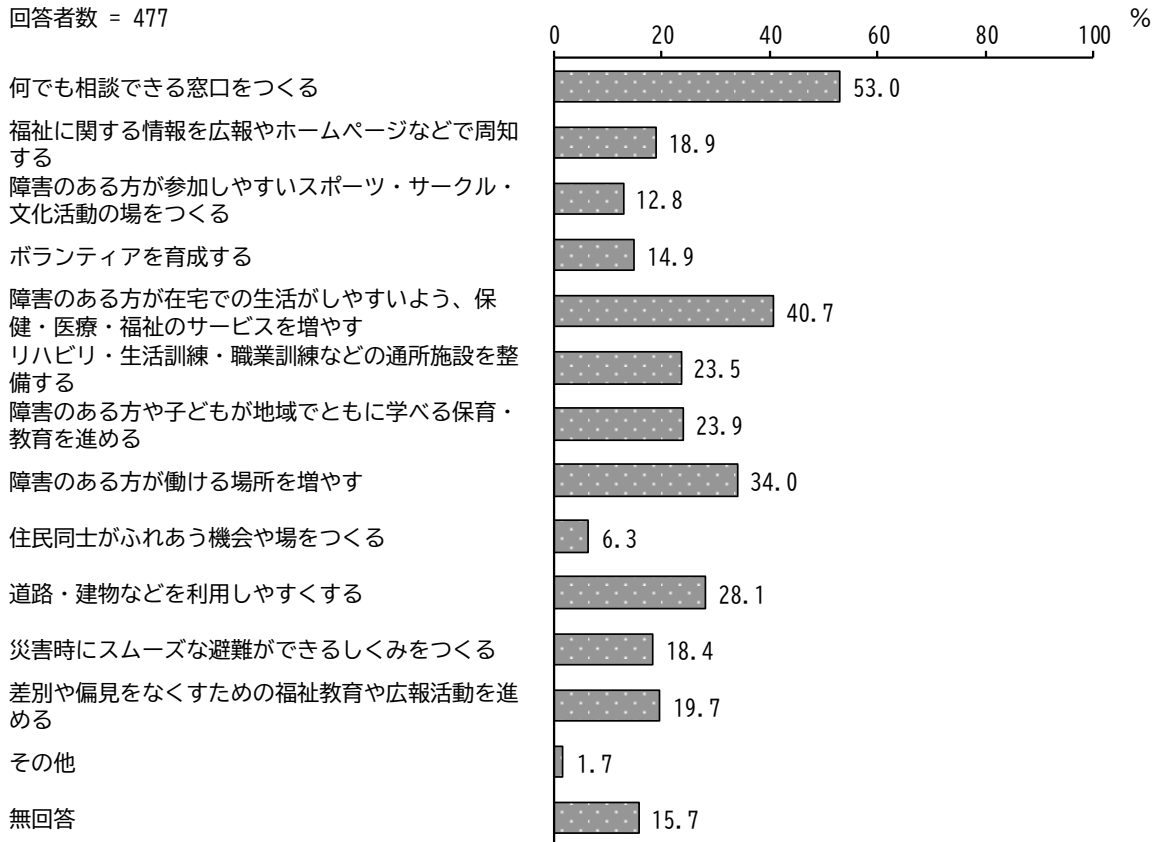
回答者数 = 1,960



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(一般) (複数回答)

回答者数 = 477



資料：令和5年3月「犬山市障害者支援に関するアンケート調査結果報告書」より

【課題】

障害者が地域で自立した生活を営むためには、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を発揮することができる雇用の場に就き、社会とのつながりや経済的な安定、誇りを持って生活を送ることが求められます。

そのため、企業・雇用主にも就業に対する理解と啓発の促進に努め、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携により、専門的支援の推進・強化を図り、障害者就労施設などからの物品などの優先調達により、雇用の場を確保することが必要です。

特に市民アンケート調査や団体ヒアリング調査での意見をふまえて、障害者でも長期で働き続けられるために、障害者が働きやすい環境、困ったときに話を聴いてくれる職場環境、良好な人間関係が必要です。

【分野ごとの方向性】

地域における自立と社会参加を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障害者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

また、多様な就労の場の確保を図ると共に、就職の意向確認から就労後のフォローまで、就労の定着に向けた支援に努めます。

（１）就労移行支援

【施策の方向】

公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関と連携し、障害者雇用の周知と促進を図ります。

また、一般就労への訓練として、障害福祉サービスの就労移行支援の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
障害者雇用の促進	継続 重点	働く障害者や働くことを希望する障害者を支援するため、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと連携して障害者雇用の周知・促進をします。	・ 障害者雇用の周知・促進 【産業課・福祉課】
就労移行支援の利用推進	継続	障害者雇用につなげるため、障害のある人の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。	・ 就労移行支援事業 【福祉課】

(2) 働く場の確保と就労継続支援

【施策の方向】

障害者に市の実施する業務を委託し、福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場として、障害福祉サービスの就労継続支援の利用促進を図ります。

施策の方向		内容	取り組む事業など
働く場の確保	継続	市内の障害者就労施設に市の実施する業務を委託し、障害者に生きがいを持って携われる働く場を提供し、福祉的就労を支援します。	・ 空きびん選別業務の委託 家庭から出される資源物（びん）の選別等を、社会福祉法人に委託 【環境課】
優先調達の推進	継続	障害者就労施設などからの物品などの優先調達を推進し、障害のある人の就労や在宅就業障害者などの自立を支援します。	・ 障害者就労施設などからの物品などの調達推進 【福祉課】
就労継続支援の利用促進	継続 重点	一般就労が困難な障害のある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。	・ 就労継続支援事業 【福祉課】

(3) 就労定着支援

【施策の方向】

障害者が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。

施策の方向		内容	取り組む事業など
就労定着への支援	継続 重点	就労することにより生じる生活面の課題について、事業所や家族との連絡調整などにより支援します。	・ 就労定着支援事業 【福祉課】

第5章

数値目標とサービスの見込み量



数値目標とサービスの見込み量

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況

第6期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、障害児支援といった課題に対応するため、国の基本指針により、令和5年度を目標年度として、次掲げる事項について、成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	考え方	実績
令和元年度末の施設入所者数（A）	-	令和元年度末の施設入所者数	65 人
目標年度入所者数（B）	64 人	令和5年度末時点の入所者数	70 人
削減見込み（A - B）	1 人	差引減少見込み数	△1 人
地域生活移行者数	2 人	令和5年度末段階での削減見込み数	0 人

第6期計画では、令和5年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活移行する人数を2人とし、令和5年度末までの施設入所数の削減数を1人とする目標値を設定しました。

施設から地域生活への移行者数は、目標人数は2人に対し、実績(見込み)は0人で目標値の達成には至っていません。また、令和元年度末時点の施設入所者数65人からの削減見込み数は、目標値は1人削減としましたが、実績(見込み)は5人増加で目標値の達成には至っていません。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6％パーセント以上が地域生活へ移行することとすると共に、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されない見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

また、障害者制度改革推進本部等における検討をふまえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(十八歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	考え方	実績
開催回数	年1回以上開催	各年度1回以上開催	1回
関係者の参加数	10人/回	保健、医療、福祉の各関係者を含め開催	10人/回
目標設定	各回1つ以上設定	各回目標を設定して実施	実績なし
評価の実施回数	各年度1回	評価を各年度1回実施	1回

令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加数、目標設定および評価の実施回数について、上記のとおり設定しました。

開催回数、関係者の参加数、評価の実施回数は目標値を達することができましたが、目標設定については実績なしと目標の達成には至りませんでした。

【国の基本指針】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策として、当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲

げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。）における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備（利用者数）を定めること。

（３）地域生活支援拠点等有する機能の充実

項目	目標値	考え方	実績
地域生活支援拠点	1箇所	令和5年末時点で市で1箇所整備	3箇所
地域生活支援拠点等の運用状況確認	年1回以上	令和5年度末までの間、年1回以上運用状況の検証及び検討	1回

令和5年度末までに、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点を、市で1箇所整備することを目標としました。

地域における複数の機関が分担して機能を担う体制で整備を進め、5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）をすべて備え、市内の法人が地域生活支援拠点として登録されています。

地域生活支援拠点等の運用状況確認については、犬山市障害者自立支援協議会にて行っており、目標値を達することができました。

【国の基本指針】
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労へ移行

項目	目標値	考え方	実績
令和元年度の一般就労移行者数	一人	福祉施設の利用者で令和元年度に一般就労した人数	6人
令和5年度の一般就労移行者数	10人	福祉施設の利用者で令和5年度に一般就労した人数	11人

一般就労移行者数の設定にあたっては、令和5年度中に10人を移行するという目標を設定しました。

福祉施設利用者から一般就労への移行者数は目標値10人のところ実績（見込み）は11人となりました。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

② 就労移行支援事業から一般就労へ移行

項目	目標値	考え方	実績
令和元年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	一人	就労移行支援事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数	3人
令和5年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	4人	就労移行支援事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数	7人

就労移行支援事業の利用者については、令和5年度末に4人にする目標設定に対し、実績（見込み）は7人となりました。

【国の基本指針】

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割をふまえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

③ 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から一般就労へ移行

●就労継続支援A型

項目	目標値	考え方	実績
令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	一人	就労継続支援A型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数	3人
令和5年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	4人	就労継続支援A型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数	2人

就労継続支援A型事業から一般就労への移行者については、令和5年度末に4人にする目標設定に対し、実績（見込み）は2人となりました。

●就労継続支援B型

項目	目標値	考え方	実績
令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	一人	就労継続支援B型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数	0人
令和5年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	1人	就労継続支援B型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数	2人

就労継続支援B型事業から一般就労への移行者については、令和5年度末に1人にする目標設定に対し、実績（見込み）は2人となりました。

【国の基本指針】

就労継続支援については、一般就労が困難である人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

④ 就労定着支援事業の利用数及び事業所の就労定着率

項目	目標値	考え方	実績
市内の就労定着事業所	1箇所以上	令和5年末時点で市で1箇所	1箇所
就労定着率	全体の7割以上	令和5年末時点で就労定着率が8割の事業所の割合	10割

令和5年度末までに、市内の就労定着事業所を1箇所以上を開所する目標設定に対し、実績（見込み）は1箇所となり、目標を達成しました。

令和5年度末までに、就労定着率が8割の事業所が全体7割以上とする目標設定に対し、実績（見込み）は10割となりました。

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用名数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等をふまえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

(5) 発達障害等に対する支援

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の参加 人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
ペアレントメンターの数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への 参加人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人

令和5年度末までに、各項目1人の目標を達成することはできませんでした。

【国の基本指針】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び児童発達所等訪問支援の充実

市内にすでに児童発達支援センターが設置されており、これを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指しています。また、児童発達支援センターが保育所等訪問を実施しており、目標を達成しています。

- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内にすでに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が2箇所あり、目標を達成しています。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	実施年度	目標値	実績	事績の内訳
医療的ケア児 コーディネーター	令和3年度	3人	3人	保健1、障害福祉2
	令和4年度	3人	2人	保健1、障害福祉1
	令和5年度	4人	2人	保健1、障害福祉1

医療的ケア児コーディネーターの実施人数については、令和5年度では4人と見込みましたが、実績は2人となりました。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けると共に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	2人	2人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有	12回	12回	12回	12回	12回	12回

障害福祉サービスの質を向上させるため、市職員は障害福祉サービス等に係る各種研修を受講しています。

障害者自立支援審査支払いに係る事務については、エラー等の内容を事業者を確認し、留意事項や必要な訂正を指導しています。

【国の基本指針】

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件	12 件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

基幹相談支援センターで相談を受ける体制を継続するなかで、相談員連絡会等を通じて、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化に取り組めます。

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援については、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施の見込みを設定し、地域の相談支援体制の強化については地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みの設定及び、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みの設定並びに地域の相談機関との連携強化の取り組みの設定を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取り組みを実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴奏支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うことを検討する。

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針をふまえると共に、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	68人	国の基本指針は令和4年度末時点(69人)から5%削減(3名)だが、入所状況を勘案し設定。
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人	国の基本指針は令和4年度末の施設入所者数(69人)の6%(4名)が、施設からグループホーム等へ地域移行だが、入所状況を勘案し設定。

【国の基本指針】

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとすると共に、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○目標達成のための方策

施設入所者及び出身世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活への支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	21人	21人	21人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むと共に、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各取り組みを積極的に推進することが必要である。

○目標達成のための方策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを継続します。また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けて取り組むため、引き続き協議の場の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点の設置か所数	3箇所	3箇所	3箇所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施	実施	実施
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	0回	0回	1回

【国の基本指針】

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）すると共に、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等をふまえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等を障害者の生活を地域全体で支える核として機能させるため、犬山市障害者基幹相談支援センターと連携し、関係者への研修等を行います。また、運営する上での課題を共有できるよう、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、支援ネットワーク等による緊急時・災害時等に備えた連絡体制の構築を進めます。

また、令和8年度までに、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の整備を目指し、検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	15 人	令和 8 年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和 3 年度実績値(12 人)の 1.28 倍増。
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	10 人	令和 8 年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和 3 年度実績（8 人）の 1.31 倍増。
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	4 人	令和 8 年度末時点で、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型から一般就労へ移行する人数。就労継続支援 A 型は令和 3 年度実績値(3 人)の 1.29 倍増、就労継続支援 B 型は令和 3 年度実績値(1 人)の 1.28 倍。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上		
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数	16 人	令和 8 年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の人数。令和 3 年度実績値は 0 人だが、就労移行支援利用者が増加しているため、増加を見込む。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 5 割以上		

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等をふまえつつ、それぞれ令和 8 年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割をふまえ、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

○目標達成のための方策

尾張北部障害者就業・生活支援センター、愛知障害者職業センター、犬山公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を進めながら、障害者の就労を支援していきます。

(5) 発達障害者等に対する支援

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

○目標達成のための方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者を確保すると共に、活動の周知に努め、支援者の育成を図ります。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しなら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けると共に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

○目標達成のための方策

児童発達支援センターを中心に、引き続き地域の関係機関や団体と連携すると共に、適切な支援を行える体制を確保していきます。

また、医療的ケア児が地域で適切な医療や支援が受けられるよう、医療的コーディネーターを配置します。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12 回	12 回	12 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	12 回	12 回	12 回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	実施	実施
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2 回	2 回	2 回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	8 機関	8 機関	8 機関
協議会の専門部会の設置数	3 部会	3 部会	3 部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	6 回	6 回	6 回

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）すると共に、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うと共に、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

○目標達成のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として犬山市障害者基幹相談支援センターを設置しており、相談支援事業所等への専門的指導や助言を行います。また、研修会の開催等を通して相談支援事業者の人材育成に努め、相談支援体制の強化を図ります。

個別支援会議での課題へのアプローチや犬山市障害者自立支援協議会での活動等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善を図ります。

地域の関係機関との連携を通して、誰もが、地域のなかで自分らしく暮らしていけるための必要な地域づくりを目指します。

(8) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

【国の基本指針】

障害福祉サービス等が多様化すると共に、多くの事業者が参入しているなか、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

○目標達成のための方策

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが必要と考えます。そのため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ積極的に参加します。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保していきます。

|| 3 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。

【同行援護】

視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

【行動援護】

自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。

【重度障害者等包括支援】

極めて重度の障害のある人に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	68	73	98	94	106	110
	時間/月	1,328	1,341	1,258	1,207	1,361	1,412
重度訪問介護	人/月	5	5	6	6	6	7
	時間/月	793	1,088	1,117	1,117	1,117	1,303
同行援護	人/月	16	13	22	21	24	25
	時間/月	189	179	176	168	192	200
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	10	15	18	18	18	18
重度障害者等包括 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- ◆事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動による障害への理解を促進します。
- ◆新たな利用者も見込まれるため、利用意向をふまえたうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- ◆災害や感染症の流行時等においても、利用者が必要なサービスを利用できるよう、市及びを相談支援センターは、利用者への情報提供や事業者支援に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【生活介護】

常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うと共に、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

【自立訓練（機能訓練）】

一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。

【自立訓練（生活訓練）】

一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。

【就労選択支援】

令和7年度から新設されるサービスで、就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

【就労移行支援】

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労継続支援（A型）】

一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】

【就労継続支援（B型）】

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握すると共に、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【療養介護】

医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。

【短期入所（福祉型）】

居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を障害者支援施設などにおいて行います。

【短期入所（医療型）】

居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	132	139	143	137	154	160
	人日/月	2,693	2,920	2,806	2,688	3,022	3,140
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	3	0	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	3	3	3	3	3
	人日/月	14	21	24	24	24	24
就労選択支援	人/月					1	2
就労移行支援	人/月	17	19	26	29	31	32
	人日/月	309	338	398	495	529	547
就労継続支援 (A型)	人/月	75	73	72	69	78	81
	人日/月	1,481	1,465	1,356	1,300	1,469	1,526
就労継続支援 (B型)	人/月	151	156	167	160	180	187
	人日/月	2,778	2,935	2,945	2,660	2,992	3,108
就労定着支援	人/月	5	8	11	14	15	16
療養介護	人/月	7	7	7	7	8	8
短期入所 (福祉型)	人/月	8	35	40	38	43	45
	人日/月	40	141	164	156	176	185
短期入所 (医療型)	人/月	0	1	2	2	2	2
	人日/月	0	6	6	6	6	6

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆施設入所者に自立訓練などを周知し、利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護の需要の増加に対応できるよう、事業所に働きかけます。
- ◆民間企業に対して、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の取り組みを説明し、障害者理解を促進し、一般就労への移行を推進します。
- ◆障害のある人の就労を促進するため、関係課や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- ◆相談支援を強化し、犬山市障害者自立支援協議会とも連携し、就労先の情報提供やつなぎの支援をしていきます。
- ◆就労定着支援事業の利用促進に努めます。

(3) 居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。

【施設入所支援】

夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行うと共に、住まいの場を提供します。

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした人に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人/月	56	61	62	59	67	69
施設入所支援	人/月	64	69	68	68	68	68
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆引き続きグループホームで暮らしていくため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民に障害のある人への理解を促進します。
- ◆ひとり暮らしの障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、本人を支援します。
- ◆施設入所者のうち地域移行が可能である人に対し、地域移行ができるように事業所など関係機関と連携します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【計画相談支援】

市町村は、必要と認められる場合、特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定をします。支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勧案し、サービス利用計画を作成します。

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保や、地域生活に移行するために障害福祉サービス事業所等への同行支援、入所施設や精神科病院への訪問による相談等を支援します。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談・訪問等を支援します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	107	117	121	116	131	136
地域移行支援	人/月	0	1	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	3	3	3

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるように関係機関と連携を密にします。
- ◆犬山市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

(5) 障害児支援

【児童発達支援】

就学前の障害児を対象として、児童発達支援センターなどにおいて、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。

【居宅訪問型児童発達支援】

重症心身障害児等の重度の障害児で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【放課後等デイサービス】

小学校から高校までの在学中の障害児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、施設などにおける生活能力向上のための訓練や、居場所づくりを行います。

【保育所等訪問支援】

障害児施設で指導経験のある保育士などが、保育所などを訪問し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【障害児相談支援】

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	108	109	111	105	120	125
	人日/月	1,192	1,160	1,048	991	1,133	1,180
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	197	245	251	238	271	283
	人日/月	2,245	3,044	3,177	3,012	3,430	3,582
保育所等訪問支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	回/月	0	0	3	3	3	3
障害児相談支援	人/月	74	109	91	86	98	103

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	3	2	2	3	3	3

② 見込み量確保の方策

- ◆利用者数の増加見込みに合わせて必要なサービスが提供できるよう、近隣市町を含むサービス提供事業者の情報提供に努めます。
- ◆障害のある子どもを持つ親に制度の周知を図ると共に、有意義な放課後を過ごすことができるようにサービス提供事業者の提供サービス内容把握に努め、質の確保に努めます。

(6) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握 及びその提供体制の整備

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育園	人	21	33	45	65	70	70
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育 成事業	人	23	14	13	15	17	19

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆障害のある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関と連携し、受入体制の整備に努めます。
- ◆未就学児は保育園及び一時保育の、就学児は放課後児童クラブの受け入れ体制の確保に努め、保護者の就労時の子育てで支援の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の見込み量

【必須事業】

I. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 見込み量確保の方策

◆障害のある人に対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

II. 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 見込み量確保の方策

◆障害のある人に対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

Ⅲ. 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うと共に、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人たちの権利擁護のために必要な援助を行います。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(ウ) 住宅入居等支援事業（住居サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	2	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業（住居サポート事業）	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

② 見込み量確保の方策

- ◆多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員などの関係機関と連携していきます。
- ◆困難事例などは犬山市障害者自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- ◆犬山市障害者自立支援協議会などを活用し、障害のある人の権利擁護や虐待防止を図ります。

- ◆障害のある人の入居等支援は地域移行支援等が担っているため、住宅入居等支援事業（住居サポート事業）の実施予定はありません。

IV. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用などの視点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害のある人、精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1	1	1

② 見込み量確保の方策

- ◆積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- ◆成年後見制度を円滑に利用できるように、成年後見センターや地域包括支援センター並びに各関係機関との連携を強化します。

V. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職員による支援体制の構築などに取り組みます。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし

② 見込み量確保の方策

- ◆各関係機関と連携をしながら、事業のあり方について検討していきます。

VI. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣 事業	人/年	12	15	15	15	16	17
要約筆記者派遣 事業	人/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置 事業	人/年	1	1	1	1	1	1

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

- ◆障害のある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ◆手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ◆安定したサービス提供のため、意思疎通支援従事者の育成・確保に努めます。

Ⅶ. 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援 用具	件/年	11	4	12	11	13	13
自立生活支援用 具	件/年	9	11	8	8	9	9
在宅療養等支援 用具	件/年	13	9	16	15	17	18
情報・意思疎通 支援用具	件/年	11	14	12	11	13	13
排泄管理支援用 具	件/年	1,308	1,485	1,570	1,500	1,696	1,759
居宅生活動作補 助用具 (住宅改修費)	件/年	3	2	2	2	2	2

② 見込み量確保の方策

- ◆利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、必要に応じて給付対象用具を見直します。

Ⅷ. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業（養成講習延受講者）	人/年	5	10	6	8	9	10

② 見込み量確保の方策

- ◆手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため啓発活動を推進します。
- ◆積極的な広報活動により、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

Ⅸ. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	人/年	21	20	17	16	18	19
	時間/年	1,613	1,159	1,096	1,032	1,160	1,225

② 見込み量確保の方策

- ◆個々の障害の特性に合わせ、より利用しやすいサービス提供を目指し、個別支援やグループ支援などの様々な移動方法を検討します。
- ◆サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

X. 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等が適正かつ円滑に実施されるための機能強化を図ります。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	4	4	5	5	5	6
	人/年	48	45	58	55	63	65

② 見込み量確保の方策

◆創作活動の場を求める障害のある人や利用が見込める人、新たに障害者手帳を取得した人などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。

【任意事業】

I. 訪問入浴サービス事業

本事業の利用を図らなければ入浴が困難である在宅の重度身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス	箇所	8	7	8	8	9	9
	人/年	369	352	384	432	456	456

② 見込み量確保の方策

◆必要としている障害のある人が利用できるように、在宅の重度障害者などに制度の周知を図りサービスの利用を促進します。

II. 日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間、障害のある人に活動の場を提供し、介護や見守り等の支援を行います。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	箇所	5	11	9	9	10	10
	人/年	81	258	332	332	369	369

② 見込み量確保の方策

◆利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

Ⅲ. 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活を推進します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活サポート事業	人	0	0	0	1	1	1

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

◆支援を必要とする人にサービスが提供できるよう、介護給付支給決定時に非該当となった人や家族などの介護者、相談支援事業所などに制度を周知します。

Ⅳ. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成するなど、障害者への支援により、社会参加を促進します。

① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	人	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	3	3	3	3

各年度3月実績、令和5年度は実績見込

② 見込み量確保の方策

◆新たに手帳を取得する人などを中心に、障害のある人に当該制度を周知します。
◆自動車改造費助成事業については、車の変更などがあった場合は再度利用することができるため、利用者に周知します。

第 6 章

計画の推進

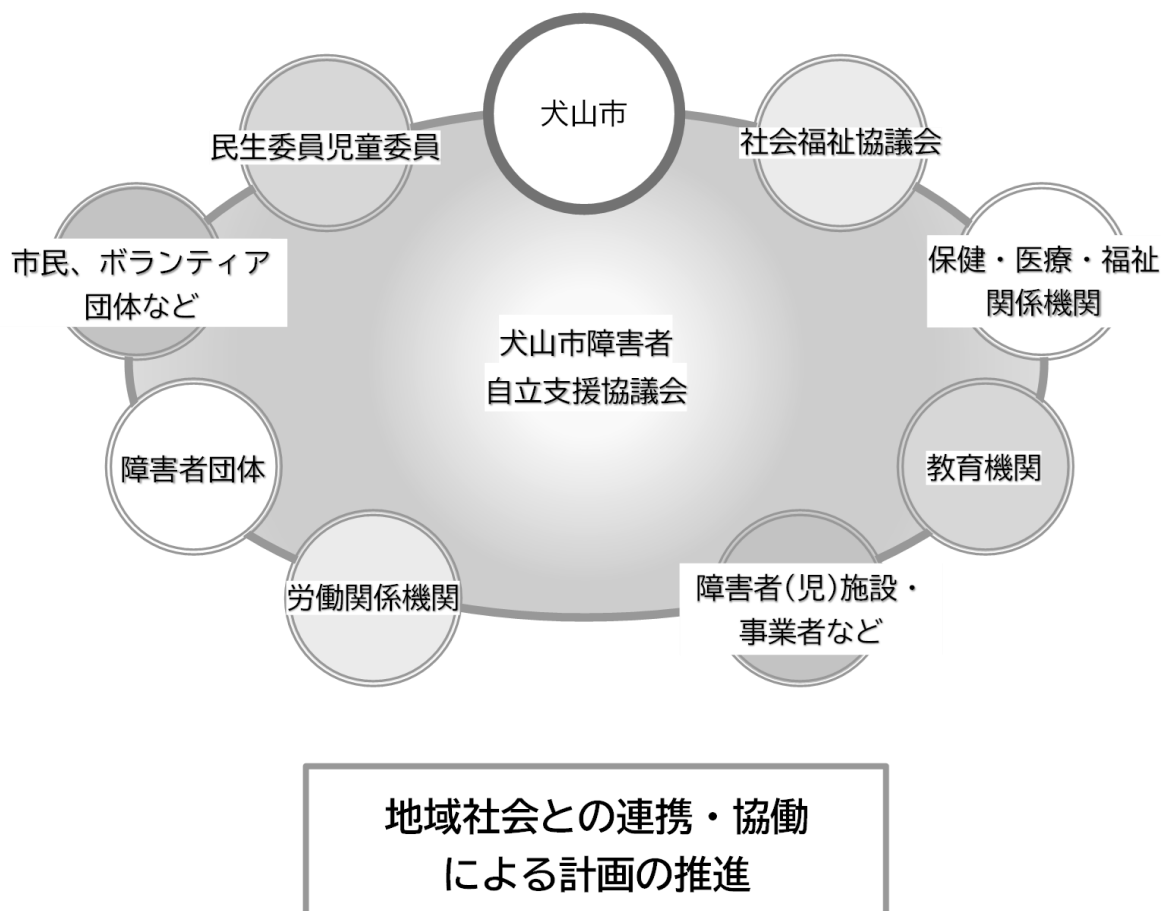


計画の推進

1 計画の推進体制

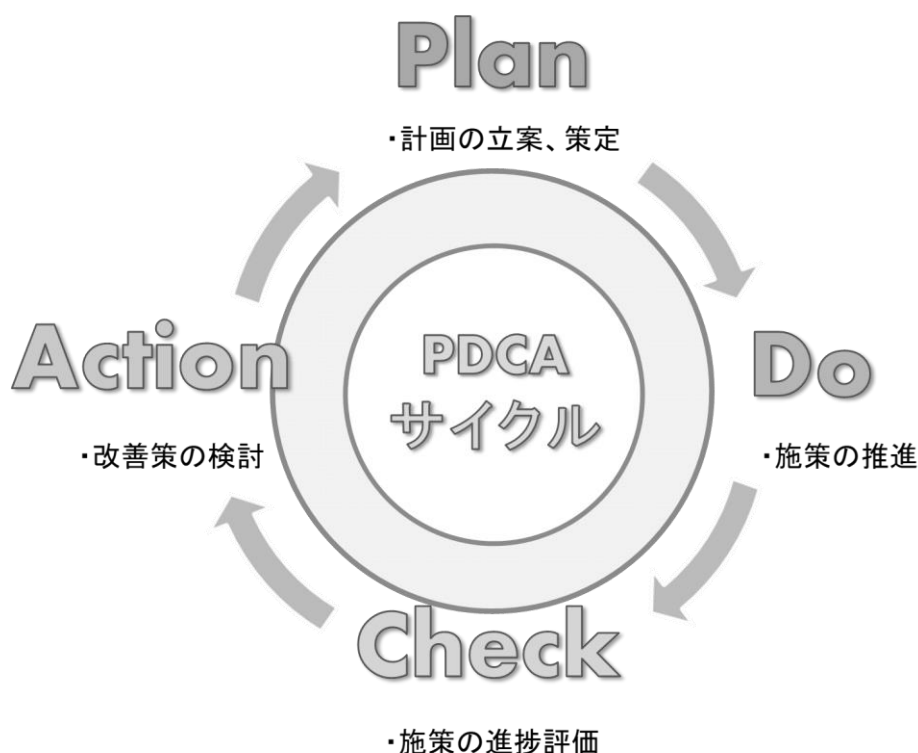
本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。

また、本計画を市ホームページなどで周知することにより、障害のある人に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。



2 計画の進行管理・評価

計画の推進に当たっては、計画（Plan：計画）に基づいた事業の実施（Do：実行）、進捗状況及び推進上の課題の把握に努めるとともに、行政内部の評価に加えて、犬山市障害者自立支援協議会において評価（Check：評価）を行い、外部の視点を活用（Action：改善）することにより、効果的なPDCAサイクルを行います。



※PDCAサイクルとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進捗管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。

資料編



1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和4年10月6日～ 令和4年10月31日	アンケート調査の実施
令和5年5月10日	第1回 犬山市障害者自立支援協議会 ・ 令和4年度実施のアンケートについて ・ 障害者施策推進検討会の開催について ・ 障害者団体ヒアリングの実施について ・ 策定スケジュールについて
令和5年7月8日～ 令和5年9月1日	障害者団体ヒアリング実施 ・ 犬山市身体障害者福祉協会 ・ 犬山市心身障害児（者）父母の会 ・ 精神障がい者家族会犬山しらゆり会 ・ 犬山市児童発達支援利用の保護者 ・ 犬山市放課後デイサービス利用の保護者
令和5年8月16日	第1回 犬山市障害者施策推進検討委員会 ・ 計画の位置づけと期間について ・ 策定スケジュールについて ・ 第3次犬山市障害者基本計画の進捗状況について ・ 第4次犬山市障害者基本計画で取り組む事業について
令和5年8月25日	第2回 犬山市障害者自立支援協議会 ・ 第3次犬山市障害者基本計画の進捗状況について ・ 第4次犬山市障害者基本計画の体系・骨子について
令和5年10月19日	第2回 犬山市障害者施策推進検討委員会 ・ 犬山市障害者自立支援協議会の報告について ・ 障害者団体ヒアリングの報告について ・ 障害者施策の検討について
令和5年11月16日	第3回 犬山市障害者自立支援協議会 ・ 第4次犬山市障害者基本計画及び第7期犬山市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について

年 月 日	内 容
令和6年1月5日～ 令和6年2月5日	パブリックコメント実施

2 犬山市障害者自立支援協議会規則

平成 29 年 3 月 27 日規則第 6 号

改正

令和 3 年 6 月 28 日規則第 43 号

犬山市障害者自立支援協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 36 号）第 8 条の規定に基づき、犬山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害福祉に関する各般の困難事例への対応方法に関すること。
- (3) 関係機関等のネットワーク構築及び推進に関すること。
- (4) 共生社会を実現するための社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援従事者の質の向上を図るための研修等に関すること。
- (6) 障害者計画及び福祉計画の推進等に関すること。
- (7) 障害者虐待を防止するための関係機関等との連携に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体の構成員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健及び医療関係機関の者
- (5) 教育及び雇用関係機関の者
- (6) 学識経験者
- (7) 民生委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条に規定する事項のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 部会長は、部会における協議の結果を協議会に報告しなければならない。

6 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 犬山市障害者計画推進委員会規則（平成29年規則第5号）は、廃止する。

3 犬山市障害者自立支援協議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

	氏名	団体名等	区分
	水野 正光	犬山市身体障害者福祉協会	障害者関係 団体
	加藤 圭子	犬山市心身障害児(者)父母の会	
	河村 礼子	精神障がい者家族会 犬山しらゆり会	
副会長	渡辺 久佳	医療法人 桜桂会 セセラぎ	相談支援 事業者
	板津 克哉	社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会	
会長	木村 敏夫	特定非営利活動法人 ぽんぽこネット ワーク	
	佐合 章人	社会福祉法人 ひかり学園	障害福祉 サービス等 事業者
	桂川 英記	社会福祉法人 まみずの里	
	緒方 未輝子	医療法人桜桂会 犬山病院	保健医療 関係機関
	田代 一夫	愛知県江南保健所	
	福岡 道郎	愛知県立小牧特別支援学校	教育雇用 関係機関
	南谷 哲雄	犬山公共職業安定所	
	田中 良三	愛知県立大学名誉教授	学識経験者
	川瀬 麻絵	弁護士	
	長岡 昭雄	犬山市民生委員児童委員協議会	その他
	内藤 慎二	犬山警察署	
	河村 政徳	犬山市生活支援コーディネーター	

敬称略 順不同

4 犬山市障害者施策推進検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市障害者基本計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として設置する犬山市障害者施策推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (2) 計画素案の作成に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 健康福祉部福祉課長
- (2) 健康福祉部福祉課主幹
- (3) 各課等の課長補佐の職にある者（課長補佐の職にある者の置かれていない課においては、当該課の統括主査の職にある者）の中から委員長が指名する職員

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部福祉課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、健康福祉部福祉課主幹をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

5 犬山市障害者施策推進検討委員会委員名簿

部	課	委員	
		職位	氏名
経営部	企画広報課	課長補佐	後藤 建芳
	総務課	課長補佐	高橋 正直
市民部	地域協働課	課長補佐	島内 一基
	防災交通課	課長補佐	吉野 勲
健康福祉部	福祉課	課長	山本 直美
	福祉課	主幹	奥谷 雪江
	高齢者支援課	課長補佐	山本 治幸
	保険年金課	課長補佐	小林 篤史
	健康推進課	課長補佐	野村 潤子
都市整備部	都市計画課	課長補佐	野村 好哉
	整備課	課長補佐	徳丸 真一
	土木管理課	課長補佐	野木森 茂博
経済環境	産業課	課長補佐	大谷 昌宏
消防本部	消防署	課長補佐	吉野 敦彦
教育委員会	学校教育課	課長補佐	安藤 芳和
	歴史まちづくり課	課長補佐	渡邊 樹
	文化スポーツ課	課長補佐	後藤 泰介
	子ども未来課	課長補佐	青山 貴一

6 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、犬山市の障害者等に対して、障害者の現状、障害福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者施策の推進と障害者基本計画策定のための基本資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査対象

障害手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちの18歳以上の方

障害児通所支援を利用している方や障害に関わる手帳を所持する児童を養育している方18歳以上の市民

(3) 調査期間

令和4年10月6日～令和4年10月31日

(4) 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

(5) 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する障害者	3,358 通	1,960 通	48.4%
障害児通所支援利用者	394 通	209 通	59.7%
一般市民	1,000 通	477 通	47.7%

7 障害者団体ヒアリングの概要

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

日時：令和5年8月28日（火）

1 啓発・広報の推進について
◆協会の会員は高齢者が大部分のため、twitterやLINEのようなSNSは使用できない場合も多いが、犬山市の公式LINEを利用している者もある。 ◆今年の4月から5月から、広報が月1回に変更になったので、協会の行事を載せていただくためには、早めに対応することが必要になった。 ◆広報を読んでいる人がどれだけいるのかと考えると、多くないかもしれない。情報を伝えるツールが広報だけだと、なかなか伝わりにくいように思う。 ◆視覚障害者や聴覚障害者では、それぞれ使えるツールが違うので、難しい面もあるが、ワーキングチームではご意見を聞いていただき進めていただけて、よかったと思う。 ◆障害者への理解度の変化については、障害の種類によってさまざまだと思う。見た目で障害が分からないような場合は、理解が深まったかどうか分からない。法律等が整備されてきたが、理解が深まったという実感はない。ただ、視覚障害や聴覚障害の方や車椅子の方に聞けば、違う回答が得られるかもしれない。
2 保健・医療施策の充実について
◆病院では、特に障害者用の窓口があるわけではなく、一般の人と同じ窓口を利用している。 ◆協会の会員で特段、不自由しているという話は聞かないし、相談を受けたこともない。 ◆今は動いている状況のため、不便は感じていないが、障害がこれ以上進んだときのことは分からない。
3 福祉サービスの充実について
◆ある程度高齢になると、多くの人が障害者になり得る。今は障害者の枠の中にいる人も、いずれかは介護保険の適用を受けるようになると思う。介護保険との兼ね合いもあるが、その線引きも難しいと思う。そのようになったときに、どこに相談すれば良いのか知りたくなると思う。 ◆協会の役員は、福祉サービスを受けていない方が多いが、重度障害の方の意見は分からない。 ◆目が見えない車椅子の方が、同行援護をお願いしたくても、予約は1か月前にする必要があるということで、困っているという話を聞いた。買い物等の必要があっても、急には出かけられない。 ◆福祉分野は、どこも人材不足で、なかなか要望に応えられないという話をよく聞く。移動に関する同行等のスタッフは足らず、どこの事業所でも困っている。 ◆協会としては、視覚障害者の方から要望を受けることが多く、その都度、市長面談を通じて具体的なお願いをしており、多くのことを実現していただいている。点字ブロックの設置等もお願いした。ずっと前に、駅のエレベーター設置も要望として挙げていたが、数年前に実現した。駅の入口の音声案内や、市役所の前の音声案内も実現した。ただ、これらは一部の人の声であり、障害者全体の要望は把握しきれていない。

4 障がい者の地域理解や交流について
◆近所付き合いが希薄になったためなのか、どこに、どのような方が住んでおられるのか、分からない。障害者がどこにいるのかも知られていないので、とても交流ができる状況ではないと思う。 ◆スーパーで電動車いすの方が、店の中を何度も回っていた。棚の上のものが欲しかったようで、従業員も近くにおらず困っていた。困ったときは遠慮せず、自分から声を上げることも必要だと思う。 ◆障害のあるなしに関わらず、必要なときには声を出し合うということが、交流につながると思う。 ◆電動車いすやシニアカーは、入れない場所もある。そのようなところでは、普通の車いすに乗り換える必要がある。総合病院等では、許可制にして入れるようにしていただけると助かる。1人で外出できる範囲が広がれば、同行の人材不足解消にも有効だと思う。 ◆世間に、シニアカーや電動車いすが歩行者扱いだということが周知されていない。そのような福祉用具の存在を知らない人も多いと思う。 ◆道路のU字溝の三角の溝に、杖の先が入り込み、抜けなくなることが多く、何年も前から改善してほしいと依頼しているが、なかなか進まない。 ◆点字ブロック等の誘導ブロックが歩行に邪魔だという方もいる。高齢者は少しの突起でもつまずくことが多いようである。
5 障がい児の療育・教育の充実について
◆自閉症の子どもも学校で十分な教育を受けさせていただき、就職して10年を超えており、感謝している。
6 雇用・就労の促進について
◆透析を受けていると、2日に1回は病院に通わなければいけないので、就職することが難しい。 ◆職場の同僚や上司の気質によっても、就労を続けられるかどうかが決まるという話を聞いたことがある。 ◆障害者雇用の際にも、透析をしている人は不利で、断られることが多い。
7 生活環境（移動・交通・住宅環境等）の充実について
◆コミュニティバスを利用するが、バスとバスの間の時間が長いと感じる。 ◆土日でもコミュニティバスを運行して欲しいという声を聞く。障害のない方に限らず、市の施設を使用しようと思っても、そこに行く手段がないという話も聞く。土曜日の午前中は、多くの医療機関がやっているの、利用したい人は多いと思う。 ◆中央病院以外の病院の近くにはバス停がないので、利用しにくいという話も聞く。 ◆避難所に指定されているところは、すべてバリアフリー化をして、洋式トイレを整備して欲しい。選挙のときに、学校の体育館に簡易のスロープがつくられるが、必要なときに、すぐ用意できるのであれば、あのような形で良い。 ◆病院や公共施設での電動車いす、シニアカーの利用については、どのような運用がされているのか調べて、対応を検討していただきたいと思う。
8 防犯・防災対策の充実について
◆避難所が遠かったり、避難所までの道が暗かったり、階段が多かったりするので、避難所に行くことはなく、自宅にいる。 ◆避難所への道のりが改善されたとしても、できれば自宅にいたいと思う。

◆避難所はだいたい学校の体育館だが、地域の集会所のような身近な所を避難所として活用できれば、利用しやすいと思う。近い所に何か所か避難所があれば良いが、管理は難しいかもしれない。

◆災害に備えて、水や日常品、食品の備蓄は余分にしている。なくなる前に買っている。

◆家族の分も含めると、1週間分の飲料や食料は大量である。乾パンや缶詰を用意している。段ボール製の簡易トイレが欲しいと思っている。

9 スポーツ・文化活動の促進について

◆ボッチャの交流会の際に、「子育て広場ぽんぽこ」の子どもたちと交流できたことは、大変良い体験だった。いつもは協会の中だけのイベントのため、大変楽しかったという感想を聞く。

◆スポーツ振興課等に声かけをしていただけると、実施しやすいと思う。

10 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について

◆市役所の安心メール、LINE等は利用している。地域のきめ細かい情報が毎日届いている。やり方を教える講座があれば、利用しやすいと思う。

◆災害時に停電になれば、メールやLINEが使えなくなる不安はある。

◆手話や点字、拡大文字を普及させるための条例は、つくるだけでなく、具体的にどのようにしていくかが重要だと思う。協会の中でも、視覚障害、聴覚障害の方は、身体は健常者と同じで、仕事をされている方が多いので、接点が少ない状況で、それを改善したいと考えている。条例ができるのであれば、良い機会だと思う。

◆会員同士のコミュニケーションにLINEを使っている。

11 差別の解消と権利擁護について

◆差別は、若い人ほど敏感に感じる傾向にあると思う。私もいろいろな思いをしてきたが、今になって「いのちを大事にしてきてよかった」と感じる。若いころは、周囲の人の視線が怖く、いじめられたこともあったし、仕事が進まずプレッシャーを受けたこともあった。

◆後から障害をもった人は、それほど感じていないように思う。生まれつき障害のある人は、小さいときから傷ついてきている。

◆子どもは、思ったことを言葉にしまうので、怖いと思う。子どもに対しては、教育するしかないと思う。クラスに障害をもつ子どもがいれば、意識が変わるかもしれないが、現状では学校やクラスが分かれているので、障害者と接する機会は少ないと思う。

◆会社も理解があるところと、そうでないところがある。

(2) 犬山市心身障害児（者）父母の会

日時：令和5年8月1日（火）

1 啓発・広報の推進について
◆広報の表記の最近の傾向として、「障害児・障害者」を「お困りの方」などと表現するために他の困り事相談と区別がつかず、本当に必要とする記事を見落としてしまっている。 ◆広報一冊のページ数が多く全ページを読み切れないために、障害者向けの記事を一か所にまとめ、障害者向けと分かりやすいように目次に見出しをつけて掲載して欲しい。 ◆父母の会としては広報だけでなく速報も含めてLINE（SNS）で情報を流して欲しい。 ◆市の安心メールには登録しているが、さらに生活情報メール（街角メールなど）も設けて、生活全般に役立つ情報を発信して欲しい。 ◆広報に掲載する地域のイベント情報には、会場内のバリアフリー情報をかっこ書きで特記して欲しい（トイレ、スロープ、障害に配慮した事項など）。 ◆障害者でも参加可能なのか判断がつきにくいために、参加可能であれば備考欄に「障害者や高齢者の方はこちらにご連絡ください」などの案内を補足して欲しい。
2 保健・医療施策の充実について
◆ショートステイやレスパイト入院の利用時には介助サービスが頼めないことから移動支援のために同行するが、本人は事業所の車で送迎してもらうものの同行した家族の帰宅手段がないことに困っている。サービス利用時の同行者への配慮も充実させて欲しい。 ◆近隣の総合病院に専門医がいないことが問題。どうしても医療療育総合センターに頼らざるを得ない。犬山市内にも連携する病院があれば、家族の負担の軽減にも繋がるので、医療療育総合センターは緊急時のみの利用という医療体制を整備して欲しい。 ◆近隣の大型病院は、江南厚生病院と小牧市民病院があるが、医療的ケア児に対して退院後のフォロー充実して欲しい。 ◆レスパイト入院の受け入れも、スタッフ不足と希望者急増から受け入れが困難になっていて、コロナ禍には何度も断られた。 ◆スタッフが手薄という理由で各種福祉サービスが利用できないことが増えている。入院時の入浴や洗濯といった衛生面に関わるサービスにまで影響が出て来ている。
3 福祉サービスの充実について
◆ヘルパー不足から移動支援サービスが減少していて、子どもを連れての外出が負担である。 ◆通所支援事業所が減少し、定員オーバーのために思うようにサービスが利用できないので誘致して欲しい。 ◆小牧のデイサービスが突然閉鎖になり、犬山市のデイサービスに移ったが、利用時間は月に一回2時間のみ。公共交通機関を使った散歩（移動支援）は子どもにとって様々な社会勉強になるために利用させたいが、次々と閉鎖になるために障害児の保護者は皆、常にさがしている。 ◆ヘルパー不足から日中一時支援と移動支援の利用が特に困難で、自分たちの都合では預けることができない。新規契約はできない状態。 ◆リアルタイムの情報が必要。

4 障がい者の地域理解や交流について ◆地域行事にはなるべく子ども連れで参加している。父母の会のイベントには民生委員を、クリスマス会には犬山高校の学生などを呼んで交流を深めている。 ◆地域行事の際に参加可能かどうか迷うため、広報の行事予定表に障害者や高齢者の参加可否についての表示が欲しい。声掛けの一文があるだけでも参加しやすくなる。 ◆集まりの場になっている隣人宅を子どもとともに訪問し、地域の防災情報などを仕入れている。障害児本人を連れて行くことで周囲の理解が深まり、自然に協力してもらえる体制が生まれる。 ◆通勤路では、地域住民の見守りにより、迎えに行けない時も不安がなく感謝をしている。帰宅時のみ徒歩だが、面識のない人でも優しく声掛けをかけてくれるので子どもが自から挨拶ができるようになり、人との交流を楽しんでいる様子です。
5 障がい児の療育・教育の充実について ◆一宮東特別支援学校も小牧特別支援学校も通学に時間がかかるうえに、児童が増加して低学年はスクールバスにも乗れない状態で、保護者の負担も大きい。 ◆障害児が増加しているので、学校に特別支援学校教諭が常勤する特別支援学級を設けて欲しい。 ◆特別支援学校、特別支援教室、普通学級と子どもの特性に合った教育が選べる選択肢を増やして欲しい。障害があっても生き活きと過ごせる場所があればこれから就学を迎える若いお母さんの不安も減り、子どもの将来にも繋がると思う。 ◆グレーゾーン（発達障害）が増加し、悩みを抱える子どもも保護者達も増えつつある中で、他校との兼任ではなく各学校ごとの選任スクール・コーディネーターにサポートをお願いしたい。専門的な判断ができるスクール・コーディネーターが常駐していれば、例え普通学級でも問題なく学べる体制ができ、保護者の安心にも子どもの未来にも繋がると思う。
6 雇用・就労の促進について ◆作業所の情報も障害者雇用の情報も入手する手段がないので、障害者のためのすべての情報を包括する窓口を設けて欲しい。 ◆ジョブコーチの就労支援がないと就労継続が難しいのが現状。周囲の人の変化に敏感で、上司の異動やジョブコーチの変更があると対応できない。 ◆職場環境の変化が課題で従業員の定着率が悪い職場にはついていけないので、就労継続支援事業所または障害者就労センターの募集要項に雇用する障害者の勤続年数も表記されていると目安になると思う。 ◆各企業内の障害者雇用の実態や具体的な就労環境、労働条件などを取得する手段がないこと、情報網がないことが就職をより困難にさせていると思う。 ◆作業所で習得した農業技術で生計を立てられたら理想的かと思う。 ◆障害者雇用の意思がある場合には、企業内の具体的な雇用環境について、媒体を通して公開して欲しい。
7 生活環境（移動・交通・住宅環境等）の充実について ◆市営巡回バスが土日運休のために、公民館で開かれる障害者の講座へ行くための交通手段がない。障害者が一人で出かけられる自立できるまちづくりが必要。 ◆運転免許を持たない障害者が多いため、土日開催の行事には一人で参加ができない。 ◆市内公共施設内の設備がバリアフリー対応ではなく、ストレッチャー付き車椅子が使用できないために利用が困難であり、配慮して欲しい。 ◆今後の公共施設の建築予定には、障害者や弱者の具体的な意見を取り入れるための機会（ユニバーサルデザインのための意見聴取）を設けて欲しい。

8 防犯・防災対策の充実について
◆騒音や混雑した状況が苦手であり、避難所内に隔離された部屋があれば一時避難ができる。（地区の避難所が南小学校であり教室間で分けてもらえれば避難ができる） ◆現実的には避難所にもバリアフリー対応が必要だが、指定された避難所に設備がない場合には自宅待機になるので、選択肢として、避難所ごとの詳細な情報公開が必要。 ◆避難行動要援護者名簿の用紙に必要事項を記入して提出したが、誰からの声掛けもなく周囲の理解が得られているのか不安なために、話し合いの場を設けて欲しい。 ◆避難行動要援護者名簿の記入欄を年に一度、更新のたびに書き換えているために、訂正箇所でも埋まり余白がない。新しく用紙を配っていただいて作り変えて欲しい。
9 スポーツ・文化活動の促進について
◆自立支援協議会のひだまり作品展に参加しているが、他の障害者団体と交流できるので感謝している。南部公民館の開校講座も余暇を楽しむ障害者の役に立っている。 ◆受講には予約が必要だが、時間に縛られずに出かけたという思いがあり、外出の折に気軽に利用できる教室や講座が通年を通して開催されていれば嬉しい。 ◆父母の会でもダンスセラピーを月に一回、開催しているが、子どもが1人で参加できないために保護者に負担がかかるので、市の事業に障害児が1人でも参加できる取り組みがあると嬉しい。 ◆ワークショップが開催されているが、作品の完成までに時間がかかるために参加回数が多く、予定が立たずに参加を断念する。短期間で完成する作品であれば、より多くの家族の参加がのぞめると思う。
10 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について
◆特別支援学校の関係者や保護者向けに、父母の会の情報を発信してもらいたい。 ◆父母の会の存在を知らない若い保護者にも活動を広めたい思いがあるが、個人情報保護により特別支援学校から紹介してもらうこともできない。そのため父母の会の役立つ情報を広報で紹介してもらっているが、若い世代は広報を読まないの、なかなか周知されない。市のSNS上で紹介して交流の意思を伝えて欲しい。 ◆通所する事業所が利用者本人に役立つような市のリーフレットでも配布することがないため、本人が情報を知る機会がなく判断するという選択肢もない。最近は特別支援学校でもリーフレットの配布を控えているが、多くの情報に触れることで子どもたちの視野が広がると思うし、経験にも繋がる。判断できないという偏見が学習や経験を阻害していると思う。 ◆紙媒体がアプリに代わって必要な情報だけ選んで閲覧するという時代かもしれないが、事業所が保護者にも何も伝えないことから、父母の会の会員以外の保護者は必要な情報も知らないまま過ぎていると思う。
11 差別の解消と権利擁護について
◆保護者に心の余裕がないと子どもを思いやるという気持ちにはなれない。 ◆学校や病院や事業所の支援があってこそ今の状態が維持できている。職員の異動がない事を願っているので、職員への市の支援をお願いしたい。 ◆一般にヘルプマークが理解されていないと感じる。とくに若者は無頓着で弱者への配慮が浸透していないので啓発が必要。子どもたちが学校でヘルプマークの教育を受けると親たちにも広まるので、さらに学校での周知をお願いしたい。 ◆都会では車椅子の障害者も電車で移動するところを見かけるので認知されているが、地域性もあると思う。

12 その他

- ◆障害児の特性から一般と同様の撮影方法では写真が撮れないため、マイナンバーカードの写真撮影にも配慮して欲しい。他の自治体では市役所が状況を把握したうえで工夫をしている。
- ◆手話や身体や精神など他の障害者との横の関係がないために、他の父母会と交流を持ちたい。
- ◆相互理解を深めるうえでも新たな発見のためにも、他の障害者団体と合同のヒアリングを実施して欲しい。

(3) 精神障がい者家族会犬山しらゆり会

日時：令和5年7月8日（木）

1 啓発・広報の推進について
◆広報に関しては、万が一の場合を考えて相談日の日付や曜日を確認するためにきちんと目を通すようにしているが、自治体のコスト削減により発行回数が目減りし、一部あたりのページ数が増えていることから全ページを読み込むのに時間がかかる。全国的にもコスト削減がエスカレートする中、一層読みにくくなっていくのではないかと懸念している。 ◆例えば広報のページのタイトル部分に、福祉、政治、犬山市の経済、行政計画などと項目別に見出しをつけて目次のように表記してあれば、介護で時間の取れない家族にとっても一目で探すことができ、読みやすいと思う。 ◆精神障害者にはスマートフォンが苦手な人も多く、紙媒体であれば大きな文字で何度も読み返す事ができるため、紙の方が読みやすく便利である。 ◆子どもの状態によってはスマートフォンのWebページを長時間閲覧する時間が取れないこともあり、精神障害者の家族としても広報のデジタル化には反対ですし、広報の月一回化にも反対である。 ◆広報に掲載されている内容が福祉相談日の告知のみで、相談内容の具体例が掲載されていないことが、精神障害者の家族が相談を躊躇してしまう理由でもある。
2 保健・医療施策の充実について
◆18歳未満に精神疾患を発症して精神障害者保健福祉手帳を取得し、継続して更新している場合には親や家族の経済的な負担も軽減できるが、成人してまもなく発症した方については区分認定がおりず、医療費助成や社会保険の控除も受けられないまま不利な状況に立たされるケースが多くある。申請や交付にかなり手間取る場合や取得できず苦慮されている場合も多く、家族会としては深刻化する問題に困惑している。 ◆成人後に発病した場合、手帳取得が非常に困難。 ◆未成年で発症した知的障害が成長すると精神疾患に陥るケースが非常に多く、成人した頃には精神疾患の医療費が大半を占めるが、療育手帳を取得している場合には療育手帳の医療費助成制度が優先であり、精神障害者保健福祉手帳を利用しない。成人後に精神障害者保健福祉手帳を申請しようとする、保健所か市役所の幾つもの窓口を転々とし、手続きが一向に進まないという問題点がある。（親が療育手帳を申請することではなく、学業期に知的障害が発覚すると学校側が特別支援学級への手続きを進めてくれるため、自動的に手帳を取得することができる） ◆特に問題を抱える家庭としては、グレーゾーンで普通学級に通学していた子どもがやがて成人して精神疾患に罹患した場合で、福祉や障害に関する知識や情報もなく、既に両親が年老いているために申請や相談への同行もできないために最初の窓口にも到達できないケースが多く、問題を深刻にさせている。 ◆ピアサポーターは地域活動支援センターに常駐していて市役所にはいない事も課題。ピアサポーターは日が浅く、ピアカウンセリングの情報を知らない家族も多いです。 ◆療育手帳の医療費助成制度を利用しているので、相談には市の知的障害者相談室に行くが、専門でないために解決には至らない。市役所内に精神障害専門の相談窓口があっても良い。相談窓口は増えたが、相談後の対応がなく、悩みを聞いてもらうだけの相談窓口になっている。 ◆精神障害者は廃人ではないと思っているので、医療保護入院から社会復帰ができるよう、地域移行の受け入れ態勢が整って欲しい。

- ◆身近な問題として、精神科へ受診もせずに家に引きこもり、深夜になると騒ぐような「医療に繋がっていない精神疾患患者」に対してはどのように対応したら良いか。本人に自覚がないため、相談に繋がらず介護する母親も神経症を患う危険性がある。
対策としては、家族以外で受診を勧める事ができるような良き理解者による忠告が必要で、本人からの信頼を得て距離感を縮めるためには、善意による連続的な訪問が必要だと思う。本人が構えることのないよう、自然体で話ができるような間柄の人物が適任である。逆に強制入院をさせて隔離をしたことにより落ち着きを取り戻し、社会復帰して自立できた例もある。それには母親（近親者）の意志や決断が必要。
- ◆精神科での待ち時間が長いとその間に病変する事があるので、暴力が絶えない場合には、（家族のレスパイトケアという面でも）医療体制が整い、適切な服薬投与もなされる医療保護入院が最も適切だと思う。

3 福祉サービスの充実について

- ◆引きこもり等で受診できない場合に精神科の主治医の依頼による訪問看護サービスは利用できるが、精神科やメンタルクリニックの医師による訪問医療サービスがないため、例えば手帳取得や更新のために医師の意見書が欲しくても手に入れる事ができず、申請や更新もできない。
- ◆障害者福祉年金の更新も医師の診断書の提出が必要だが、本人が精神科を受診できない場合には更新手続きに支障をきたす。「代理人による手続きは受け付けない」という制度上の制約は、外出が困難な精神障害者にとっては死活問題となっている。
- ◆福祉サービスが使えないのではなく、福祉サービスを使いたいという意思が本人や家族にあれば使えない時代ではないと思うので、本人や家族を説得する方法が課題。
- ◆犬山市にはグループホームがないことが課題。施設の短期入所サービスが精神障害者も利用できるのであれば、もっと周知して欲しいと思うし、グループホームには短期入所サービスがないが、受け入れてくれる施設があれば短期入所を利用したいと思う。
- ◆長年にわたり犬山市は精神保健福祉サービスの多くを犬山病院に依存しすぎていると思う。近隣の市町に比べて福祉サービスが遅れている原因も、犬山病院に依存しすぎているためだと思われるが、犬山病院は大きいといっても病床数に限りがあるため、10年間変わらない体質を改めるためにも、市が動かなければいけないと思っている。
- ◆犬山病院も精神病の患者のみを受け入れているわけではなく、老人性の認知症なども受け入れているため、今後について検討して行かなければならないと思う。親亡き後の問題にも通じていて、名古屋市等では若年でも入所可能なグループホームなどの入所施設があり、そこを生活の拠点にして暮らしている。
- ◆親亡き後の障害者支援として、精神障害者が自立して安心して一人暮らしができるシステムを構築して欲しい。例えば、ピアサポートなどのサポートを受けながら、また、一時預かりなどの福祉サービスを利用しながら、精神病院に収容されるのではなく、1人暮らしが送れるようなシステム。今の制度ではまったく進歩がないと思う。
- ◆成年後見人がついたが、関わり方が分からない。行政との関わり方や成年後見人との関わり方など、様々な悩みを聴いてくれる相談相手が欲しい。

4 障がい者の地域理解や交流について

- ◆やはり地域住民の声掛けや見守りは必要。地域の見守りがないと孤立した精神障害者の危険を察知することができないし、危険を感じる場合は地域住民で助け合えるような連携と共助が必要。
- ◆近隣住民が危険だと思っていても、障害者本人が家族の忠告を聞かない、または家族も動かないような場合に対する相談機関が必要。行政の窓口ではなく、地域内に誰もが気軽に相談できる窓口を1か所設置し、そこから医療や保健や福祉の専門機関に繋げ、障害者の両親も説得してもらえるような包括的な機関があれば最適だと思う。

- ◆最近特に、地元の方たちが何も口を出さずに見守ってくれている事を感じる。良い関係を保つためには、当事者の父親や母親が常に明るくふるまい、周囲を安心させる事が必要かと思う。
- ◆地域との関わりを断つことがないように地域活動にもきちんと協力することで、地域の人にも理解をされる。家族が地域と関わり合いを持つ事が大切。

5 障がい児の療育・教育の充実について

- ◆市役所の障害福祉担当者が状態を把握しているだけで、他の福祉関係者に情報共有されていないように感じる。庁内でも情報共有されていないために、部署や窓口を移動すると手続きが繋がっていかない。パソコンでデータ化してもいいし、マイナンバーカードに保存してもいいし、健康保険証に紐づけてもいいので、福祉関係の個人的な情報はオンライン化にして欲しい。医療や福祉など、すべての関係者が状態を正確に把握していれば、家族も行政に相談しやすい。
- ◆特に福祉関係の窓口は、一括して本人の情報がわかるようなワンストップ化が必要。
- ◆市役所の相談にたどり着けない家庭こそ最も問題を抱えている家庭である。
- ◆現在の市の制度は非常に使いづらいし、思いやりが無い。痛いところに手が届くようなシステムで、困っている事に気づき、家まで走って来てくれて親御さんの悩みに気軽に乗ってくれるような制度が必要。介護や看護の専門職でないと難しいと思う。

6 雇用・就労の促進について

- ◆非正規社員として20年間働いているが、会長と社長は理解があり一般社員の方と働いていることで張り合いがあるし、自信が持てる。
- ◆中学から高校にかけて不登校を経験し発病した。牧場で農作業をしながら作業療法が受けられるフリースクールに通ったところ、精神状態が安定し、見違えるほどたくましくなった。期間は2ヶ月程度だったが、非常に効果があったと思う。復学し、心理学を専攻するために大学にも進学し、一般就労ができたのはそのおかげだと思う。
- ◆働きやすい環境、困った時に話を聴いてくれる職場環境、良い人間関係が、障害者でも長期で働き続けることができる要因。ストレスを溜めてしまうのでストレス発散が重要だが、障害者雇用で配慮した働き方の支援や社内間の思いやりなどに助けられて長く続いている。

7 防犯・防災対策の充実について

- ◆災害にみまわれた時に精神障害者はどうなるのかという不安は常にある。避難所に避難しても、子どもは一般の人と同じように行動できないし、環境が変わって状態が悪化するだろうと思う。
- ◆避難指示に従えば避難所で状態が悪くなるだろうと思われ、周囲も親も大変であり、自宅の二階に留まり自主的に防災するしか方法はなく、そのため災害への対策は十分に行っている。
- ◆高台に住んでおり、避難所までの道程がかえって危険なために避難指示に従う気はない。
- ◆地震以外は慌てる必要がないと思っている。犬山のような地盤の固い土地で災害が発生するのであれば、近隣に避難場所はないと思われ、自助努力が必要かと思うので、家族が騒ぐ事なく本人を落ち着かせることこそ重要だと思う。

8 スポーツ・文化活動の促進について

- ◆しらゆり会では文化活動として、ひだまり作品展に参加しており、応募作品のなかで、障害者本人が元気だったころの油絵は評判を呼んだため、これからも絵画、作文、詩など募集し、出展したい。
- ◆市民の美術展にも子どもの状態の良い時に出かけて鑑賞したが、興味を示さないのも、公民館講座への参加も本人の興味次第だと思う。

- ◆屋外で日光を浴びる運動は精神疾患治療に有効であり、屋外プールでの水泳を希望しているが、市内のプールが閉館になり犬山市には屋外プールがない。近隣の市町には温水プールが整っているが、屋内であることと温水を嫌がるために、北名古屋市まで足を運ばなければならない。北名古屋市の屋外プールは、障害者が無料で付き添いも無料であるため、遠くても出かけて、子どももとても喜んでくれる。犬山市内の小学生も同様の意見で、小学生も希望しているので、犬山市に屋外プールの設置を検討して欲しいと思う。
- ◆次々と近隣市町の屋外プールがなくなっているが、児童にとっても障害者にとっても最も健康に役立つ施設だと思う。他にコストのかかる施設はいくらでもあるので、スポーツ・文化施設として見直して欲しいと思う。
- ◆地域包括ケアシステムの在り方についても、地域住民すべてを対象にしているために、精神障害者は人と会うことも、会話することも、付き合うことも、グループで仲良くすることも苦手な人たちが多く、子どもに役立つと思われるような行政の取り組みがなかなか見当たらない。

9 差別の解消と権利擁護について

- ◆成年後見人に不信感を抱いている。
- ◆成年後見人に預金通帳の隅々まで把握される事に対して、法律の知識がない自分にとってはかなりの不信感があり、誰が見方で誰が敵なのかもわからなくなり孤独感を感じている。ヘルパーをつけたくて、ケアマネージャーにも頼んだが、自分で探すようにという回答で、また、成年後見人に辞任したいと言われ、誰に相談すれば良いのかと困惑する。そのことから近親者までもが信用できなくなり人間不信に陥っている。

10 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について

- ◆スマートフォンを持っていないので、情報に疎く、そのため不安が増大するが、市役所に相談に行くことも難しいと思う。

11 その他

- ◆子どもが精神科に入院していて、2週間を過ぎても容態が変わらず不安が募る。親の亡き後の心配が尽きず、相談先を求めている。
- ◆行政が情報を一つずつ拾い集めてひと家族毎に支援の手を差し伸べないと、障害者や家族が抱える本質的な問題は解決しないと思うので、個人情報乗り越えて情報収集を行い、次に繋げて欲しいと思う。

(4) 犬山市児童発達支援利用の保護者

日時：令和5年9月1日（金）

1 福祉サービスの充実について
◆療育等を利用させていただき、大変ありがたいと思うし、本人たちのためになっていると感じている。できれば、月23日という上限をなしにさせていただき、いつでも勉強等ができるようにしていただけると非常に助かる。上限を超えないように調整しないと事業所にも迷惑をかけてしまうので、いつも気にしている。 ◆9時半からの利用のため、親は働きたいと思っても、仕事に限られてしまっている。もう少し早い時間から利用ができるとありがたいと思う。 ◆放課後等デイサービスや児童発達支援センターの利用時間については、兄弟で違うサービスを利用しているので、融通がきくと大変ありがたいと思う。時間が少しだけずれていることで、負担が大変である。 ◆4月に手帳をいただき、利用している。他のサービスは利用していないので、困り事はない。 ◆上限日数以外にも、定員に空きがなく、週に2回しか利用できない等、事業所の体制の都合で、希望の沿った利用ができないこともある。他の事業所と掛け持ちで利用して、利用回数を増やす等の必要がでてくる。事業所の体制を整えていただき、利用限度まで使えるようになるとありがたいと思う。状況としては、希望と現実が合致していないが続いている。 ◆児童発達支援センター喜璃夢を利用しているが、先生方のご指導が大変すばらしく、理由に基づいて「このようにするんだよ」という流れで進めていただいている。ただ、そのような指導をしていただけない事業所もある。できれば、市の担当者は、新しい事業所や疑わしい事業所に訪問、点検していただきたいと思う。内容は充実していないけれども、子どもを集め、料金だけいただいているのではないかという疑いのある事業所もいくつかあるように思う。市役所に監視の目をもっていただき、安心して子どもを通わせたいと思う。 ◆児童発達支援センター喜璃夢を利用しているが、とても良い対応をしていただいている。他の施設では、母子分離ができていない子どもは、年長まで付き添わなければならないとか、お弁当をつくる必要があると聞くと、喜璃夢では母子分離をしていただけて、給食も出せていただけてありがたいと感じている。 ◆複数の子どもがいることで、子育てに体力も消耗し、話しをする相手もおらず、孤立気味。保健師はたまに電話をしてくれるが、会って、子どもの様子を見ながら、現状の相談をしたいと思っても難しい状況。そのような孤立気味の保護者には、訪問等の支援や、決まったサポーターをつけて、定期的な対応ができると良い。会って、ほんの少し話をするだけで、「助けてくれる人がいる」という安心感が生まれると思う。 ◆父母会でいろいろな方と交流したいという思いはある。広報に少し情報が載っているが、もう少し積極的に啓発していただけると良い。気軽に参加できることをPRすれば、参加したいと思う人は多いはず。土日だと子どもがいて参加しにくいので、回数を増やしていただき、平日にも開催されると良い。
2 障がい児の療育・教育の充実について
◆障がい児保育枠で、5歳の子どもを保育園に通わせているが、空きがなく、家からとても遠い園に通っている。年長のため、来年は地域の学校に就学する。対人関係に困難があり、半年かけてやっと通園できるようになったが、地域の小学校には知っている子どもがいない。できれば、障がい児は、地域の小学校に関連できる近くの保育園に就園できるように配慮していただけると良いと、強く思う。 ◆複数の子どもがいて、教育と療育を同時にする場合は、本当に大変。送迎の距離が長いと負担も増える。名古屋市の例では、移動支援があるようで、そのようなサービスがあれば、親の負担も減るし、子どもたちの気持ちにもゆとりが持て、こころが落ち着くと思う。送迎中に癇癪を起すような子どもを、車に乗せて長時間運転することは本当に大変。

- ◆兄弟を一宮東に、児童発達支援センターに通わせている。低学年のうちは、時間割の都合で学校のバスに乗れないので、兄を必ず毎日送迎する必要がある。来年、弟が就園すると、9時から14時という障がい児枠での保育を希望したくても、兄の送迎の都合で、12時半に切り上げなければいけない。とても悩んでいる。障がい児枠だと、緊急時以外に延長は認められないそうだが、少し柔軟な対応をしていただけるとありがたい。
- ◆犬山市は施設に乗り入れしているところが非常に少ないと思う。一宮市では、支援学校があるからかもしれないが、乗り入れしている事業所が大変多く、驚いた。そのような整備を検討していただけるとありがたい。
- ◆送迎があればどの施設にでも預けたいわけではなく、やはり安心できる施設に通わせたいという思いがあり、親は送迎をがんばっている。市内の施設の内容を吟味していただいた上で、送迎の支援等も考えていただけると、本当にありがたい。

3 生活環境（移動・交通・住宅環境等）の充実について

- ◆園も学校も家から離れたところがあるので、近所の子どもとは知り合っていない。脱走して迷子になったとき、自分の名前も言えないので、地域で知られていないことがとても不安。
- ◆親が年をとっていったときのことを考えると、子どもの頃から地域で見守るような仕組みがないので不安。
- ◆子どもの特性上、地域との交流がない。地域のお祭等、人が集まる場所にも、迷惑になるので行けない。ただ、交流が必要だと思うこともある。
- ◆移動は、車の一択しかない。子どものうちは、公共交通機関は利用できないと思う。ガソリン代金も値上がり、車も消耗していくので、維持管理が大変。わがままかもしれないが、車の維持に何らかの支援がいただけるとありがたいと感じている。
- ◆災害時にも、知らない人がいる場所には絶対に避難できない。どのようにしたら良いのか、まったく分からない。
- ◆地域の人が障がい児への対応を学ぶ機会があれば良い。地域で助け合いたいという機運があれば、安心して生きていけると思う。啓発が大切だと思う。
- ◆避難計画は、アンケート調査で希望しなければ作られないので、例えば、療育手帳をもっている方には必ず出してもらうとか、手帳をもっていなくても、希望される方には出すというような対応をとっていただけると良い。事業所と絡めた支援をしていただけるとありがたい。
- ◆災害時に、事業所に避難できるとありがたい。子どもが慣れている場所に避難できれば安心。利用者でなくても、近くにいる、避難が難しい人を受け入れていただけると良い。

4 スポーツ・文化活動の促進について

- ◆大勢が集まり、大きな音が出ている場所には居られないという特性のある子どもは、スポーツ大会への参加は難しいと思う。
- ◆身体を動かしたいのでスポーツをしたいが、発達障がいがあるので、習い事ができるかどうか悩んでいるという話を聞いたことがある。市で、障がいがある人も参加できるスポーツ教室を企画していただけるとありがたい。ただ、チラシが入るだけだと参加を躊躇してしまうので、「参加して大丈夫」ということを強く打ち出していただけると良い。
- ◆スポーツ振興会の方から誘っていただき、ボッチャの大会に参加した。初めての参加だったが、年配の方から子どもまでおり、いろいろな形の交流ができた。
- ◆市内の事業所が集まり行うイベントもある。
- ◆自立支援協議会の子ども部会で、他の事業所と交流する機会もある。少しずつ交流している。そのようなことを繰り返し経験することで、子どもたちも達成感を得ることができる。そこに、行政の支援が入ると良い。

5 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について

- ◆他の施設の情報を得る手段は、保護者の方の口コミが多く、様子を聞かせていただける。仲良くなったお母さんに、他の施設の良いところを聞いて、見学に行ってみて利用するという感じで、広まっていくことが多いと思う。
- ◆新しい施設の情報を新聞広告等を見て、問い合わせたこともある。
- ◆児童館に行ったときに、支援員から情報を聞かせていただくこともある。
- ◆1つの情報が入ると、それを試してみるが、遠かったり、合わなかったりして、結局はその情報に振り回されただけになることが多いように思う。本当は、自分が選択できるほどの複数の情報が提示され、その中から希望のものを引き出せるような形が望ましいと思う。
- ◆保護者同士の交流が苦手な人は、情報が手元に届きにくいと感じる。東児童センター「さんにいれ」には、情報を付箋で貼っている地図があり、例えば、「良い公園がある」というような情報を見つけて、行ってみることができる。場所以外のいろいろな情報、例えば、「ごはんを食べないときには、このようにしたら良い」というような情報も、共有する場所があれば、自分が必要なものを引き出せて便利だと思う。
- ◆子育て支援の事業と、障がいの事業の両方があるが、担当者同士の連携はどのようになっているか。子育てにも障がいの分野のことが入ってくるでしょうし、障がいにも教育的な要素は入ってくるので、行政の横の連携として、情報を共有できることが必要だと思う。
- ◆広報に支援学校の学校説明会の情報が載っているが、それを見ないと知らない間に終了してたりする。「願書配布がこの時期にあるので、気を付けて」と親同士で注意合っているが、WEB等での情報発信があればうれしいと思う。
- ◆ホームページに、子ども未来課と福祉課が共同で、子どもに関する手続き等の情報をまとめて載せることができると良い。すでにそのような記載もあるが、事業者も登録して、お持ちの情報も一覧で見られるようにすれば、大変便利だと思う。私は、子ども特性から施設を利用できないので、施設に情報があっても得ることができず、児童館等の支援員のお話も聞くことができないので、一覧でまとめてサイトに挙げていただけると、夜中の空き時間に携帯でさっと見ることができ、大変ありがたい。孤立した保護者が、情報もなく孤立し続けている可能性はある。「ここを見れば、子どもの情報は大丈夫」というようなサイトを早急に立ち上げていただくことを望む。
- ◆福祉課を最初に利用したとき、成育歴を詳しく記載したが、支援センターを利用し始めるときにも、同じような情報を記載した。病院に行っても、同じことを聞かれるし、学年が上がり学校教育課のお世話になるときにも同様。兄弟がいると、子どもの細かい情報も混同しがちで、大変。マイナンバーも登録したので、一度記載した情報が連携されるように仕組みがあれば、大変ありがたい。
- ◆子どもの障がいがあったときに、一番大変だったことは手続き。多くの課に本人を連れて行かなければいけないことが多く、たくさんの書類に記載するときに、子どもがいてとても大変だった。子どもを連れて行くな、その場で記入するのではなく、あらかじめ記入したものを提出するという形にしていただけるとありがたい。検査と手続きを同時にすることは、本当に大変。一度、すべての情報を入力すると、複数の課で、その情報を共有していただけるようなシステムを望む。加えて、市役所と病院の情報連携があれば、大変助かる。
- ◆保護者の同意があれば、先に記入した情報を他の事業所も見られるというような仕組みがあれば、ありがたい。成長とともに内容が変わる場合もあるが、変わらない基本的な情報の部分だけでも、そのような対応をしていただけると良い。

6 雇用・就労の促進について

- ◆親がどれほど働きたいと思っても、送迎等の負担が多くて、働くことはできない。昼ご飯を食べる時間もない親もいる。働ける時間が少な過ぎて、雇ってくれる企業はないと思う。
- ◆親は育児で社会から分断されているので、働くことで社会とつながりたいと考えているが、それは不可能。

(5) 犬山市放課後等デイサービス利用の保護者

日時：令和5年9月1日（金）

1 福祉サービスの充実について
◆市内にいろいろなサービスがあるので、自分の目で確認して、子どもに合うものを選ぶことができる。いろいろな経験をさせたいと思っているので、楽しんで行ける場所を選ぶことができる。 ◆送迎があるところとないところがあるが、親の仕事に都合上、できれば送迎があるとありがたい。例えば、送迎だけをしてくれる福祉の移動支援が併用できるのであれば使いたいと思う。実際に利用が可能なのかどうかは、分からない。 ◆他の保護者の口コミを聞いて見学に行くことが多いが、市役所から情報をいただくことはなかった。情報は自分で探していく必要があるので、ホームページ等に、「このような子どもは、このようなところが良い」というような情報付きの一覧が挙がっていると助かると思う。 ◆いろいろな学年の子どもが混じっているところもあるが、学年別に曜日が決まっているところもあり、月に2回通っている。そこでは学習面をみていただき、宿題や夏休みの課題の読書感想文や習字も持参すればみていただける。就学前には、着席して授業を受ける練習もしていただけて、学習に特化していると感じる。 ◆違う内容のサービス2か所に通っている。事業所の強みや特徴が、実際に利用しなくてもわかるような仕組みがあると良い。 ◆子どもの障がいがあったときに、まったく知識がなく、説明を受けても、「事業所」「児童発達支援」「放課後デイサービス」等の言葉の意味も分からない状態だった。年に1回でも、半年に1回でも説明をしていただける機会があれば、ありがたい。初めてのころは、たくさんある放課後デイサービスのどこに行かせれば良いのか分からなかった。市役所の方も、「ここが良い」とは特定できないと思うが、事業所の特徴や、どのような子どもが利用しているのか等の情報を、説明会に事業所の方が来られて説明していただけるとありがたい。 ◆子どもが大きくなって、障がいが重くなると、ショートステイを希望通りには使えなくなると聞く。どこで手続きすれば良いのかわからず、結局利用できずに、親は休む時間もなくなると聞いた。高等部の親御さんは、休めるのは修学旅行のときだけで、例えば、てんかん等の病気があれば、修学旅行のときも、親が同行するということで大きなストレスを抱えることになる。そのような状況が少しでも改善できる方法があれば良い。 ◆市役所のホームページを見てみたが、情報が一覧で挙げてあるとわかりやすいと思う。短期ショートでも使えるところの情報がわかるような仕組みが必要だと感じた。 ◆「ワンダフル・レインボー」というガイドブックに事業所名は書いてあるが、内容までは細かく書かれていない。 ◆特に子どもの障がい重度であれば、親はとても忙しいので、必要なときにすぐに情報が得られ、困ったときに頼ったり、相談したりできるものがあればうれしいと思う。
2 障がい児の療育・教育の充実について
◆このような話を福祉課とできると思っていなかった。 ◆今でも支援学校の修学旅行に保護者がついて行く場合があることに驚いた。私の5年生の子どもは重度障がい、地域の学校に通っている。野外学習に行ったとき、初めて親と離れて眠ることになり、保護者の同行が必要になった。いくら障がいがあっても、そのような経験は必要で、いつかは親から自立していかなければいけない。学校側の人手の都合で難しいということは理解できるので、そのようなときに、福祉サービスが利用できれば、大変ありがたい。学校と福祉が連携して実現することを望む。今後は医療的ケア児や肢体不自由児でも、地域の学校に通いたいという方が出てくると思うが、修学旅行や野外学習のことで困っている。兄弟がいると、さらに難しい状況であり、ぜひお願いしたい。

- ◆5年生の子どもは、野外学習には、何とか1人で参加した。事前に、先生と打ち合わせをした。初めての場所が苦手なため、1年生のときから、遠足は事前に家族で下見に行くようにしていた。行程表をいただき、歩くルート等も確認して実際に歩き、問題ないので大丈夫だと知らせていた。1年生のときだけは、学校から親も同伴してほしいと言われ、問題が起きればすぐに出来るように、離れて見ていた。親の仕事が休めない場合や、兄弟がいて出向けない場合は、市の福祉サポートが受けられると良い。
- ◆学校に入出が足りないと感じる。支援学級の人数が増えており、先生は低学年の子どもにかかりきりになる傾向があり、高学年の子どもはひとりでがんばることになっている印象がある。
- ◆1年生のときから、交流学級にはひとりで行き、授業を受け、ひとりで帰って来なければいけない。先生がついてきてくれることはないが、トラブルが起きるのは交流学級が多いので、そこにサポートで入っていただけの方がいれば、トラブルが回避できると、ずっと考えていた。
- ◆プールの授業も、水の中まで一緒に入ってサポートして下さる方がいないと受けられないということで、参加できなかった。本人にも話して納得させたが、同級生がプールに入っているのに参加できず、かわいそうだった。
- ◆就学時に、支援学校か地域の支援学級かを悩んだ。地域の支援学級に就学したが、ときに友達を叩いてしまうようなことがあり、加配の先生がいていただけだとありがたいと感じていた。先生の数が少ないということで、対応は難しいと思う。
- ◆就学時前に何度か見学し、親からも保育園からも様子や特性についての情報を学校にお伝えしたが、トラブルがあった際に「以前にも、このようなことがあったか」と聞かれて驚いた。親として心配し、何度も伝え、先生方の負担も考えてお願いしたつもりだったので、情報が活かされていないことが残念だった。
- ◆支援級の中にいるときは、先生の眼があるが、交流級に行くときに、トラブルや移動中に転びやすい等の心配があるので、良い方法がないのかと考えていた。
- ◆介助員や支援員の存在がある。重度の子どもにしかつかれないかと思うが、介助員は身の回りのことをお手伝いして、勉強は教えない、資格を有しない方である。そのような方は、学校に慣れるまで必要な存在だと思う。介助員という存在が知られていないことを、ずっと教育委員会にお伝えしている。少しずつ動いていただけ、教育委員会も年中児の調査に出向き、地域の学校を選ぶ際に制度についての説明を、その場でしているということである。ただ、その情報だけでは不足、地域の学校に行かせたいけれど支援学校を選んだ方もいる。利用できるサービスの見える化を進め、小さなころから選択できるような情報を届けて欲しいと思う。私も介助員の存在は、先輩ママからの口コミで知った。利用するときには、ほとんど使われていないサービスで、基本的には利用は肢体不自由の子どもだけに付けられていた。私の子どもの場合は給食がしっかり摂れていなかったもので、介助する目的で、学校が申請していただけたのだと思う。
- ◆子どもを知っていただきたいという思いで、地域の学校に入れた。先生方もご存じないことが多いので、市で利用できるサービスの一覧があれば良い。
- ◆支援員は教員免許をもった方で、市での面接等の審査を受けた方だと思う。
- ◆八王子市の「学校サポーター」が、テレビで紹介されていた。有償ボランティアで、育成講座等を受けた後に認定されるということである。人材バンクに登録し、学級に入って、教師と一緒に支援が必要な子どもをサポートするということだった。例えば、障がい児の子育てを終えた方等の経験者がおられれば、安心であり、頼れると思う。支援学級の先生でも経験の浅い方だと、十分な支援が受けられないこともある。犬山市でも「学校サポーター育成講座」を実施していただけると良い。
- ◆子どもは高校1年生のため、就労のことを考えている。犬山市は就労先があまりにも少ないと感じている。一宮市の学校に通っているの、一宮市の情報は多く入るが、至る所に就労先がある感じで、うらやましく思う。足がないので、犬山市内で就労先を見つけたいと思うが、不安。市役所からは一覧の冊子をいただいただけであり、具体的な話を聞きたいと思う。子どもによって、できること、できないこと、得意なこと、苦手なことがあるので、就労先を見つけることは難しいことだと思う。

◆就学時には、地域の学校に行くか、支援学校に行くか大変悩んだ。障がい児の数は多いのに、支援学校があまりにも少ないと感じた。支援学校や保育園をつくるには、周辺住民の反対もあり難しいのかもしれないが、近くにないので選択しにくいと思う。「みんないっしょ」と言いながら、みんないっしょではないと感じる。多くの人が障がい児のことを、もっと知りたいと思う。

◆犬山市の体制は不十分だと聞くと、犬山市から離れる気持ちはないので、もう少し充実させてほしいと思う。

5 情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）について

◆前市長のときには、市長のFacebookから情報を得ていた。

◆インターネットや知り合いのお母さんからの口コミから情報を得ることが多い。

◆口コミは参考になるが、丸ごと信用するのではなく、実際に自分の子どもに合うのかどうか、出向いて確認し検討している。

◆小さい頃は、当時の療育の親同士で情報交換しながら、良い場所などを教え合っていたが、ある程度大きくなると、子どもの個性が出てきて、特性も違うので、それぞれが必要とする情報も違ってくるのだと思う。

◆広い意味での口コミ情報と、保護者が以前から積み重ねた信頼できるネットワークは、少し違うと思う。

◆信頼できる相談先は必要だと思うが、情報が多過ぎても選択に迷うと思う。客観的な情報を取得しやすいように整えていただき、最終的には親が確認して決めると良い。

11 差別の解消と権利擁護について

◆他所から知り合いのない場所に引っ越してきたので、障がいのある上の子どもは子ども会にも入れていただけなかった。下の子どもには勧誘があったが、入らなかった。

◆小中学校は公立の支援学級に通ったが、毎年、春の説明会で、うちの子どもについての説明があり、理解を求めるような話があった。支援学級の子どもだとわかったとたんに無視されるようになることもあり、理解されずに毛嫌いされることもあるのだと分かった。話せば理解していただける方がいることも事実。理解していただけないことには慣れているが、やはり少しモヤモヤした思いはある。少しずつ理解していただけることが大切だと思う。高校生になったので、理解してくれる方も増え、親の知らない人とも知り合いになっていて、ありがたいと思っている。特に小学生のときには、偏見をもたれることが多かったように思う。

◆小学校の交流の中にも、グレーゾーンの子どもがとて多く、トラブル回避のために、座席は先生が決めるというクラスもある。数が増えたことで、理解が深まるかもしれないと思っている。

◆子どもが4年生のときに、学校に時間をいただき、学年全員の児童を集めて、夫がうちの子どもの障がいについての話をした。言ったら怒ることなど、特徴を説明し、トラブルの際には、子どもだけで解決しようとせず、先生に声をかけてほしいと伝えた。子どもたちに話をしたことで、子どもたちには理解していただけた。当時は、保護者に話をする勇気はなかったが、保護者全員に、同じ話をしても理解していただくことは難しいと思う。理解してほしいという思いもあるが、障がいのある子どもへの理解を求める機会は、どのようにすれば良いのか、分からない。

◆子どもの障がいについて話をすると、うなずいて理解してくれる方もいる。少しは理解してくれる人もいる。ただ、とても勇気が必要なことである。

◆まず、学校の先生に理解してほしいと思う。中には理解してくれている先生もいるが、昔ながらの考え方で、子どもの特性を活かした方法ではなく、一律のことをさせたがる先生もいる。また、体育時以外はなかなか交流をさせていただかず、やっと最近、書写だけは交流級にトライすることになった。先生方の中でも、どのように扱えば良いのかという知識がないのだと思う。入学時に校長先生から、うちの子どもが就学することに反対する先生も半分ほどいるという話を聞いた。送迎の際にも、そのような印象を受けた。そのような小さい集団から、意識を変えていけると良い。

8 用語の解説

あ

【ICT（アイ・シー・ティ：Information and Communication Technology）】

情報・通信に関する技術の総称。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

近づきやすさ。利便性。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいう。

【意思決定支援】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。

【医療的ケア・医療的ケア児】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。また、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障害のある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした機関である。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。

【強度行動障害】

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

【グループホーム（共同生活援助）】

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のことで、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

また、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退去後の相談に応じる。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【高次脳機能障害】

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態のことをいう。症状によって精神障害者保健福祉手帳等の対象となる。

【広汎性発達障害】(PDD: pervasive developmental disorders)

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障害における一領域」のことで、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

【合理的配慮】

障害のある人が障害のない人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【国際連合（国連）】

昭和20年10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持(略)人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」(国連憲章第1条) ことなどを目的として国連が発足し、平成29年5月現在では193か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成18年3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【高齢化率】

総人口に占める65歳以上の人口の割合ことをいう。

【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

【児童発達支援センター】

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

【児童福祉法】（昭和 22 年法律第 164 号）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

また、令和 4 年度の法改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととなる。

【自閉症】

言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来の多くの研究から脳の機能障害によって起こることがわかってきており、（１）社会的相互交渉の質的障害（２）コミュニケーションの質的障害（３）常同的・反復的な行動、関心、活動の３つの特徴を持つ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義づけられている。

【自立支援審査支払等システム等】

障害者自立支援法に基づく、障害者自立支援給付支払いや審査を行うためのシステムである。

【障害者基本計画】

障害者基本法第11条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害のある人の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

【障害者基本法】（昭和 45 年法律第 84 号）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】 （平成 23 年法律第 79 号）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益擁護を目的とした法律。

【障害者権利条約】

国連では、1970年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成18年12月、障害者権利条約が第61回国連総会で採択された。平成19年9月、日本は、条約への署名を行ない、平成26年1月に批准した。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されている。

【障害者雇用率制度】

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務等を課すことにより、それを保障するものである。

令和6年4月1日からの障害者雇用率については、民間企業では2.3%から2.7%に、国・地方公共団体等では2.6%から3.0%（教育委員会では2.5%から2.9%）に改めることとされた。ただし、経過措置として、令和8年6月30日までの間については、民間企業では2.5%、国・地方公共団体等では2.8%（教育委員会では2.7%）とされている。

【障害者支援施設】

施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。

【障害者自立支援法】（平成 17 年法律第 123 号）

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成17年11月に公布された法律である。年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度を目指す。平成24年6月に法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

（平成 17 年法律第 123 号）

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病が加えられた。平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、支援の拡大の推進が図られた。令和6年4月1日からは、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための改正法が施行される。

【障害者優先調達推進法】（平成 24 年法律第 50 号）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。

【身体障害者相談員】

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

【身体障害者手帳】

障害者福祉法に掲げる身体の障害がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、1級から6級までの等級があり、1級になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもののことをいう。

精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度に応じて、1級から3級までの等級があり、1級になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステム】

精神障害者も地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任することや、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにしたりするなどの不利益から守る制度。

【相談支援専門員】

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。

た

【地域活動支援センター】

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。

【知的障害者相談員】

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

【特別支援教育支援員】

小・中学校において、特別な教育的配慮を必要とする児童及び生徒への支援のために置かれる職員のことで、学習面・生活面等、教育活動全般においてサポートを行う。

な

【内部障害】

内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウィルス、肝臓機能障害がある。

【難病】

原因は不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。難病法に基づく「難病」の定義は、発病の機構（原因）が明らかでないこと、治療方法が確立していない希少な疾病、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とすることである。

【ノーマライゼーション】〔normalization〕

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方である。

は

【発達障害】

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

- ・学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）
- ・注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）
- ・広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

【発達障害者支援法】（平成 16 年法律第 167 号）

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援などについて定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。

平成28年6月1日に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）」が公布され、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現を目的に平成28年8月1日に施行された。

【バリアフリー】

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障害者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

【避難行動要支援者】

犬山市における避難行動要支援者の範囲は次の者のうち、在宅者で、自力で避難することが困難で、避難確保に特に支援を必要とする者とする。

- ・介護保険の要介護3から5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳（内部障害を除く）1級から3級までを所持する者
- ・療育手帳 A 判定を所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・その他上記に準ずる者（難病患者など）

【避難行動要支援者支援制度】

避難行動要支援者支援制度とは、市が災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行うため、避難行動要支援者の把握と、名簿の作成、避難支援等関係者への名簿情報の提供及び避難行動要支援者の個別の支援計画の作成などについて定め、実施する制度である。

【福祉用具】

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。

なお、補装具とは、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。

や

【ユニバーサルデザイン】

ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則１：だれにでも公平に利用できること、原則２：使う上で自由度が高いこと、原則３：使い方が簡単ですぐわかること、原則４：必要な情報がすぐに理解できること、原則５：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則６：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則７：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの７原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。

【要約筆記】

聴覚障害者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障害者等に伝達するもののことをいう。ＯＨＰ（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

【療育手帳】

知的障害者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害と判定された人に対して、都道府県知事等が交付するもののことをいう。

身体障害者手帳には、障害の程度に応じて、A判定からC判定までの等級があり、A判定になるほど、重度と認定されている。

各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。